

平成26年度

ダイオキシン類対策特別措置法

施行状況

平成28年3月

環 境 省



はじめに

本報告は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号。以下「法」という。）の施行状況等を把握するため、都道府県及び法に基づく政令市（政令指定都市及び中核市を規定。以下「政令市」という。）計110地方公共団体からの報告に基づき、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間を対象に

- (Ⅰ) 特定施設の届出等の状況
- (Ⅱ) 特定施設に係る規制事務実施状況
- (Ⅲ) 設置者による測定結果報告状況
- (Ⅳ) 土壌汚染対策の状況
- (Ⅴ) 都道府県・政令市における条例制定状況
- (Ⅵ) その他

を取りまとめたものである。

なお、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）においては、関係13府県のうち瀬戸内海の水質保全に関係のある区域における工場又は事業場からの公共用水域への排出水が1日当たり最大50m<sup>3</sup>以上である水質基準対象施設の設置等に際し、事業者は法に基づく施設の設置・変更等の届出に代えて、瀬戸内海法に基づく府県知事等の許可（設置・構造変更）を受け、又は届出（氏名等変更・使用廃止）を行うこととされている。本報告においては、水質基準対象施設に係る届出状況について、この瀬戸内海法に基づく許可及び届出の状況を合わせて取りまとめた。

平成28年3月

環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室  
環境省水・大気環境局水環境課  
環境省水・大気環境局土壌環境課



# 目 次

I. 特定施設の届出等の状況	1
II. 特定施設に係る規制事務実施状況	5
III. 設置者による測定結果報告状況	7
IV. 土壌汚染対策の状況	8
V. 都道府県・政令市における条例制定状況	8
VI. その他	8
表 I - 1 大気基準適用施設の届出等施設数(全国)	10
表 I - 2 水質基準対象施設の届出等施設数(全国)	11
表 I - 3 大気基準適用施設の届出等の状況(届出内容別-全国)	13
表 I - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況(全国)	14
表 I - 5 水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・総括-全国)	15
表 I - 6 大気基準適用施設の届出等の状況(施設種類別-都道府県・政令市別)	16
表 I - 7 水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括-都道府県・政令市別)	36
表 I - 8 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況 (施設種類別-都道府県・政令市別)	58
表 I - 9 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況 (施設種類別-都道府県・政令市別)	62
表 I - 10 大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種類別(法・鉱山保安法等関係法令施設別)-都道府県・政令市別)	66
表 I - 11 適用除外等の状況(大気関係・水質関係-全国)	88
表 I - 12 その他の届出等の状況(大気関係・水質関係-全国)	88
表 I - 13 適用除外等の状況(大気・水質別-都道府県・政令市別)	89
表 I - 14 その他の届出等の状況(大気・水質/法・瀬戸内海法別-都道府県・政令市別)	90
表 II - 1 報告徴収及び立入検査等件数(大気関係・水質関係-全国)	92
表 II - 2 命令、指導及び罰則適用件数(大気関係・水質関係-全国)	92
表 II - 3 排出基準超過施設・事業場への措置状況(大気関係・水質関係-全国)	94
表 II - 4 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況(都道府県・政令市別)	95
表 II - 5 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(都道府県・政令市別)	104
表 III - 1 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況(全国)	115
表 III - 2 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況(大気・全国)	116
表 III - 3 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況(全国)	117
表 III - 4 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況(水質・全国)	118
表 III - 5 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 (施設種類別-都道府県・政令市別)	119
表 III - 6 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (大気・施設種類別-都道府県・政令市別)	135

表Ⅲ－7	水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況 (施設種類別－都道府県・政令市別) ……	145
表Ⅲ－8	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (水質・施設種類別－都道府県・政令市別) ……	159
表Ⅲ－9	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係－全国) ……	167
表Ⅲ－10	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気・水質別－都道府県・政令市別) ……	168
表Ⅲ－11	設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係－全国) ……	170
表Ⅳ－1	土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況(全国) ……	171
表Ⅳ－2	報告徴収及び立入検査等件数(土壌関係－全国) ……	171
表Ⅳ－3	法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況 (特定事業場種類別－都道府県・政令市別) ……	172
表Ⅴ－1	都道府県・政令市における条例制定状況(全国) ……	174
表Ⅵ－1	水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・法－全国) ……	175
表Ⅵ－2	水質基準対象施設の届出等の状況(許可及び届出内容別・瀬戸内海法－全域) ……	176
表Ⅵ－3	大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況 (平成27年8月15日現在) ……	177
表Ⅵ－4	水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況 (平成27年8月15日現在) ……	179
表Ⅵ－5	排出基準超過施設・事業場における対応状況 (大気関係・水質関係－全国:平成27年8月15日現在) ……	180
表Ⅵ－6	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係－全国:平成27年4月～8月) ……	181
表Ⅵ－7	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気・水質別－都道府県・政令市別:平成27年4月～8月) ……	182
表Ⅵ－8	設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (全国:平成27年4月～8月) ……	184
表Ⅵ－9	設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (全国:平成27年4月～8月) ……	185
表Ⅵ－10	設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別－都道府県・政令市別:平成27年4月～8月) ……	186
表Ⅵ－11	設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (施設種類別－都道府県・政令市別:平成27年4月～8月) ……	206

# I. 特定施設の届出等の状況

## 1. 1 特定施設の届出等施設数（表 I - 1 ~ 2、図 1）

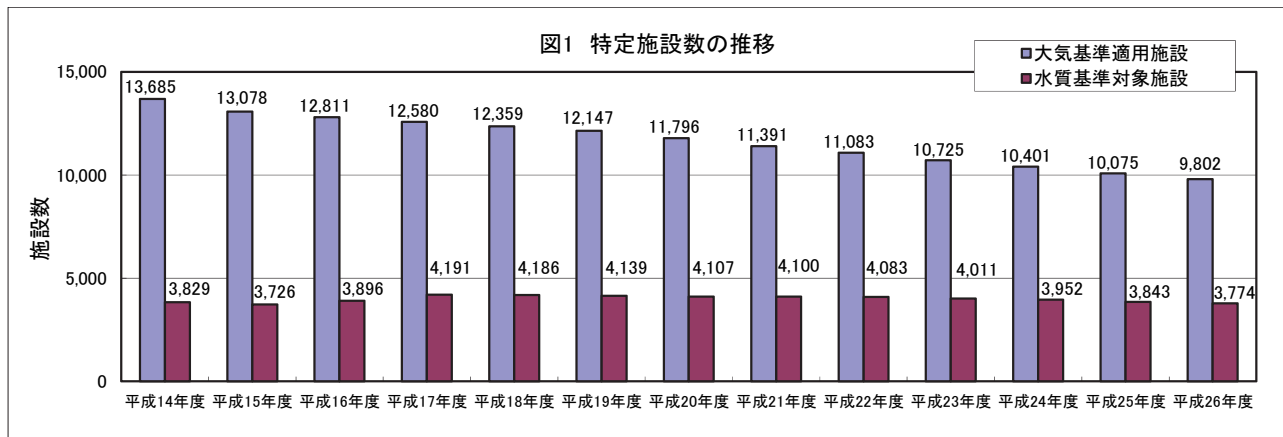
表 I - 1 に法に基づく届出がなされた大気基準適用施設の数、表 I - 2 に法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可（みなし許可を含む。以下同じ。）がなされた水質基準対象施設の数をもとめた。

平成 27 年 3 月 31 日において、大気基準適用施設数は 9, 786、水質基準対象施設数は法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可とを合わせて 3, 769 である。事業場数は、大気関係が 6, 986、水質関係が 1, 636 である。

また、法第 35 条に基づき鉱山保安法等他法で取り扱われる施設（以下「鉱山保安法等関係法令施設」という。）<sup>注 1)</sup>を加えると、大気基準適用施設数 9, 802、水質基準対象施設数 3, 774 であり、事業場数は、大気関係 6, 994、水質関係 1, 641 である。

法施行後の特定施設数の推移を図 1 に示した。平成 14 年度以降、大気基準適用施設は減少傾向にあり、水質基準対象施設は平成 17 年度まで増加した後、同様に減少傾向となっている。平成 26 年度は大気基準適用施設、水質基準対象施設とも前年度から若干の減少となった。

注 1) 法第 35 条により、鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に相当規定の定めがある施設・事業場については、法に基づく特定施設設置の届出等の規定は適用が除外されており、代わって、各法令に基づく権限を有する国の行政機関の長から都道府県知事又は政令市の長への通知等の規定がある。



## 1. 2 特定施設の届出等の状況（表 I - 3 ~ 5、図 2、3）

### (1) 大気基準適用施設

表 I - 3 に、全国の大気基準適用施設に係る届出等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり（表 1）。

表 1 大気基準適用施設に係る特定施設の状況

法に基づく施設	平成 25 年度末の施設数	10,054
	平成 26 年度中の推移	
	設置届出 [新設 (法第 12 条第 1 項)]	120
	使用届出 [既設 (法第 13 条第 1 項)] <sup>注 2)</sup>	11
	規制対象規模未満への変更届出 (法第 14 条第 1 項) <sup>注 3)</sup> } [廃止等] 使用廃止届出 (法第 18 条)	399
	平成 26 年度末の施設数 (事業場数)	9,786 (6,986)
鉱山保安法等関係法令施設	平成 26 年度末の施設数 (事業場数) <sup>注 4)</sup>	16 (12)
計	平成 26 年度末の施設数 (事業場数) <sup>注 5)</sup>	9,802 (6,994)

注 2) 既設の未届施設で、平成 26 年度に新たに届出がなされたもの。

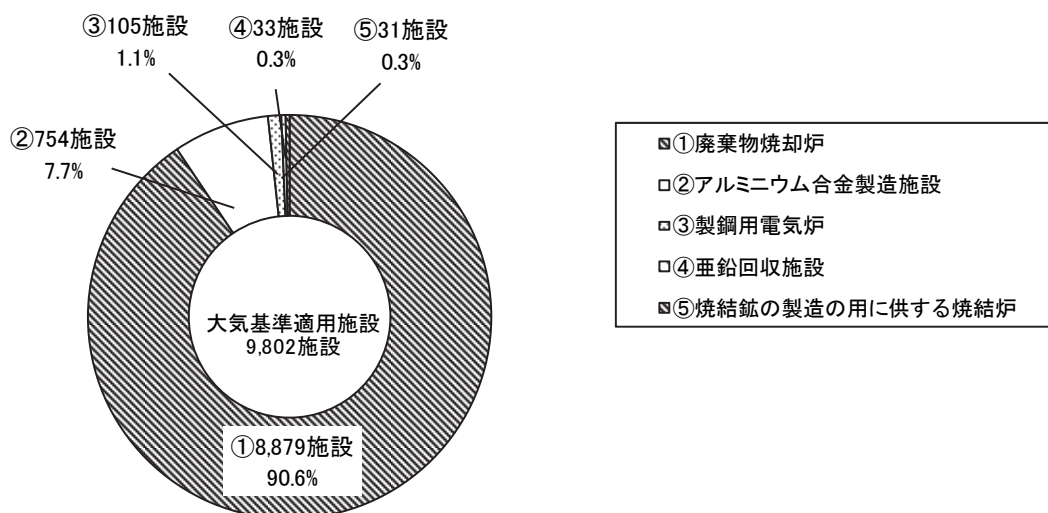
注 3) 法第 14 条第 1 項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより大気排出基準の適用を受けなくなった施設数。

注 4) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注 5) 事業場数の合計値は、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合の重複分（4 事業場）を除いた値である。

平成 26 年度末の施設数を施設種類別にみると、廃棄物焼却炉が最も多く 8,879 施設であり、全体の 90.6% を占めている。ついで、アルミニウム合金製造施設 754 施設、製鋼用電気炉 105 施設となっている。

図 2 大気基準適用施設の種類の割合（平成 26 年度末現在）





また、各施設の基準適用状況を表 I - 4 にまとめた。法施行規則別表第一が適用になる施設が 4, 0 3 7 施設、法施行規則附則別表第二が適用になる施設が 5, 7 6 5 施設となっている。

(2) 水質基準対象施設

表 I - 5 に全国の水質基準対象施設に係る届出（瀬戸内海法に基づく許可等を含む。以下、水質基準対象施設について同じ。）等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり（表 2）。

表 2 水質基準対象施設に係る届出等の状況

法及び瀬戸内海法に基づく施設	平成 2 5 年度末の施設数	3, 8 2 5
	平成 2 6 年度中の推移	
	設置届出・設置許可 <sup>注6)</sup> [新設（法第 1 2 条第 1 項・瀬戸内海法第 5 条第 1 項）]	4 8
	使用届出 <sup>注7)</sup> [既設（法第 1 3 条第 1 項・瀬戸内海法第 7 条第 2 項）]	8
	規制対象規模未満への変更届出・変更許可 <sup>注8)</sup> (法第 1 4 条第 1 項・瀬戸内海法第 8 条第 1 項) 使用廃止届出 (法第 1 8 条・瀬戸内海法第 9 条) } [廃止等]	1 1 2
	平成 2 6 年度末の施設数（事業場数）	3, 7 6 9 (1, 6 3 6)
鉱山保安法等関係法令施設	平成 2 6 年度末の施設数（事業場数） <sup>注9)</sup>	5 (5)
計	平成 2 6 年度末の施設数（事業場数） <sup>注10)</sup>	3, 7 7 4 (1, 6 4 1)

注 6) 瀬戸内海法に基づく許可等を含む。

注 7) 従来からの水質基準対象施設の未届施設で、平成 2 6 年度に新たに届出がなされたものを含む。

注 8) 法第 1 4 条第 1 項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより水質排出基準の適用を受けなくなった施設、若しくは瀬戸内海法第 8 条第 1 項に基づき変更許可がなされたもののうち、規模が小さくなることにより許可の対象外となった施設の数。

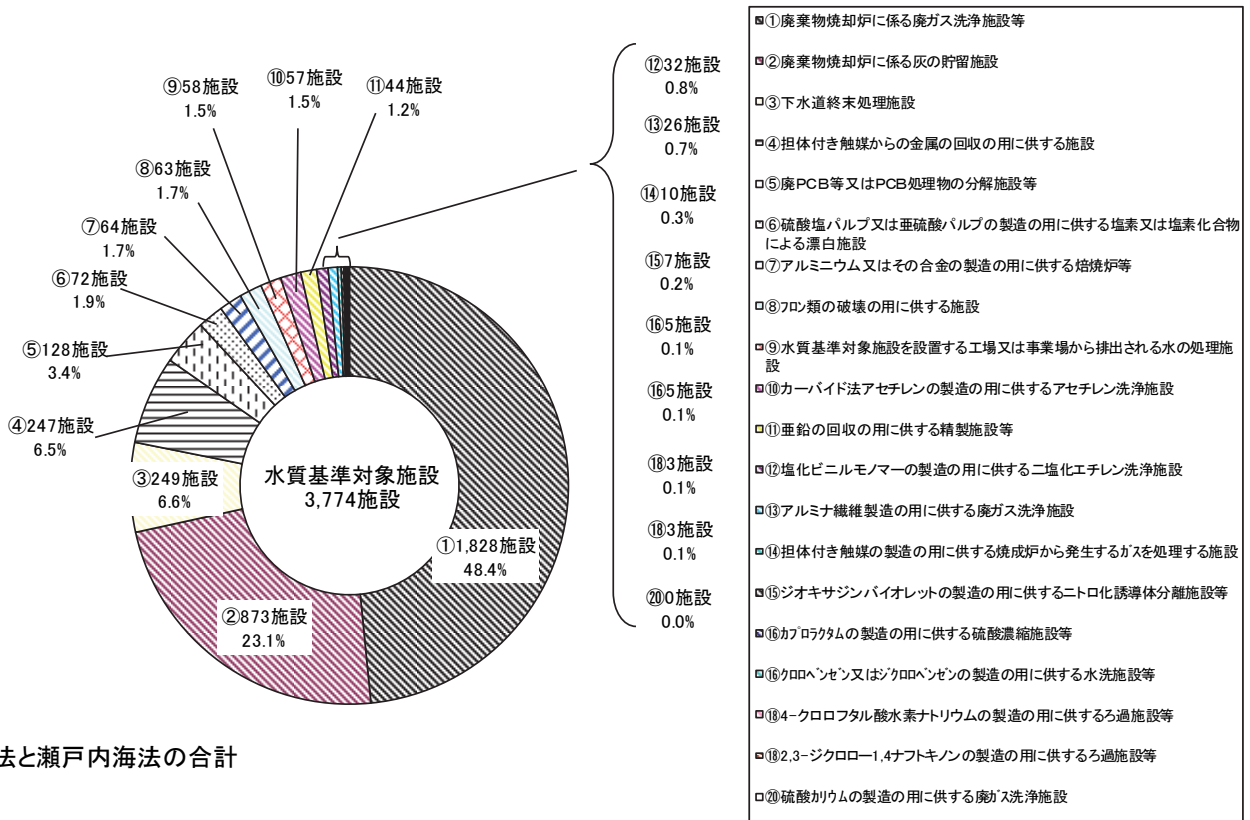
注 9) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注 10) 事業場数の合計値について、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合はなかった。

平成 2 6 年度末の施設数を施設種類別にみると、「廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの」が最も多く、この中で廃ガス洗浄施設と湿式集じん施設が 1, 8 2 8 施設、灰の貯留施設が 8 7 3 施設で

あり、合わせて、全体の71.6%を占めている。ついで、下水道終末処理施設が249施設、担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設が247施設となっている。

図3 水質基準対象施設の種別割合<sup>注)</sup> (平成26年度末現在)



注) 法と瀬戸内海法の合計

### 1. 3 都道府県、政令市別の特定施設届出等の状況 (表 I - 6 ~ 14)

表 I - 6 に大気基準適用施設、表 I - 7 に水質基準対象施設に係る届出等の状況を、施設種別・都道府県及び政令市別にまとめた。なお、都道府県の各集計には、都道府県下の政令市の集計数は含まれていない (以下同じ)。

鉱山保安法等関係法令施設について、表 I - 8 に大気基準適用施設、表 I - 9 に水質基準対象施設に係る状況を、施設種別・都道府県及び政令市別にまとめた。

大気基準適用施設に係る基準の適用状況について、表 I - 10 に施設種別 (法・鉱山保安法等関係法令施設別)・都道府県及び政令市別にまとめた。

法第35条2項に基づく国の行政機関の長からの通知及び法第36条2項に基づく都道府県知事等又は政令市の長 (以下「都道府県知事等」という) による資料の提出の要求等の件数は表 I - 11 に全国の状況を、表 I - 13 に都道府県及び政令市の状況をまとめた。

1. 2 に取りまとめた届出以外の届出 (以下「その他の届出」という) 等の状況については、表 I - 12 に全国の状況を、表 I - 14 に都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

## Ⅱ. 特定施設に係る規制事務実施状況

### 2. 1 規制事務の実施状況（表Ⅱ－1～3）

表Ⅱ－1～2に報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の件数並びに命令、指導及び罰則適用件数を、表Ⅱ－3に排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。その概要は、次のとおり（表3）。

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、全国で、法第34条第1項に基づく立入検査を実施した件数は、大気関係4,376件、水質関係860件であった。法に基づく命令が発令された件数は、大気関係5件、水質関係0件であった。

また、法に基づく命令以外で特定施設設置者に対し指導が行われた件数は、大気関係1,412件（口頭指導623件、文書指導789件）、水質関係65件（口頭指導25件、文書指導40件）であった。

都道府県・政令市による測定（法第34条第1項）及び設置者による測定（法第28条第1項）の結果、排出基準を超過した施設等の件数は、大気基準適用施設38件、水質基準適用事業場（水質基準対象施設が設置されている特定事業場）0件であり、それらのうち、5件に対しては、法第22条第1項に基づく命令措置（大気基準適用施設について改善命令3件、一時停止命令2件、水質基準適用事業場については0件）が執られている。罰則適用事例はなかった。

なお、法第35条第3項に基づく都道府県知事等から国の行政機関の長への要請<sup>注11)</sup>はなかった。

注11) 法第35条第3項により、鉱山保安法等関係法令施設に係る排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類に起因して人の健康に被害を生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事等は国の行政機関の長に対し、法第15条、第16条又は法第22条第1項又は第3項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法の規定（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあっては法第15条又は第16条に相当する同法の規定）による措置をとるべきことを要請することができる。

表3 規制事務実施状況

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
法第34条1項に基づく立入検査件数	4,376	860
命令件数 <sup>注12)</sup>	5	0
指導件数 <sup>注13)</sup>	1,412	65
基準超過件数 <sup>注14)</sup>	38	0

注12) 法に基づく改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）。

注13) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注14) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した件数。同一案件における複数回にわたる超過は1件と見なす。

## 2. 2 都道府県、政令市別の規制事務の実施状況（表Ⅱ－４～５）

表Ⅱ－４に大気基準適用施設、表Ⅱ－５に水質基準対象施設（水質基準適用事業場）に対する規制事務の実施状況を、都道府県及び政令市別にまとめた。

## Ⅲ. 設置者による測定結果報告状況

### 3. 1 設置者による測定結果の報告状況（表Ⅲ－１～４）

大気基準適用施設設置者及び水質基準適用事業場設置者は、法第２８条第１項に基づき、毎年１回以上、排出ガス及び排出水（廃棄物焼却炉では、同条第２項により、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む。）について、ダイオキシン類による汚染の状況を測定し、同条第３項に基づき、その結果を都道府県知事等に報告しなければならないとされている。

この設置者による測定について、表Ⅲ－１、２は大気基準適用施設、表Ⅲ－３、４は水質基準適用事業場に係る報告の状況をまとめたものである。<sup>注 15)</sup> その概要は、次のとおり（表４）。

平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの間に、大気基準適用施設のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出ガスの測定結果は、７，０３５施設（報告対象施設数９，７１７）、報告期限到来前に廃止した施設における排出ガスの測定結果は、１１６施設（対象施設３３２）から報告があった。

また、水質基準適用事業場のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出水の測定結果は、５４７事業場（報告対象事業場数６２４）、報告期限到来前に廃止した施設における排出水の測定結果は４事業場（報告対象事業場数１５）から報告があった。

注 15) 平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までに報告期限が到来した施設・事業場及び報告期限到来前に廃止された施設・事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上している。なお、水質基準適用事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第２８条第１項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

表４ 設置者による測定結果報告状況<sup>注 16)</sup>

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
報告件数 (報告対象数)	７，０３５ (９，７１７)	５４７ (６２４)

注 16) 平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの間に法第２８条第３項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）とした同期間における報告等の状況。なお、報告期限到来前に廃止された施設を含む報告件数は、大気基準適用施設７，１５１件、水質基準適用事業場５５１件となる。

### 3. 2 都道府県、政令市別の設置者による測定結果の報告状況等（表Ⅲ－５～８）

表Ⅲ－５、６に大気基準適用施設、表Ⅲ－７、８に水質基準適用事業場における設置者による測定結果の報告状況を、報告期限到来施設及び報告期限到来前廃止施設別、かつ施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

### 3. 3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況（表Ⅲ－9、10）

設置者による測定の結果報告がなされていない施設・事業場への措置状況について、表Ⅲ－9に全国の状況を、表Ⅲ－10に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

測定結果報告がない施設・事業場の設置者に対しては、口頭及び文書指導等の措置が執られた。

### 3. 4 設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況（表Ⅲ－11）

表Ⅲ－11に設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。

## IV. 土壌汚染対策の状況

表Ⅳ－1に汚染された土壌に係る措置の状況をまとめた。

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、新たに土壌汚染対策地域に指定された地域はなかった。

報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の状況について、表Ⅳ－2に全国の状況を、表Ⅳ－3に都道府県・政令市別の状況をまとめた。

## V. 都道府県・政令市における条例制定状況

表Ⅴ－1に都道府県・政令市における条例制定状況をまとめた。

平成27年3月31日現在、法第8条第3項に基づく上乗せ排出基準を定める条例を定めている地方公共団体はなかった。なお、16地方公共団体（岩手県・福島県・埼玉県・東京都・神奈川県・山梨県・三重県・大阪府・熊本県・札幌市・さいたま市・横浜市・川崎市・名古屋市・柏市・高知市）で、法に定める特定施設以外の施設に対して規制を加える等、地方公共団体独自のダイオキシン類対策に係る条例を定めている。

## VI. その他

### 6. 1 水質基準対象施設に係る法・瀬戸内海法別の届出等の状況（表Ⅵ－1～2）

1. 2（2）の水質基準対象施設に係る届出等の状況について、法及び瀬戸内海法別の届出等の状況を表Ⅵ－1及び表Ⅵ－2に取りまとめた。

## 6. 2 排出基準超過事例の概要及び措置状況（表VI-3～5）

2. 1の表II-3の取りまとめの対象となった排出基準超過事例の概要及び措置状況を表VI-3（大気基準適用施設）及び表VI-4（水質基準適用事業場）にまとめた。

なお、表中には表II-3取りまとめ以降の平成27年8月15日までの間の措置等の状況も含めて記載しており、表VI-5に対応状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

## 6. 3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への平成27年8月15日までの措置状況（表VI-6～11）

表III-1（大気基準適用施設）及び表III-3（水質基準適用事業場）の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成27年4月1日から平成27年8月15日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、表VI-6に全国の状況を、表VI-7に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

また、同施設・事業場の平成27年8月15日現在の状況について、表VI-8及び表VI-9に全国の状況を、表VI-10及び表VI-11に施設種類別・都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

表 - 1 大気基準適用施設の届出等施設数（全国）注1）注2）

大気基準適用施設		平成27年3月31日現在		【参考】 平成26年 3月31日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉		15 (15)	31 (31)	31 (31)
製鋼用電気炉		67 (67)	105 (105)	110 (110)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、 溶解炉、乾燥炉)		14 (14)	33 (33)	32 (32)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		222 (222)	754 (754)	751 (751)
廃棄物 焼却 炉	4 t/h以上	-	1,125 (1,117)	1,122 (1,114)
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	-	1,381 (1,381)	1,400 (1,400)
	2 t/h未満注3)	-	6,373 (6,365)	6,628 (6,616)
	小計	6,672 (6,668)	8,879 (8,863)	9,150 (9,130)
合計		6,990 (6,986)	9,802 (9,786)	10,074 (10,054)

注1) 鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を( )に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。

注3) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m<sup>2</sup>以上のもの。



表 - 2 ( 1 ) 水質基準対象施設の届出等施設数 ( 全国 ) 注 1 ) 注 2 )

水質基準対象施設	平成 2 7 年 3 月 3 1 日現在		【参 考】 平成 2 6 年 3 月 3 1 日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
硫酸塩パルプ (クラフトパルプ) 又は亜硫酸パルプ (サルファイトパルプ) の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	28 (28)	72 (72)	72 (72)
カーバイド法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設	39 (39)	57 (57)	57 (57)
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	5 (5)	26 (26)	26 (26)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	5 (5)	10 (10)	9 (9)
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	6 (6)	32 (32)	32 (32)
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロハキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	5 (5)	5 (5)
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	5 (5)	2 (2)
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	3 (3)
2,3-ジクロロ-1,4-ナフチンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	3 (3)
ジチオサリチンパールの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジチオサリチンパール洗浄施設及び熱風乾燥施設	1 (1)	7 (7)	7 (7)
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	29 (29)	64 (64)	71 (71)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	8 (8)	44 (44)	43 (43)

表 - 2 ( 2 ) 水質基準対象施設の届出等施設数 ( 全国 ) 注 1 ) 注 2 )

水質基準対象施設		平成 2 7 年 3 月 3 1 日現在		【参 考】 平成 2 6 年 3 月 3 1 日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		7 (7)	247 (247)	246 (246)
廃棄物焼却炉に係る 廃ガス洗浄施設、湿式 集じん施設及び灰の 貯留施設であって汚 水又は廃液を排出す るもの	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	794 (794)	1,828 (1,825)	1,889 (1,882)
	灰の貯留施設	412 (412)	873 (873)	868 (868)
	小計	1,206 (1,206)	2,701 (2,698)	2,757 (2,750)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		16 (16)	128 (128)	129 (129)
加工類の破壊の用に供する施設のうちプラスマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		38 (38)	63 (63)	64 (64)
下水道終末処理施設		215 (215)	249 (249)	250 (250)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		30 (29)	58 (56)	58 (56)
合計		1,637 (1,636)	3,774 (3,769)	3,834 (3,825)

注 1 ) 法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可 ( 以下「法に基づく届出等」という。 ) を合わせた施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を ( ) に再掲した。

注 2 ) 1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

表 I - 3 大気基準適用施設の届出等の状況 (届出内容別 - 全国) 注1)

	平成26年3月31日現在の設置基数	新設 注2)	既設 注3)	14条 規模変更 注4)	廃止等 注5)	平成27年3月31日現在の設置基数 a+b+c+d-e	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7)	
								平成26年3月31日現在の設置基数	平成27年3月31日現在の設置基数
焼結鉄の製造の用に供する焼結炉	31	0	0	-	0	31	15	0	0
製鋼用電気炉	110	0	0	-	5	105	67	0	0
焙焼炉	11	0	0	-	0	11		0	0
焼結炉	6	0	0	-	0	6		0	0
溶鉄炉	2	0	0	-	0	2	14	0	0
溶解炉	4	0	0	-	0	4		0	0
乾燥炉	9	1	0	-	0	10		0	0
小計	32	1	0	-	0	33		0	0
焙焼炉	29	0	0	-	2	27		0	0
溶解炉	671	18	10	-	22	677	222	0	0
乾燥炉	51	0	0	-	1	50		0	0
小計	751	18	10	-	25	754		0	0
4t/h以上	1,114	23	0	-1	0	1,117		8(2)	8(2)
2t/h以上~4t/h未満	1,400	22	0	0	+1	1,381		0	0
2t/h未満	6,616	56	1	-3	+3	6,365		12(10)	8(11)
200kg/h以上~2t/h未満	2,352	9	0	-3	+2	2,267	6,668	9(7)	6(7)
100kg/h以上~200kg/h未満	2,977	34	1	0	+1	2,888		2(2)	1(3)
50kg/h以上~100kg/h未満	895	5	0	0	0	839		1(1)	1(1)
50kg/h未満(0.5㎡以上)	392	8	0	0	0	371		0	0
小計	9,130	101	1	-4	+4	8,863		20(12)	16(13)
合計	10,054	120	11	-4	+4	9,786	6,986	20(12)	16(13)

注1) 法第12条及び第13条による届出施設(法に基づく届出施設)と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。  
 注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注4) 廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたものうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「-」は他の区分への移行、「+」は他の区分からの移行を意味する。  
 注5) 構造等変更届出がなされたものうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設との合計である。  
 注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注7) 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を( )に再掲した。

表 - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）<sup>注1）</sup>

大気基準適用施設		平成27年3月31日現在の設置基数 <sup>注2）</sup>			
		(計) a + b + c	附則別表 第二 <sup>注3）</sup> a	別表第一	
				法施行前 設置 <sup>注4）</sup> b	法施行後 設置 <sup>注5）</sup> c
焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉		31 (31)	29 (29)	-	2 (2)
製鋼用電気炉		105 (105)	92 (92)	2 (2)	11 (11)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、 溶解炉、乾燥炉)		33 (33)	16 (16)	-	17 (17)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		754 (754)	473 (473)	-	281 (281)
廃棄物 焼却 炉	4 t/h以上	1,125 (1,117)	579 (571)	155 (155)	391 (391)
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	1,381 (1,381)	919 (919)	140 (140)	322 (322)
	2 t/h未満 <sup>注6）</sup>	6,373 (6,365)	3,657 (3,654)	262 (261)	2,454 (2,450)
	小計	8,879 (8,863)	5,155 (5,144)	557 (556)	3,167 (3,163)
合計		9,802 (9,786)	5,765 (5,754)	559 (558)	3,478 (3,474)

注1）大気基準適用施設における基準適用状況について計上。

注2）鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を（ ）に再掲した。

注3）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注4）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注5）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注6）焼却能力50 kg/h以上又は火床面積0.5 m<sup>2</sup>以上のもの。

表 I - 5 水質基準対象施設の届出等の状況 (届出内容別・総括一全国) 注1)

	平成26年 3月31日現在 の設置基数 a	新設 (注2) b	既設 (注3) c	法・瀬戸 内法間の 移行 (注4) d	廃止等 (注5) e	平成27年3月31日 現在の設置基数 a+b+c-e	特定 事業場数 (注6)	鉱山保安法等関係法令施設 (注7)		
								平成26年 3月31日 現在の 設置基数	平成27年 3月31日 現在の 設置基数	特定 事業場数 (注6)
硫酸塩(硫酸)又は亜硫酸(亜硫酸)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	72	0	0	0	0	72	28	0	0	0
カーボン法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	57	0	0	0	0	57	39	0	0	0
硫酸がけの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	26	0	0	0	0	26	5	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する廃成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	9	2	0	0	1	10	5	0	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	32	0	0	0	0	32	6	0	0	0
アクリロニトリルの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シリコン分離施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	5	1	0	0	0
カーボナツクス又はシリコンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	2	3	0	0	0	5	1	0	0	0
4-プロピルチオウラムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及びびびろガス洗浄施設	3	0	0	0	0	3	1	0	0	0
2,3-ジブチル-1,4-ジチオピリンの製造の用に供するろ過施設及びびびろガス洗浄施設	3	0	0	0	0	3	1	0	0	0
ソロキソキイオールの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジニトロベンゼン洗浄施設及び熱乾燥施設	7	0	0	0	0	7	1	0	0	0
7-メチル又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、通式集じん施設	71	0	1	0	8	64	29	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	43	1	0	0	0	44	8	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	246	5	0	0	4	247	7	0	0	0
廃ガス洗浄施設										
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	1,882	12	0	2	69	1,825	794	7(3)	3(3)	3(3)
灰の貯留施設	868	24	7	1	26	873	412	0	0	0
小計	2,750	36	7	3	95	2,698	1,206	7(3)	3(3)	3(3)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	129	0	0	0	1	128	16	0	0	0
7-メチル類の破膜の用に供する施設のうちアクリル反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	64	0	0	0	1	63	38	0	0	0
下水道終末処理施設	250	1	0	—	2	249	215	0	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	56	0	0	0	0	56	29	2(1)	2(1)	2(1)
合計	3,825	48	8	3	112	3,769	1,636	9(4)	5(4)	5(4)

注1) 法に基づき届出及び瀬戸内海法に基づき許可等とを総括してとりまとめた。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。  
注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づき届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づき許可がなされたものを計上した。  
注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づき届出がなされたものを計上した。  
注4) 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
注5) 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなつたものを含む。  
注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を( )に再掲した。  
注7) 法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を( )に再掲した。

表 I - 6 ( 1 a ) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別—都道府県別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉							
	事業場数 注1)	25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年度末施設数 (a+b+c- e-f)	事業場数 注1)	25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年度末施設数 (a+b+c- e-f)
北海道	1	1					1	2	2					2
青森県								1	1					1
岩手県														
宮城県								1	2					2
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	1	2					2	3	5					5
栃木県								2	2					2
群馬県								1	1					1
埼玉県								4	5				1	4
千葉県	1	3					3							
東京都								1	3				2	1
神奈川県								1	1					1
新潟県								2	3					3
富山県								1	1					1
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県	1	3					3	5	14					14
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府								2	3					3
兵庫県	1	1					1	1	1					1
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県								2	4					4
岡山県														
広島県	1	2					2							
山口県								4	12				2	10
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県								1	1					1
長崎県														
熊本県								1	1					1
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県								1	1					1

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 ( 1 b ) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別-政令市別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉							
	事業場 数 注1)	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	事業場 数 注1)	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
札幌市								1	1					1
仙台市								1	1					1
さいたま市														
千葉市	2	2					2							
横浜市														
川崎市	1	1					1	1	4					4
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市								1	1					1
京都市														
大阪市								6	10					10
堺市								2	5					5
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市	2	3					3	4	5					5
福岡市														
熊本市														
函館市														
旭川市														
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市								1	1					1
前橋市														
高崎市														
川越市														
船橋市								1	1					1
柏市														
横須賀市														
富山市								1	1					1
金沢市														
長野市														
岐阜市								1	2					2
豊橋市								1	2					2
岡崎市														
豊田市														
大津市														
豊中市														
高槻市														
枚方市								1	1					1
東大阪市														
姫路市								4	5					5
尼崎市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市	1	3					3	2	2					2
倉敷市	1	4					4	3	5					5
福山市	1	4					4							
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
大分市	1	2					2							
宮崎市														
鹿児島市														
那覇市														
合計	15	31	0	0	0	0	31	67	110	0	0	0	5	105

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (2a) 大気基準適用施設の届出等の状況  
(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	事業場数 注1)	焙焼炉					焼結炉					
		25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年度末施設数 (a+b+c-e-f)	25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)
北海道												
青森県	1						1					1
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県	1	2				2						
茨城県	2	2				2						
栃木県												
群馬県	1	1				1						
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県	1											
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県	1	2				2						
高知県												
福岡県	1											
佐賀県												
長崎県												
熊本県	1	1				1						
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。



表 I - 6 (2b) 大気基準適用施設の届出等の状況  
(施設種類別 - 政令市別)

	亜鉛回収施設												
	事業場数 注1)	焙焼炉						焼結炉					
		25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年度末施設数 (a+b+c-e-f)	25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年度末施設数 (a+b+c-e-f)
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市													
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
熊本市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市													
郡山市													
いわき市	1	1					1	1					1
宇都宮市													
前橋市													
高崎市													
川越市													
船橋市													
柏市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
豊中市													
高槻市													
枚方市													
東大阪市													
姫路市	3	1					1	4					4
尼崎市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市	1	1					1						
倉敷市													
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
那覇市													
合計	14	11	0	0	0	0	11	6	0	0	0	0	6

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (3a) 大気基準適用施設の届出等の状況  
(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鋳炉					溶解炉						
	25年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年度末施設数 (a+b+c-e-f)	25年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年度末施設数 (a+b+c-e-f)
北海道												
青森県	1					1						
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県							1					1
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							1					1
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県	1					1						
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (3b) 大気基準適用施設の届出等の状況  
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鋳炉						溶解炉					
	25年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年度未施設数 (a+b+c- e-f)	25年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年度未施設数 (a+b+c- e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市							2					2
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	2	0	0	0	0	2	4	0	0	0	0	4

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (4a) 大気基準適用施設の届出等の状況  
(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉					小 計						
	25年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年度未施設数 (a+b+c- e-f)	25年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年度未施設数 (a+b+c- e-f)
北海道												
青森県							2					2
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							2					2
茨城県							2					2
栃木県												
群馬県							2					2
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							1					1
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県	1					1	3					3
高知県												
福岡県	1		1			2	2	1				3
佐賀県												
長崎県												
熊本県							1					1
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (4b) 大気基準適用施設の届出等の状況  
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉					小 計						
	25年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年度未施設数 (a+b+c- e-f)	25年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年度未施設数 (a+b+c- e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市							4					4
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市		7				7	12					12
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市							1					1
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	9	1	0	0	0	10	32	1	0	0	0	33

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (5a) 大気基準適用施設の届出等の状況  
(施設種類別 - 都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設												
	事業場数 注1)	焙焼炉						溶解炉					
		25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 滴変更 (e)	廃止 (f)	26年度末施設数 (a+b+c-e-f)	25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 滴変更 (e)	廃止 (f)	26年度末施設数 (a+b+c-e-f)
北海道	6						16					1	15
青森県													
岩手県													
宮城県	1						1						1
秋田県													
山形県	1						2						2
福島県	4	1				1	24						24
茨城県	6	3				3	25						25
栃木県	11	3				3	46	1					47
群馬県	4	1				1	7						7
埼玉県	10						41					1	40
千葉県	3						5						5
東京都													
神奈川県													
新潟県	3						12						12
富山県	13						34	1					35
石川県	1						1						1
福井県	2						15					5	10
山梨県	1						2					1	1
長野県	4						15						15
岐阜県	3						3						3
静岡県	15	5				5	56						56
愛知県	39	7			2	5	107	8	10		7	118	
三重県	7	2				2	28	2					30
滋賀県	3						13						13
京都府	2						4						4
大阪府	3						9						9
兵庫県	4	2				2	4					1	3
奈良県													
和歌山県													
鳥取県	1							2					2
島根県													
岡山県	1						2						2
広島県	1						3						3
山口県	1						1						1
徳島県													
香川県	2	1				1	1						1
愛媛県													
高知県													
福岡県	6						19	1				1	19
佐賀県	3						4						4
長崎県							1						1
熊本県	8						18						18
大分県	1	1				1	1						1
宮崎県							1						1
鹿児島県	2						2						2
沖縄県													

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (5b) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別-政令市別)

事業場数 注1)	アルミニウム合金製造施設												
	焙焼炉						溶解炉						
	25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 滴変更 (e)	廃止 (f)	26年度末施設数 (a+b+c-e-f)	25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 滴変更 (e)	廃止 (f)	26年度末施設数 (a+b+c-e-f)	
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市	1						3						3
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市	4						20				3		17
浜松市	2						1	1					2
名古屋市	2						14						14
京都市	1						8						8
大阪市													
堺市	4						6						6
神戸市													
岡山市													
広島市	1						2						2
北九州市	4	1					1	3					3
福岡市													
熊本市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市	1						1						1
郡山市													
いわき市	1						1						1
宇都宮市													
前橋市	2						3						3
高崎市													
川越市	1						1						1
船橋市													
柏市													
横須賀市													
富山市	3						6	1			1		6
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市	2						5						5
岡崎市	1						2						2
豊田市	7						30				1		29
大津市													
豊中市													
高槻市													
枚方市													
東大阪市													
姫路市	1	2					2	14					14
尼崎市													
西宮市													
奈良市	1						1						1
和歌山市													
倉敷市	2						8						8
福山市													
下関市	2						12						12
高松市	1						1						1
松山市													
高知市													
久留米市	4						3	1					4
長崎市													
大分市	1						2						2
宮崎市													
鹿児島市	1						1						1
那覇市													
合計	222	29	0	0	0	2	27	671	18	10	0	22	677

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 ( 6 a) 大気基準適用施設の届出等の状況  
(施設種類別 - 都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉					小 計						
	25年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年度末施設数 (a+b+c-e-f)	25年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年度末施設数 (a+b+c-e-f)
北海道							16				1	15
青森県												
岩手県												
宮城県							1					1
秋田県												
山形県							2					2
福島県	2					2	27					27
茨城県	3					3	31					31
栃木県	3					3	52	1				53
群馬県	2					2	10					10
埼玉県	4					4	45				1	44
千葉県							5					5
東京都												
神奈川県												
新潟県							12					12
富山県							34	1				35
石川県							1					1
福井県	2				1	1	17				6	11
山梨県	1					1	3				1	2
長野県	2					2	17					17
岐阜県							3					3
静岡県	4					4	65					65
愛知県	8					8	122	8	10		9	131
三重県	2					2	32	2				34
滋賀県	2					2	15					15
京都府							4					4
大阪府	3					3	12					12
兵庫県							6				1	5
奈良県												
和歌山県												
鳥取県								2				2
島根県												
岡山県	1					1	3					3
広島県							3					3
山口県							1					1
徳島県												
香川県							2					2
愛媛県												
高知県												
福岡県	2					2	21	1			1	21
佐賀県							4					4
長崎県							1					1
熊本県	1					1	19					19
大分県							2					2
宮崎県							1					1
鹿児島県							2					2
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。



表 I - 6 ( 6b) 大気基準適用施設の届出等の状況  
(施設種類別-政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉					小 計						
	25年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年度未施設数 (a+b+c- e-f)	25年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年度未施設数 (a+b+c- e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	1					1	4					4
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市							20				3	17
浜松市							1	1				2
名古屋市							14					14
京都市	1					1	9					9
大阪市												
堺市	1					1	7					7
神戸市												
岡山市												
広島市	1					1	3					3
北九州市							4					4
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市							1					1
郡山市												
いわき市							1					1
宇都宮市												
前橋市							3					3
高崎市												
川越市							1					1
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市	2					2	8	1			1	8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市							5					5
岡崎市							2					2
豊田市	3					3	33				1	32
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市							16					16
尼崎市												
西宮市												
奈良市							1					1
和歌山市												
倉敷市							8					8
福山市												
下関市							12					12
高松市							1					1
松山市												
高知市												
久留米市							3	1				4
長崎市												
大分市							2					2
宮崎市												
鹿児島市							1					1
那覇市												
合 計	51	0	0	0	1	50	751	18	10	0	25	754

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (7a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉																
	事業場 数 注1)	4t/h以上							2t/h以上～4t/h未満								
		25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変 更前 (d1)	規模変 更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変 更前 (d1)	規模変 更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
北海道	185	17						17	27							2	25
青森県	105	10						10	22								22
岩手県	108	2	2					4	24							2	22
宮城県	100	10	3				4	9	29								29
秋田県	59	3						3	14							2	12
山形県	101	7						7	12								12
福島県	87	8	3				3	8	29	2						1	30
茨城県	287	29						29	57								57
栃木県	136	10						10	32							2	30
群馬県	78	13						13	24	1							25
埼玉県	208	44	1					45	79	2						1	80
千葉県	233	46					1	45	76	1						2	75
東京都	194	109	2					111	48							2	46
神奈川県	77	31						31	27								27
新潟県	149	8						8	51	2							53
富山県	58	6						6	17							3	14
石川県	66								12								12
福井県	74	5						5	12								12
山梨県	59	3	3					6	21								21
長野県	122	7						7	22	2							24
岐阜県	178	2						2	29								29
静岡県	223	27					1	26	46								46
愛知県	166	46			1			45	46				1			1	46
三重県	158	25						25	30							3	27
滋賀県	76	6	1				1	6	21								21
京都府	62	6						6	13								13
大阪府	72	30						30	33							1	32
兵庫県	194	21						21	30	2							32
奈良県	158	6						6	23	4							27
和歌山県	67								12								12
鳥取県	72	5						5	6								6
島根県	56	3						3	10								10
岡山県	95	4						4	17							2	15
広島県	108	9						9	19							1	18
山口県	97	10						10	26							4	22
徳島県	113	1						1	25								25
香川県	102	7						7	6								6
愛媛県	142	15						15	20								20
高知県	104								11	2							13
福岡県	178	16						16	27								27
佐賀県	79	6						6	13							1	12
長崎県	78	8						8	15								15
熊本県	102	2						2	25								25
大分県	45	3						3	12								12
宮崎県	58	11						9	9								9
鹿児島県	132								23								23
沖縄県	68	9						9	18							2	16

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (7b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉																
	事業場 数 注1)	4t/h以上								2t/h以上～4t/h未満							
		25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変 更前 (d1)	規模変 更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変 更前 (d1)	規模変 更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
札幌市	11	9						9	8							8	
仙台市	17	10						10	4							4	
さいたま市	16	13						13	3						1	2	
千葉市	29	13						13	3							3	
横浜市	52	27					1	26	4							4	
川崎市	25	21						21	6							6	
相模原市	11	7						7	1							1	
新潟市	38	9						9	8							8	
静岡市	34	6						6	3	1						4	
浜松市	36	8						8	11						4	7	
名古屋市	31	19						19	2							2	
京都市	39	16						16	2							2	
大阪市	26	23					3	20	7							7	
堺市	24	15					2	13	2							2	
神戸市	21	17						17	3							3	
岡山市	34	8						8	1							1	
広島市	31	9						9	4							4	
北九州市	26	15						15	4							4	
福岡市	13	9						9	4							4	
熊本市	17	6						6									
函館市	7	3						3	1							1	
旭川市	8	2						2	2							2	
青森市	21	8						8	2							2	
盛岡市	18	3						3	3						1	2	
秋田市	13	3						3	3							3	
郡山市	13	4						4	3							3	
いわき市	18	13						13	6							6	
宇都宮市	17	7						7	4						1	3	
前橋市	22	3						3	4							4	
高崎市	20	3						3	2							2	
川越市	8	2						2	3							3	
船橋市	10	8	3					11									
柏市	10	5						5	3							3	
横須賀市	8	5						5	3							3	
富山市	29	3						3									
金沢市	19	5						5	4							4	
長野市	14	3						3	1	1						2	
岐阜市	16	5						5	6							6	
豊橋市	11	3						3	4							4	
岡崎市	15	7						7									
豊田市	14	4						4	3							3	
大津市	10								6	1					1	6	
豊中市	2	5					1	4	2						1	1	
高槻市	7	5						5	2							2	
枚方市	7	4						4	2							2	
東大阪市	6	8	2					10	4							4	
姫路市	25	12						12	10							10	
尼崎市	12	7						7	3							3	
西宮市	4	5						5	1							1	
奈良市	20	4						4									
和歌山市	28	6						6	4							4	
倉敷市	33	10						10	12						1	11	
福山市	42	4						4	6							6	
下関市	12	2	1					3	1							1	
高松市	17	5						5									
松山市	24	6						6	3							3	
高知市	20	3						3	1							1	
久留米市	18	3						3	1	1						2	
長崎市	13	4	2					6									
大分市	20	9						9	2							2	
宮崎市	11	3						3	1							1	
鹿児島市	25	4						4	2							2	
那覇市	1																
合計	6668	1114	23	0	1	0	0	19	1117	1400	22	0	0	1	0	42	1381

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 ( 8 a ) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別-都道府県別)

	廃棄物焼却炉														26年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	
	200kg/h以上～2t/h未満							100kg/h以上～200kg/h未満								
	25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)		
北海道	105						5	100	78						1	77
青森県	31							31	53	3					1	55
岩手県	25						2	23	70	1					1	70
宮城県	25	1					1	25	44	2					2	44
秋田県	43	5						48	18						1	17
山形県	22						2	20	60	1					2	59
福島県	48						3	45	16							16
茨城県	64						1	63	184						4	180
栃木県	34						1	33	69	1					5	65
群馬県	34						3	31	29						4	25
埼玉県	77						4	73	27						3	24
千葉県	62						2	60	125	1					8	118
東京都	45							45	47						2	45
神奈川県	21						1	20	31						2	29
新潟県	53						2	51	64	1					6	59
富山県	16							16	28	1					1	28
石川県	25							25	39						2	37
福井県	26						1	25	38						2	36
山梨県	24						1	23	25						1	24
長野県	61						4	57	45						2	43
岐阜県	63						1	62	78	1					6	73
静岡県	69						4	65	87						4	83
愛知県	77						5	72	47						3	44
三重県	57							57	82						6	76
滋賀県	33						1	32	31							31
京都府	28						1	27	32	1					1	32
大阪府	34						2	32	15							15
兵庫県	64	1					5	60	104	1	1				2	104
奈良県	40							40	102	1					5	98
和歌山県	33						1	32	29	1						30
鳥取県	35						1	34	39						3	36
島根県	25						2	23	26	2					3	25
岡山県	45						6	39	63						1	62
広島県	45							45	44	1					1	44
山口県	41						2	39	41							41
徳島県	42							42	71	2					3	70
香川県	26						1	25	59	2					4	57
愛媛県	49						3	46	67	2					4	65
高知県	27							27	60						1	59
福岡県	43						1	42	83	1					1	83
佐賀県	38							38	36	3					3	36
長崎県	54						4	50	31						4	27
熊本県	36							36	36							36
大分県	18							18	16							16
宮崎県	17							17	30	1					2	29
鹿児島県	46						1	45	71	1					1	71
沖縄県	34	2						36	28							28

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 ( 8b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉															26年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)
	200kg/h以上～2t/h未満							100kg/h以上～200kg/h未満								
	25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)		
札幌市	1							1	3							3
仙台市	3							3	8							8
さいたま市	5							5	2							2
千葉市	5							5	15							15
横浜市	4							4	12							12
川崎市	16							16	1							1
相模原市	8							8	3						1	2
新潟市	13							13	18	1					2	17
静岡市	8							8	18							18
浜松市	21			1			3	17	17			1				18
名古屋市	2							2	12							12
京都市	9						1	8	16						1	15
大阪市	10							10	3							3
堺市	4							4	12						1	11
神戸市	2							2	11							11
岡山市	26						2	24	12							12
広島市	21						4	17	10							10
北九州市	14						1	13	12						2	10
福岡市	5						1	4	5							5
熊本市	6							6	9							9
函館市	3							3	3							3
旭川市	1							1	4							4
青森市	2							2	10							10
盛岡市	5							5	9							9
秋田市	6							6	3							3
郡山市	1							1	7					1		6
いわき市	5							5	1							1
宇都宮市	5							5	5							5
前橋市	4							4	12	1					1	12
高崎市	5							5	6							6
川越市	2							2	1							1
船橋市	1							1	3						1	2
柏市	2							2	4						1	3
横須賀市	1							1	4							4
富山市	9							9	15							15
金沢市	6			2	2		1	5	8							8
長野市	8							8	6							6
岐阜市	4							4	5							5
豊橋市	3							3	4							4
岡崎市	5						1	4	6							6
豊田市	3							3	4							4
大津市	3							3	4							4
豊中市																
高槻市	2							2	5						1	4
枚方市	4						1	3	2							2
東大阪市									2							2
姫路市	4							4	10							10
尼崎市	4							4	2							2
西宮市	1							1								
奈良市	4							4	12							12
和歌山市	11							11	10							10
倉敷市	19						1	18	5							5
福山市	12							12	29						1	28
下関市	8							8	4							4
高松市	7							7	9							9
松山市	11							11	13	1					1	13
高知市	2							2	17						2	15
久留米市	4							4	5							5
長崎市	3						1	2	4							4
大分市	15						2	13	7						1	6
宮崎市	1							1	8							8
鹿児島市	13							13	11							11
那覇市									1							1
合計	2352	9	0	3	2	0	93	2267	2977	34	1	0	1	0	125	2888

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (9a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別-都道府県別)

	廃棄物焼却炉														26年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	26年度末施設数 (a)
	50kg/h以上~100kg/h未満							50kg/h未満 (0.5㎡以上)								
	25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)		
北海道	18							18	11						2	9
青森県	10						1	9	8	1						9
岩手県	8						1	7	1							1
宮城県	8							8	4							4
秋田県	1							1	5							5
山形県	5							5	8							8
福島県	15						1	14	9						1	8
茨城県	26							26	10							10
栃木県	21						1	20	7							7
群馬県	14						1	13	1							1
埼玉県	61						4	57	13						1	12
千葉県	27	2					3	26	16						4	12
東京都	52						1	51	20	1					3	18
神奈川県	12						2	10	4							4
新潟県	21						1	20	18	1						19
富山県	8							8	3							3
石川県	6							6	1							1
福井県	9							9	4	1						5
山梨県	7							7	5	1					1	5
長野県	7							7	5						1	4
岐阜県	44						4	40	8						1	7
静岡県	30							30	21							21
愛知県	25						1	24	6							6
三重県	20						2	18	9						1	8
滋賀県	8						1	7	7							7
京都府	6							6								
大阪府	4							4	4							4
兵庫県	31						5	26	6							6
奈良県	16	1					4	13	3							3
和歌山県	6							6	5							5
鳥取県	5							5	1							1
島根県	4						2	2	8							8
岡山県	4	1					1	4	6							6
広島県	18	1						19	10						1	9
山口県	17						3	14	9							9
徳島県	9							9	1							1
香川県	13							13	5							5
愛媛県	24						1	23	12						1	11
高知県	12						2	10	3	3					4	2
福岡県	30							30	11							11
佐賀県	8						1	7	5							5
長崎県	3							3	4							4
熊本県	7							7	8							8
大分県	8							8	3							3
宮崎県	1							1								
鹿児島県	12							12	7							7
沖縄県	10						2	8	5							5

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (9b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉															
	50kg/h以上～100kg/h未満							50kg/h未満 (0.5㎡以上)								
	25年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年度末施設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	25年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年度末施設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
札幌市	2						2	2								2
仙台市	1							1								
さいたま市	4							4	2							2
千葉市	7						1	6	1							1
横浜市	26						1	25	5							5
川崎市	4							4	2							2
相模原市	1							1								
新潟市	7						1	6	2							2
静岡市	8						1	7	4							4
浜松市	1							1	1							1
名古屋市	7						1	6	6							6
京都市	13						1	12	3							3
大阪市	7						3	4								
堺市	5						1	4								
神戸市	1							1	1							1
岡山市	2							2	2							2
広島市	1							1	1							1
北九州市									2						1	1
福岡市																
熊本市									1							1
函館市																
旭川市									1							1
青森市	3							3	2							2
盛岡市	1							1	2							2
秋田市									1							1
郡山市	3							3								
いわき市	2							2								
宇都宮市	2							2	1							1
前橋市	3							3	1							1
高崎市	5							5	3							3
川越市	2							2								
船橋市	3							3								
柏市	2							2								
横須賀市	1							1	5							5
富山市	7						2	5	2						1	1
金沢市	4							4	1						1	
長野市																
岐阜市	3							3	1							1
豊橋市																
岡崎市	6							6								
豊田市	2							2								
大津市																
豊中市	1							1								
高槻市																
枚方市	1							1	1							1
東大阪市	2							2								
姫路市	5							5	1							1
尼崎市	3						1	2								
西宮市									1							1
奈良市	3							3	2							2
和歌山市	2							2	7						3	4
倉敷市	2							2	1						1	
福山市	1							1								
下関市									1							1
高松市	2							2								
松山市	1							1								
高知市	2							2								
久留米市	5						1	4								
長崎市	4							4								
大分市									2							2
宮崎市	1							1	1						1	
鹿児島市	3							3								
那覇市																
合計	895	5	0	0	0	0	61	839	392	8	0	0	0	0	29	371

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 ( 1 0 a) 大気基準適用施設の届出等の状況  
(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉							合 計								
	小 計							事業場 数 注1)	2 5 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注 2)	既設 (c) 注 3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	2 6 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
	2 5 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注 2)	既設 (c) 注 3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)									
北海道	256						10	246	194	275					11	264
青森県	134	4					2	136	107	137	4				2	139
岩手県	130	3					6	127	108	130	3				6	127
宮城県	120	6					7	119	102	123	6				7	122
秋田県	84	5					3	86	59	84	5				3	86
山形県	114	1					4	111	102	116	1				4	113
福島県	125	5					9	121	92	154	5				9	150
茨城県	370						5	365	299	410					5	405
栃木県	173	1					9	165	149	227	2				9	220
群馬県	115	1					8	108	84	128	1				8	121
埼玉県	301	3					13	291	222	351	3				15	339
千葉県	352	4					20	336	237	360	4				20	344
東京都	321	3					8	316	195	324	3				10	317
神奈川県	126						5	121	78	127					5	122
新潟県	215	4					9	210	154	230	4				9	225
富山県	78	1					4	75	72	113	2				4	111
石川県	83						2	81	67	84					2	82
福井県	94	1					3	92	76	111	1				9	103
山梨県	85	4					3	86	60	88	4				4	88
長野県	147	2					7	142	126	164	2				7	159
岐阜県	224	1					12	213	181	227	1				12	216
静岡県	280						9	271	238	345					9	336
愛知県	247			1	1		10	237	212	387	8	10	1	1	19	386
三重県	223						12	211	165	255	2				12	245
滋賀県	106	1					3	104	79	121	1				3	119
京都府	85	1					2	84	64	89	1				2	88
大阪府	120						3	117	77	135					3	132
兵庫県	256	4	1				12	249	200	264	4	1			13	256
奈良県	190	6					9	187	158	190	6				9	187
和歌山県	85	1					1	85	67	85	1				1	85
鳥取県	91						4	87	73	91	2				4	89
島根県	76	2					7	71	58	80	2				7	75
岡山県	139	1					10	130	96	142	1				10	133
広島県	145	2					3	144	110	150	2				3	149
山口県	144						9	135	102	157					11	146
徳島県	149	2					3	148	113	149	2				3	148
香川県	116	2					5	113	104	118	2				5	115
愛媛県	187	2					9	180	143	190	2				9	183
高知県	113	5					7	111	104	113	5				7	111
福岡県	210	1					2	209	185	233	3				3	233
佐賀県	106	3					5	104	83	111	3				5	109
長崎県	115						8	107	78	116					8	108
熊本県	114							114	112	135						135
大分県	60							60	46	62						62
宮崎県	68	1					4	65	58	69	1				4	66
鹿児島県	159	1					2	158	134	161	1				2	160
沖縄県	104	2					4	102	69	105	2				4	103

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。



表 I - 6 ( 1 0 b ) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種別別-政令市別)

	廃棄物焼却炉							合 計									
	小 計							事業場 数 <sup>注1)</sup>	2 5 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注 2)	既設 (c) 注 3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	2 6 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	
	2 5 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注 2)	既設 (c) 注 3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)										
札幌市	25						2	23	12	26						2	24
仙台市	26							26	18	27							27
さいたま市	29						1	28	16	29						1	28
千葉市	44						1	43	31	46						1	45
横浜市	78						2	76	53	82						2	80
川崎市	50							50	27	55							55
相模原市	20						1	19	11	20						1	19
新潟市	57	1					3	55	38	57	1					3	55
静岡市	47	1					1	47	38	67	1					4	64
浜松市	59			1	1		7	52	38	60	1		1	1		7	54
名古屋市	48						1	47	34	63						1	62
京都市	59						3	56	40	68						3	65
大阪市	50						6	44	32	60						6	54
堺市	38						4	34	30	50						4	46
神戸市	35							35	21	35							35
岡山市	51						2	49	34	51						2	49
広島市	46						4	42	32	49						4	45
北九州市	47						4	43	36	59						4	55
福岡市	23						1	22	13	23						1	22
熊本市	22							22	17	22							22
函館市	10							10	7	10							10
旭川市	10							10	8	10							10
青森市	27							27	21	27							27
盛岡市	23						1	22	18	23						1	22
秋田市	16							16	14	17							17
郡山市	18						1	17	13	18						1	17
いわき市	27							27	20	32							32
宇都宮市	24						1	23	18	25						1	24
前橋市	27	1					1	27	24	30	1					1	30
高崎市	24							24	20	24							24
川越市	10							10	9	11							11
船橋市	15	3					1	17	11	16	3					1	18
柏市	16						1	15	10	16						1	15
横須賀市	19							19	8	19							19
富山市	36						3	33	33	45	1					4	42
金沢市	28			2	2		2	26	19	28			2	2		2	26
長野市	18	1						19	14	18	1						19
岐阜市	24							24	17	26							26
豊橋市	14							14	14	21							21
岡崎市	24						1	23	16	26						1	25
豊田市	16							16	21	49						1	48
大津市	13	1					1	13	10	13	1					1	13
豊中市	8						2	6	2	8						2	6
高槻市	14						1	13	7	14						1	13
枚方市	14						1	13	8	15						1	14
東大阪市	16	2						18	6	16	2						18
姫路市	42							42	33	75							75
尼崎市	19						1	18	12	19						1	18
西宮市	8							8	4	8							8
奈良市	25							25	21	26							26
和歌山市	40						3	37	32	46						3	43
倉敷市	49						3	46	39	66						3	63
福山市	52						1	51	43	56						1	55
下関市	16	1						17	14	28	1						29
高松市	23							23	18	24							24
松山市	34	1					1	34	24	34	1					1	34
高知市	25						2	23	20	25						2	23
久留米市	18	1					1	18	22	21	2					1	22
長崎市	15	2					1	16	13	15	2					1	16
大分市	35						3	32	22	39						3	36
宮崎市	15						1	14	11	15						1	14
鹿児島市	33							33	26	34							34
那覇市	1							1	1	1							1
合 計	9130	101	1	4	4	0	369	8863	6986	10054	120	11	4	4	0	399	9786

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 7 ( 1 a ) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括一都道府県別)

	硫酸塩ペルブ(クラフトペルブ)又は亜硫酸ペルブ(サルファイトペルブ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設							カーボド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設								
	事業場数 <sup>注2)</sup>	25年度未施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)	26年度未施設数(a+b+c-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	25年度未施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)	26年度未施設数(a+b+c-f)
北海道	6	18						18	2	2						2
青森県	1	7						7	1	1						1
岩手県	1	1						1								
宮城県	2	6						6	1	1						1
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県									1	1						1
栃木県									1	1						1
群馬県									1	1						1
埼玉県									1	1						1
千葉県									1	1						1
東京都																
神奈川県									1	1						1
新潟県									1	9						9
富山県	1	3						3	1	1						1
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県	1	1						1								
静岡県		2						2								
愛知県	1	2						2	3	3						3
三重県	1	1						1								
滋賀県																
京都府									1	1						1
大阪府																
兵庫県	1	1						1	1	1						1
奈良県																
和歌山県																
鳥取県	1	4						4								
島根県	1	1						1								
岡山県									1	1						1
広島県	1	2						2	2	2						2
山口県	1	2						2	1	3						3
徳島県	1	2						2								
香川県									1	1						1
愛媛県	2	8						8								
高知県																
福岡県									1	1						1
佐賀県																
長崎県									1	1						1
熊本県	1	1						1								
大分県																
宮崎県	1	2						2								
鹿児島県	1	1						1								
沖縄県									1	1						1

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 ( 1b) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括-政令市別)

	硫酸塩 <sup>パルブ</sup> (ケラト <sup>パルブ</sup> )又は亜硫酸 <sup>パルブ</sup> (サルファイト <sup>パルブ</sup> )の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設							カーボ <sup>パ</sup> 法 <sup>アセレン</sup> の製造の用に供する <sup>アセレン</sup> 洗浄施設								
	事業場数 <sup>注2)</sup>	25年度末施設数 <sup>(a)</sup>	新設 <sup>(b)</sup> <small>注3)</small>	既設 <sup>(c)</sup> <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 <sup>(d1)</sup> <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 <sup>(d2)</sup> <small>注5)</small>	廃止 <sup>(f)</sup>	26年度末施設数 <sup>(a+b+c-f)</sup>	事業場数 <sup>注2)</sup>	25年度末施設数 <sup>(a)</sup>	新設 <sup>(b)</sup> <small>注3)</small>	既設 <sup>(c)</sup> <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 <sup>(d1)</sup> <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 <sup>(d2)</sup> <small>注5)</small>	廃止 <sup>(f)</sup>	26年度末施設数 <sup>(a+b+c-f)</sup>
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市									1	1						1
横浜市									1	3						3
川崎市																
相模原市																
新潟市	1	3					3		1	1						1
静岡市									1	4						4
浜松市									2	5						5
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市									2	2						2
神戸市																
岡山市																
広島市									1	1						1
北九州市									2	2						2
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市	1	3					3									
青森市																
盛岡市																
秋田市	1	1					1									
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
東大阪市																
姫路市									1	1						1
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市									1	1						1
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市									1	1						1
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合計	28	72	0	0	0	0	72	39	57	0	0	0	0	0	0	57

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 ( 2 a ) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括一都道府県別)

	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設							アルケ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設								
	事業場数 <sup>注2)</sup>	25年度未施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)	26年度未施設数(a+b+c-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	25年度未施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)	26年度未施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県									1	3						3
東京都																
神奈川県																
新潟県										14						14
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県									1	2						2
岐阜県									1	1						1
静岡県									1	2						2
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県									1	4						4
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 ( 2b) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括-政令市別)

	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設							アけ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設								
	事業場数 <sup>注2)</sup>	25年度末施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)	26年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	25年度末施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)	26年度末施設数(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	5	26	0	0	0	0	0	26

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 ( 3 a ) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括一都道府県別)

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生する ガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設							塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設								
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	25年 度未施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	26年 度未施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	25年 度未施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	26年 度未施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県	1	2						2	1	9						9
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県	1	2						2								
東京都																
神奈川県	1	2	2					3								
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県									1	6						6
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県									1	4						4
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県									2	9						9
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (3b) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括-政令市別)

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガス処理する施設のうち廃ガス洗浄施設							塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設								
	事業場数 <sup>注2)</sup>	25年度末施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)	26年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	25年度末施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)	26年度末施設数(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市	1	2						2								
静岡市																
浜松市																
名古屋市	1	1						1								
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市									1	4						4
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合計	5	9	2	0	0	0	1	10	6	32	0	0	0	0	0	32

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (4a) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括一都道府県別)

	カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、 シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設							クロロベンゼン又はシクロロベンゼンの製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	25年 度未施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	26年 度未施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	25年 度未施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	26年 度未施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県	1	5						5								
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。



表 I - 7 (4b) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括-政令市別)

	カプロタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、 シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設							クロロベンゼン又はシクロベンゼンの製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市								1	2	3						5
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合計	1	5	0	0	0	0	5	1	2	3	0	0	0	0	0	5

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 ( 5a) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括一都道府県別)

	4-クロロフェノール酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設							2,3-ジクロロ-1,4-ナフタレンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場数 <sup>注2)</sup>	25年度未施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)	26年度未施設数(a+b+c-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	25年度未施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)	26年度未施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県								1	3							3
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県	1	3						3								
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (5b) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括-政令市別)

	4-クロロフルオロ水素トリウム <sup>2)</sup> の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設							2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノ <sup>2)</sup> の製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場数 <sup>注2)</sup>	25年度末施設数 <sup>(a)</sup>	新設 <sup>(b)</sup> <small>注3)</small>	既設 <sup>(c)</sup> <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 <sup>(d1)</sup> <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 <sup>(d2)</sup> <small>注5)</small>	廃止 <sup>(f)</sup>	26年度末施設数 <sup>(a+b+c-f)</sup>	事業場数 <sup>注2)</sup>	25年度末施設数 <sup>(a)</sup>	新設 <sup>(b)</sup> <small>注3)</small>	既設 <sup>(c)</sup> <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 <sup>(d1)</sup> <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 <sup>(d2)</sup> <small>注5)</small>	廃止 <sup>(f)</sup>	26年度末施設数 <sup>(a+b+c-f)</sup>
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合計	1	3	0	0	0	0	0	3	1	3	0	0	0	0	0	3

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 ( 6 a ) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括一都道府県別)

	ジオキサンパイレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサンパイレット洗浄施設及び熱風乾燥施設							アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								
	事業場数 <sup>注2)</sup>	25年度未施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)	26年度未施設数(a+b+c-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	25年度未施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)	26年度未施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県								2	2							2
茨城県								2	4							4
栃木県								1	3							3
群馬県																
埼玉県								1	1							1
千葉県								1	1							1
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県								4	5							5
石川県																
福井県								1	5						1	4
山梨県																
長野県																
岐阜県								1	1							1
静岡県								3	18						5	13
愛知県								2	3							3
三重県								1	2							2
滋賀県								3	4							4
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	7						7	1							1
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (6b) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括-政令市別)

	ジチザンパノイレットの製造の用に供するエト化誘導体分離施設、 還元誘導体分離施設、エト化誘導体洗浄施設、還元誘導体 洗浄施設、ジチザンパノイレット洗浄施設及び熱風乾燥施設							アルミウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、 溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設 のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市									1	3						3
浜松市																
名古屋市									1	7						7
京都市									1	6						6
大阪市																
堺市									1			1				1
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市									1	1						1
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市									1	1						1
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
東大阪市																
姫路市										2						2
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市									1	1						1
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計	1	7	0	0	0	0	0	7	29	71	0	1	0	0	8	64

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (7a) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括一都道府県別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のう ちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	25年 度未施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	26年 度未施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	25年 度未施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	26年 度未施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県	1	9						9								
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県	1	4						4								
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県									5	56						56
千葉県																
東京都																
神奈川県										1						1
新潟県																
富山県	1	1						1								
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県									2	189	5				4	190
愛知県	1	1						1								
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	1						1								
高知県																
福岡県	1	5	1					6								
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (7b) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括-政令市別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のう ちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市	1	6					6									
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
東大阪市																
姫路市	1	16					16									
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合計	8	43	1	0	0	0	44	7	246	5	0	0	0	0	4	247

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 ( 8 a ) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括—都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設								灰の貯留施設								
	事業場数 <sup>注2)</sup>	25年度未施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	規模未満変更(e) <sup>注6)</sup>	廃止(f)	26年度未施設数(a+b+c-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	25年度未施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	規模未満変更(e) <sup>注6)</sup>	廃止(f)
北海道	18	53					1	52	10	10							10
青森県	18	41						41	1	14							14
岩手県	5	5						5	2	4	7						11
宮城県	1	5						5									
秋田県	1	2						2	5	7							7
山形県	7	8					1	7	9	9							9
福島県	8	24						24	21	26	5						31
茨城県	26	50					1	49	10	14							14
栃木県	1	2						2	6	8							8
群馬県	1	2						2	7	6	1						7
埼玉県	48	124	1				6	119	22	43							43
千葉県	34	83	1				1	83	14	37						3	34
東京都	33	143	2				7	138	17	91	1					4	88
神奈川県	11	49						49	7	18							18
新潟県	15	21						21	15	18							18
富山県	4	20					3	17	3	6						1	5
石川県	4	5						5	5	6							6
福井県	8	18						18	5	7							7
山梨県	3	6						6	4	4							4
長野県	24	60	4				1	63	3	22	1						23
岐阜県	26	32						32									
静岡県	38	56	1				1	56	3	12							12
愛知県	24	45					1	44	16	19							19
三重県	12	26					3	23	7	8							8
滋賀県	3	10	1					11	1	2							2
京都府	5	8						8	7	11							11
大阪府	28	71		2			2	69	2	20			1			1	19
兵庫県	18	40	1					41	27	30	1					1	30
奈良県	15	23						23	8	8	2						10
和歌山県	3	3						3	12	16						1	15
鳥取県	4	13					2	11	10	18						2	16
島根県	13	23					2	21	2	6							6
岡山県	9	17					7	10	11	14	3	7				3	21
広島県	10	14						14	4	5							5
山口県	20	47						47		3							3
徳島県	15	30						30	5	7							7
香川県	10	15						15	7	11							11
愛媛県	7	13						13	2	2							2
高知県	5	6						6									
福岡県	21	35					2	33	7	19							19
佐賀県	11	13						13	3	5							5
長崎県	6	12					1	11	7	9							9
熊本県	5	8						8	2	3							3
大分県																	
宮崎県	1	1						1	1	1							1
鹿児島県																	
沖縄県	17	27					2	25	7	6	1						7

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。



表 I - 7 ( 8b) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括-政令市別)

事業場数 <sup>注2)</sup>	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																	
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設								灰の貯留施設									
	25年度末施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	規模未満変更(e) <sup>注6)</sup>	廃止(f)	26年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	25年度末施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	規模未満変更(e) <sup>注6)</sup>	廃止(f)	26年度末施設数(a+b+c-f)	
札幌市	1	14						14	3	7							7	
仙台市		3						3	3	3							3	
さいたま市	4	9						9	3	6							6	
千葉市	4	17						17	2	11							11	
横浜市	4	17						17	4	20							20	
川崎市	14	38						38	4	5							5	
相模原市	8	23					4	19	7	7							7	
新潟市	6	8						8	1	2					1		1	
静岡市	5	7						7	2	2							2	
浜松市	3	12					4	8		1					1		1	
名古屋市	5	24						24	1	4							4	
京都市	6	12						12		5							5	
大阪市	11	32					2	30		11					1		10	
堺市	2	2						2	6	9						1	8	
神戸市	4	10						10	4	9							9	
岡山市	7	9					2	7	2	4					1		3	
広島市	14	29					3	26	1	9					2		7	
北九州市	6	26					2	24	6	58							58	
福岡市	4	17						17	1	5							5	
熊本市		2						2	3	3							3	
函館市																		
旭川市																		
青森市	2	2						2	2	2							2	
盛岡市	1	2					1	1	1	1							1	
秋田市	3	9						9	1	1							1	
郡山市									2	2							2	
いわき市	8	26						26										
宇都宮市	6	14						14		5							5	
前橋市	1	2						2	2	7							7	
高崎市	1	3						3	2	2							2	
川越市	2	3						3	2	4							4	
船橋市									2	1	1						2	
柏市																		
横須賀市	3	14						14	1	5							5	
富山市	3	7						7	1	1							1	
金沢市	2	3						3	1	1							1	
長野市	2	7	1					8	1	1							1	
岐阜市	1	1						1										
豊橋市		3						3	2	3							3	
岡崎市	2	3						3		2							2	
豊田市	2	4						4	4	6							6	
大津市	1	3						3	1	3					2		1	
豊中市	1	10					5	5										
高槻市	2	12						12		2							2	
枚方市	3	4						4		7							7	
東大阪市		10						10	2	1	1						2	
姫路市	6	21						21	1	12							12	
尼崎市	6	18						18	3	4							4	
西宮市									2	2							2	
奈良市	1	2						2	1	2							2	
和歌山市	3	4						4	2	3							3	
倉敷市	11	32					1	31	2	5					1		4	
福山市	6	12						12	2	3							3	
下関市																		
高松市	3	3						3	1	2							2	
松山市	2	4						4										
高知市		1							1	2							2	
久留米市	1	1						1	2	2							2	
長崎市	2	4						4	2	2							2	
大分市	3	16						16		2							2	
宮崎市		2						2	1	1							1	
鹿児島市									2	3							3	
那覇市																		
合 計	794	1882	12	0	2	0	0	69	1825	412	868	24	7	1	0	0	26	873

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 ( 9 a ) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括一都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの								廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及び PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設							
	小 計															
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	規模未 満変更 (e) <sup>注6)</sup>	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)
北海道	28	63					1	62	1	5						5
青森県	19	55						55								
岩手県	7	9	7					16								
宮城県	1	5						5								
秋田県	6	9						9								
山形県	16	17					1	16	1	26						26
福島県	29	50	5					55								
茨城県	36	64					1	63								
栃木県	7	10						10								
群馬県	8	8	1					9	1	2						2
埼玉県	70	167	1				6	162								
千葉県	48	120	1				4	117								
東京都	50	234	3				11	226	1	3						3
神奈川県	18	67						67								
新潟県	30	39						39								
富山県	7	26					4	22								
石川県	9	11						11								
福井県	13	25						25								
山梨県	7	10						10								
長野県	27	82	5				1	86								
岐阜県	26	32						32								
静岡県	41	68	1				1	68								
愛知県	40	64					1	63	1	1						1
三重県	19	34					3	31								
滋賀県	4	12	1					13								
京都府	12	19						19								
大阪府	30	91			3		3	88								
兵庫県	45	70	2				1	71								
奈良県	23	31	2					33								
和歌山県	15	19					1	18								
鳥取県	14	31					4	27								
島根県	15	29					2	27								
岡山県	20	31	3	7			10	31								
広島県	14	19						19	1	1						1
山口県	20	50						50								
徳島県	20	37						37								
香川県	17	26						26								
愛媛県	9	15						15								
高知県	5	6						6								
福岡県	28	54					2	52								
佐賀県	14	18						18								
長崎県	13	21					1	20								
熊本県	7	11						11								
大分県																
宮崎県	2	2						2								
鹿児島県																
沖縄県	24	33	1				2	32								

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (9b) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括—政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの								廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設								
	小 計																
	事業場数 <sup>注2)</sup>	25年度末施設数 <sup>(a)</sup>	新設 <sup>(b)</sup> <small>注3)</small>	既設 <sup>(c)</sup> <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 <sup>(d1)</sup> <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 <sup>(d2)</sup> <small>注5)</small>	規模未満変更 <sup>(e)</sup> <small>注6)</small>	廃止 <sup>(f)</sup>	26年度末施設数 <sup>(a+b+c-f)</sup>	事業場数 <sup>注2)</sup>	25年度末施設数 <sup>(a)</sup>	新設 <sup>(b)</sup> <small>注3)</small>	既設 <sup>(c)</sup> <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 <sup>(d1)</sup> <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 <sup>(d2)</sup> <small>注5)</small>	廃止 <sup>(f)</sup>	26年度末施設数 <sup>(a+b+c-f)</sup>
札幌市	4	21						21									
仙台市	3	6						6									
さいたま市	7	15						15									
千葉市	6	28						28		1					1		
横浜市	8	37						37	1	1						1	
川崎市	18	43						43	1	26						26	
相模原市	8	30					4	26									
新潟市	7	10					1	9									
静岡市	7	9						9									
浜松市	3	13					5	8									
名古屋市	6	28						28	1	1						1	
京都市	6	17						17									
大阪市	11	43					3	40	2	5						5	
堺市	8	11					1	10									
神戸市	8	19						19									
岡山市	9	13					3	10									
広島市	15	38					5	33	1	1						1	
北九州市	12	84					2	82	1	14						14	
福岡市	5	22						22									
熊本市	3	5						5									
函館市																	
旭川市																	
青森市	4	4						4									
盛岡市	2	3					1	2									
秋田市	4	10						10									
郡山市	2	2						2									
いわき市	8	26						26									
宇都宮市	6	19						19									
前橋市	3	9						9									
高崎市	3	5						5									
川越市	4	7						7									
船橋市	2	1	1					2									
柏市																	
横須賀市	4	19						19									
富山市	4	8						8	2	2						2	
金沢市	3	4						4									
長野市	3	8	1					9									
岐阜市	1	1						1									
豊橋市	2	6						6									
岡崎市	2	5						5									
豊田市	6	10						10	1	40						40	
大津市	2	6					2	4									
豊中市	1	10					5	5									
高槻市	2	14						14									
枚方市	3	11						11									
東大阪市	2	11	1					12									
姫路市	7	33						33									
尼崎市	9	22						22									
西宮市	2	2						2									
奈良市	2	4						4									
和歌山市	5	7						7									
倉敷市	13	37					2	35									
福山市	8	15						15									
下関市																	
高松市	4	5						5									
松山市	2	4						4									
高知市	1	3						2									
久留米市	3	3						3									
長崎市	4	6						6									
大分市	3	18						18									
宮崎市	1	3						3									
鹿児島市	2	3						3									
那覇市																	
合 計	1206	2750	36	7	3	0	0	95	2698	16	129	0	0	0	0	1	128

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 ( 1 0 a) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>  
(施設種類別・総括一都道府県別)

	7種類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							下水道終末処理施設						
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道								5	5					5
青森県								1	1					1
岩手県								1	1					1
宮城県	1	1						1	1	1				1
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	3	5						5	4	4				4
栃木県	1	1						1	3	3				3
群馬県	2	3						3	1	1				1
埼玉県	3	6						6	10	10				10
千葉県	1	1						1	3	3				3
東京都									21	21				21
神奈川県	1	2						2	13	15				15
新潟県														
富山県	1	1						1	2	3				3
石川県														
福井県									1	1				1
山梨県									1	1				1
長野県	1	1						1	4	4				4
岐阜県	2	3						3	2	2				2
静岡県	2	3						3	2	2				2
愛知県	3	4					1	3	8	8				8
三重県									2	2				2
滋賀県	1	1						1	2	2				2
京都府									2	2				2
大阪府	1	5						5	10	10				10
兵庫県									5	5				5
奈良県									1	2				2
和歌山県														
鳥取県									4	4				4
島根県									1	1				1
岡山県									2	2				2
広島県	1	2						2						
山口県									2	2	1			3
徳島県														
香川県	1	3						3						
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県	1	2						2						
長崎県									1	1				1
熊本県														
大分県														
宮崎県									1	1				1
鹿児島県														
沖縄県	1	2						2						

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 ( 1 0 b) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>  
(施設種類別・総括(政令市別))

	フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							下水道終末処理施設						
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市								4	4					4
仙台市								2	2					2
さいたま市														
千葉市								2	4					4
横浜市								5	19					19
川崎市								3	6					6
相模原市	1	2					2							
新潟市	1	1					1	1	1					1
静岡市	1	2					2	3	4					4
浜松市								2	2					2
名古屋市								6	7					7
京都市								3	4				1	3
大阪市								5	6				1	5
堺市	1	1					1	2	2					2
神戸市								4	4					4
岡山市														
広島市								4	5					5
北九州市	1	2					2	3	4					4
福岡市								3	3					3
熊本市								2	2					2
函館市								1	1					1
旭川市								1	1					1
青森市														
盛岡市														
秋田市								2	2					2
郡山市								1	1					1
いわき市								1	1					1
宇都宮市														
前橋市								1	3					3
高崎市								1	1					1
川越市														
船橋市														
柏市														
横須賀市								2	2					2
富山市	1	1					1	2	2					2
金沢市	1	1					1	3	4					4
長野市								3	3					3
岐阜市								2	2					2
豊橋市								1	1					1
岡崎市														
豊田市														
大津市								1	1					1
豊中市								1	1					1
高槻市								1	4					4
枚方市								1	1					1
東大阪市								2	2					2
姫路市	1	2					2	2	2					2
尼崎市								2	2					2
西宮市								3	3					3
奈良市														
和歌山市								2	2					2
倉敷市								1	1					1
福山市								1	1					1
下関市	1	1					1							
高松市								2	2					2
松山市														
高知市	1	2					2	1	1					1
久留米市														
長崎市								1	1					1
大分市														
宮崎市								2	2					2
鹿児島市	1	3					3	1	1					1
那覇市														
合計	38	64	0	0	0	0	1	63	215	250	1	0	2	249

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 ( 1 1 a ) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括一都道府県別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設							合 計									
	事業場数 <sup>注2)</sup>	25年度未施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)	26年度未施設数(a+b+c-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	25年度未施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	規模未満変更(e)	廃止(f)	26年度未施設数(a+b+c-f)
北海道								42	93							1	92
青森県								23	73								73
岩手県		1						1	9	12	7						19
宮城県		2						2	6	16							16
秋田県		1						1	6	10							10
山形県								17	43							1	42
福島県		1						1	33	60	5						65
茨城県									48	89						1	88
栃木県									13	18							18
群馬県									13	15	1						16
埼玉県		1						1	90	242	1					6	237
千葉県	3	4						4	59	135	1					4	132
東京都									72	258	3					11	250
神奈川県									34	88	2					1	89
新潟県	4	9						9	35	71							71
富山県									17	40						4	36
石川県									9	11							11
福井県									15	31						1	30
山梨県									8	11							11
長野県		2						2	33	91	5					1	95
岐阜県									33	40							40
静岡県	1	2						2	53	289	6					10	285
愛知県	2	2						2	62	93						2	91
三重県	1	2						2	25	47						3	44
滋賀県									10	19	1						20
京都府									15	22							22
大阪府									41	106			3			3	103
兵庫県									53	81	2					1	82
奈良県									24	33	2						35
和歌山県									15	19						1	18
鳥取県									19	39						4	35
島根県		1						1	17	32						2	30
岡山県									23	34	3	7				10	34
広島県	1	1						1	20	27							27
山口県	1	1						1	27	67	1						68
徳島県									21	39							39
香川県	1	1						1	21	35							35
愛媛県	2	5						5	15	37							37
高知県									5	6							6
福岡県	2	2						2	32	62	1					2	61
佐賀県									15	20							20
長崎県									15	23						1	22
熊本県									8	12							12
大分県																	
宮崎県	1	1						1	5	6							6
鹿児島県									1	1							1
沖縄県	1	1						1	27	37	1					2	36

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 ( 1 1 b) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括-政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設							合 計								
	事業場数 <sup>注2)</sup>	25年度末施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)	26年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	25年度末施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	規模未満変更(e)	廃止(f)
札幌市								8	25							25
仙台市								5	8							8
さいたま市								7	15							15
千葉市	1	1					1	10	35						1	34
横浜市	1	1					1	16	61							61
川崎市	1	1					1	23	76							76
相模原市	1	1					1	10	33						4	29
新潟市		1					1	12	19						1	18
静岡市								13	22							22
浜松市								7	20						5	15
名古屋市								15	44							44
京都市								10	27						1	26
大阪市								18	54						4	50
堺市								14	16		1				1	16
神戸市								12	23							23
岡山市								9	13						3	10
広島市								21	45						5	40
北九州市		1					1	19	107						2	105
福岡市								8	25							25
熊本市								5	7							7
函館市								1	1							1
旭川市								2	4							4
青森市								4	4							4
盛岡市								2	3						1	2
秋田市								8	14							14
郡山市								3	3							3
いわき市		1					1	11	36	3						39
宇都宮市	1	1					1	7	20							20
前橋市								4	12							12
高崎市								4	6							6
川越市								4	7							7
船橋市								2	1	1						2
柏市																
横須賀市								6	21							21
富山市	1	1					1	10	14							14
金沢市								7	9							9
長野市								6	11	1						12
岐阜市								3	3							3
豊橋市								3	7							7
岡崎市								2	5							5
豊田市								8	51							51
大津市								3	7						2	5
豊中市								2	11						5	6
高槻市								3	18							18
枚方市								4	12							12
東大阪市								4	13	1						14
姫路市	1	1					1	13	57						2	55
尼崎市								11	24							24
西宮市		2					2	5	7							7
奈良市								2	4							4
和歌山市								8	10							10
倉敷市		1					1	15	43						2	41
福山市								9	16							16
下関市								2	2							2
高松市								6	7							7
松山市								2	4							4
高知市								3	6						1	5
久留米市								3	3							3
長崎市								5	7							7
大分市	2	3					3	6	22							22
宮崎市								3	5							5
鹿児島市								4	7							7
那覇市																
合 計	29	56	0	0	0	0	56	1636	3825	48	8	3	0	0	112	3769

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 8 ( 1 a ) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況  
(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉												
	4t/h以上		2t/h以上～ 4t/h未満		200kg/h以上～ 2t/h未満		100kg/h以上～ 200kg/h未満		50kg/h以上～ 100kg/h未満		50kg/h未満 (0.5㎡以上)		
	26年度末 事業場数	26年度末 施設数	25年度末 施設数	26年度末 施設数	25年度末 施設数	26年度末 施設数	25年度末 施設数	26年度末 施設数	25年度末 施設数	26年度末 施設数	25年度末 施設数	26年度末 施設数	25年度末 施設数
北海道													
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県	1					1	1						
茨城県													
栃木県	1(1)	2(2)	2(2)										
群馬県													
埼玉県													
千葉県													
東京都	1(1)					1(1)	1(1)						
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県	2(2)					1(2)	2(2)	1(2)	2(2)	1(1)	1(1)		
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府	1(1)	1	1										
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県	1					1	1						
香川県													
愛媛県	2	3	3			1	1						
高知県													
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県	1(1)					1(2)	2(2)						

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を  
( ) 内に再掲した。



表 I - 8 ( 1 b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況  
(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉												
	4t/h以上		2t/h以上～ 4t/h未満		200kg/h以上～ 2t/h未満		100kg/h以上～ 200kg/h未満		50kg/h以上～ 100kg/h未満		50kg/h未満 (0.5㎡以上)		
	26年度末 事業場数	26年度末 施設数	25年度末 施設数	26年度末 施設数	25年度末 施設数	26年度末 施設数	25年度末 施設数	26年度末 施設数	25年度末 施設数	26年度末 施設数	25年度末 施設数	26年度末 施設数	25年度末 施設数
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市							1(1)						
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
熊本市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市													
郡山市													
いわき市													
宇都宮市													
前橋市													
高崎市													
川越市													
船橋市													
柏市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
豊中市													
高槻市													
枚方市													
東大阪市													
姫路市													
尼崎市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市													
倉敷市	2	2	2										
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
那覇市													
合 計	12(8)	8(2)	8(2)	0	0	6(7)	9(7)	1(3)	2(2)	1(1)	1(1)	0	0

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。  
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を  
( ) 内に再掲した。

表 I - 8 ( 2 a ) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況  
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉 小計		合 計		
	26年度末 施設数	25年度末 施設数	26年度末		25年度末
			事業場数	施設数	施設数
北海道					
青森県					
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県	1	1	1	1	1
茨城県					
栃木県	2(2)	2(2)	1(1)	2(2)	2(2)
群馬県					
埼玉県					
千葉県					
東京都	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県					
新潟県					
富山県					
石川県					
福井県	3(5)	5(5)	2(2)	3(5)	5(5)
山梨県					
長野県					
岐阜県					
静岡県					
愛知県					
三重県					
滋賀県					
京都府	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
大阪府					
兵庫県					
奈良県					
和歌山県					
鳥取県					
島根県					
岡山県					
広島県					
山口県					
徳島県	1	1	1	1	1
香川県					
愛媛県	4	4	2	4	4
高知県					
福岡県					
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県	1(2)	2(2)	1(1)	1(2)	2(2)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を  
( ) 内に再掲した。

表 I - 8 ( 2b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況  
(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉 小計		合 計		
	26年度末 施設数	25年度末 施設数	26年度末		25年度末
			事業場数	施設数	施設数
札幌市					
仙台市					
さいたま市					
千葉市					
横浜市		1(1)			1(1)
川崎市					
相模原市					
新潟市					
静岡市					
浜松市					
名古屋市					
京都市					
大阪市					
堺市					
神戸市					
岡山市					
広島市					
北九州市					
福岡市					
熊本市					
函館市					
旭川市					
青森市					
盛岡市					
秋田市					
郡山市					
いわき市					
宇都宮市					
前橋市					
高崎市					
川越市					
船橋市					
柏市					
横須賀市					
富山市					
金沢市					
長野市					
岐阜市					
豊橋市					
岡崎市					
豊田市					
大津市					
豊中市					
高槻市					
枚方市					
東大阪市					
姫路市					
尼崎市					
西宮市					
奈良市					
和歌山市					
倉敷市	2	2	2	2	2
福山市					
下関市					
高松市					
松山市					
高知市					
久留米市					
長崎市					
大分市					
宮崎市					
鹿児島市					
那覇市					
合 計	16(13)	20(12)	12(8)	16(13)	20(12)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。  
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を  
( ) 内に再掲した。

表 I - 9 (1a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況  
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又は PCB処理物の洗浄施設及び分離施設			700種類の破壊の用に供する 施設のうちブラスマ反応施設、 廃ガス洗浄施設及び 湿式集じん施設		
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設			灰の貯留施設			小計								
	26年度末		25年度末	26年度末		25年度末	26年度末		25年度末	26年度末		25年度末	26年度末		25年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県	1	1	1				1	1	1						
茨城県															
栃木県	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)						
群馬県															
埼玉県															
千葉県															
東京都			1(1)						1(1)						
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県	1	1	3				1	1	3						
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を( )内に再掲した。

表 I - 9 (1b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況  
(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又は PCB処理物の洗浄施設及び分離施設			703類の破壊の用に供する 施設のうちブラスマ反応施設、 廃ガス洗浄施設及び 湿式集じん施設		
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設			灰の貯留施設			小計								
	26年度末		25年度末	26年度末		25年度末	26年度末		25年度末	26年度末		25年度末	26年度末		25年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市			1(1)							1(1)					
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
熊本市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
前橋市															
高崎市															
川越市															
船橋市															
柏市															
横須賀市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
豊中市															
高槻市															
枚方市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
那覇市															
合 計	3(3)	3(3)	7(3)	0	0	0	3(3)	3(3)	7(3)	0	0	0	0	0	0

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。  
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を( )内に再掲した。

表 I - 9 ( 2 a ) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況  
(施設種類別一都道府県別)

	下水道終末 処理施設			水質基準対象施設 を設置する工場 又は事業場から 排出される 水の処理施設			合 計		
	26年度末		25年度末	26年度末		25年度末	26年度末		25年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県				1	1	1	1	1	1
山形県									
福島県							1	1	1
茨城県									
栃木県				1(1)	1(1)	1(1)	2(2)	2(2)	2(2)
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									1(1)
神奈川県									
新潟県									
富山県									
石川県									
福井県							1	1	3
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県									
愛知県									
三重県									
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県									
山口県									
徳島県									
香川県									
愛媛県									
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を( )内に再掲した。

表 I - 9 (2b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況  
(施設種類別一政令市別)

	下水道終末 処理施設			水質基準対象施設 を設置する工場 又は事業場から 排出される 水の処理施設			合 計		
	26年度末		25年度末	26年度末		25年度末	26年度末		25年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市									
横浜市									1(1)
川崎市									
相模原市									
新潟市									
静岡市									
浜松市									
名古屋市									
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市									
北九州市									
福岡市									
熊本市									
函館市									
旭川市									
青森市									
盛岡市									
秋田市									
郡山市									
いわき市									
宇都宮市									
前橋市									
高崎市									
川越市									
船橋市									
柏市									
横須賀市									
富山市									
金沢市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
豊中市									
高槻市									
枚方市									
東大阪市									
姫路市									
尼崎市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
倉敷市									
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
那覇市									
合 計	0	0	0	2(1)	2(1)	2(1)	5(4)	5(4)	9(4)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を( )内に再掲した。

表 I - 10 (1a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種別・法一都道府県別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設								
	26年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 (c)	26年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一		焙焼炉		焼結炉					
						法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	法施行後設置 (c) <sup>注3)</sup>	26年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 (c)	26年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 (c)		
北海道	1	1		2	2										
青森県				1	1							1			1
岩手県															
宮城県				2	2										
秋田県															
山形県															
福島県								2	2						
茨城県	2	2		5	5			2	2						
栃木県				2	2										
群馬県				1	1			1			1				
埼玉県				4	4										
千葉県	3	3													
東京都				1	1										
神奈川県				1	1										
新潟県				3	3										
富山県				1	1										
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県	3	3		14	10		4								
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府				3	2		1								
兵庫県	1	1		1	1										
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県				4	4										
岡山県															
広島県	2	2													
山口県				10	9		1								
徳島県															
香川県															
愛媛県								2	2						
高知県															
福岡県															
佐賀県				1	1										
長崎県															
熊本県				1	1			1			1				
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県				1	1										

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。



表 I - 10 (1b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種別・法一政令市別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設								
	26年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	26年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一		焙焼炉			焼結炉				
						法施行前設置(b) <sup>注2)</sup>	法施行後設置(c) <sup>注3)</sup>	26年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	26年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)		
札幌市				1	1										
仙台市				1				1							
さいたま市															
千葉市	2	1	1												
横浜市															
川崎市	1	1		4	4										
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市				1	1										
京都市															
大阪市				10	9	1									
堺市				5	5										
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市	3	3		5	2			3							
福岡市															
熊本市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市								1	1			1	1		
宇都宮市				1			1								
前橋市															
高崎市															
川越市															
船橋市				1	1										
柏市															
横須賀市															
富山市				1	1										
金沢市															
長野市															
岐阜市				2	2										
豊橋市				2	1		1								
岡崎市															
豊田市															
大津市															
豊中市															
高槻市															
枚方市				1	1										
東大阪市															
姫路市				5	5			1	1			4		4	
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市	3	2	1	2	2			1	1						
倉敷市	4	4		5	5										
福山市	4	4													
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
大分市	2	2													
宮崎市															
鹿児島市															
那覇市															
合計	31	29	2	105	92	2	11	11	9	2	6	1	5		

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (2a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・法一都道府県別)

	亜鉛回収施設									小計		
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			26年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)
	26年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	26年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	26年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)			
北海道												
青森県	1		1							2		2
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県										2	2	
茨城県										2	2	
栃木県												
群馬県				1		1				2		2
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県				1	1					1	1	
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県							1	1		3	3	
高知県												
福岡県	1	1					2	1	1	3	2	1
佐賀県												
長崎県												
熊本県										1		1
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (2b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・法一政令市別)

	亜鉛回収施設									小計		
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			26年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)
	26年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	26年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	26年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)			
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市				2	2					4	4	
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市							7		7	12	1	11
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市										1	1	
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	2	1	1	4	3	1	10	2	8	33	16	17

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (3a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・法一都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	26年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	26年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	26年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	26年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)
北海道				15	3	12				15	3	12
青森県												
岩手県												
宮城県				1	1					1	1	
秋田県												
山形県				2	2					2	2	
福島県	1	1		24	19	5	2	2		27	22	5
茨城県	3		3	25	23	2	3	1	2	31	24	7
栃木県	3	3		47	38	9	3	2	1	53	43	10
群馬県	1	1		7	4	3	2		2	10	5	5
埼玉県				40	20	20	4	2	2	44	22	22
千葉県				5	1	4				5	1	4
東京都												
神奈川県												
新潟県				12	4	8				12	4	8
富山県				35	31	4				35	31	4
石川県				1	1					1	1	
福井県				10	5	5	1		1	11	5	6
山梨県				1	1		1	1		2	2	
長野県				15	8	7	2		2	17	8	9
岐阜県				3	2	1				3	2	1
静岡県	5	2	3	56	36	20	4	3	1	65	41	24
愛知県	5	1	4	118	63	55	8	4	4	131	68	63
三重県	2	2		30	20	10	2	1	1	34	23	11
滋賀県				13	7	6	2	1	1	15	8	7
京都府				4	2	2				4	2	2
大阪府				9	9		3	2	1	12	11	1
兵庫県	2		2	3	3					5	3	2
奈良県												
和歌山県												
鳥取県				2		2				2		2
島根県												
岡山県				2	2		1		1	3	2	1
広島県				3	3					3	3	
山口県				1		1				1		1
徳島県												
香川県	1	1		1	1					2	2	
愛媛県												
高知県												
福岡県				19	10	9	2	1	1	21	11	10
佐賀県				4	2	2				4	2	2
長崎県				1	1					1	1	
熊本県				18	5	13	1		1	19	5	14
大分県	1	1		1	1					2	2	
宮崎県				1	1					1	1	
鹿児島県				2	1	1				2	1	1
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (3b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・法一政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	26年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	26年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	26年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	26年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市				3	2	1	1	1		4	3	1
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市				17	13	4				17	13	4
浜松市				2	1	1				2	1	1
名古屋市				14	13	1				14	13	1
京都市				8	6	2	1	1		9	7	2
大阪市												
堺市				6	6		1	1		7	7	
神戸市												
岡山市												
広島市				2	1	1	1	1		3	2	1
北九州市	1		1	3	2	1				4	2	2
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市				1	1					1	1	
郡山市												
いわき市				1		1				1		1
宇都宮市												
前橋市				3	2	1				3	2	1
高崎市												
川越市				1	1					1	1	
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市				6		6	2		2	8		8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市				5	4	1				5	4	1
岡崎市				2	1	1				2	1	1
豊田市				29	14	15	3		3	32	14	18
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市	2	2		14	14					16	16	
尼崎市												
西宮市												
奈良市				1		1				1		1
和歌山市												
倉敷市				8	8					8	8	
福山市												
下関市				12	12					12	12	
高松市				1	1					1	1	
松山市												
高知市												
久留米市				4		4				4		4
長崎市												
大分市				2	2					2	2	
宮崎市												
鹿児島市				1	1					1	1	
那覇市												
合計	27	14	13	677	435	242	50	24	26	754	473	281

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (4a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満			
	26年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行 前設置 (b) <sup>注2)</sup>	別表第一 法施行 後設置 (c) <sup>注3)</sup>	26年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行 前設置 (b) <sup>注2)</sup>	別表第一 法施行 後設置 (c) <sup>注3)</sup>	26年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行 前設置 (b) <sup>注2)</sup>	別表第一 法施行 後設置 (c) <sup>注3)</sup>
北海道	17	9		8	25	16	4	5	100	65	6	29
青森県	10	5	1	4	22	10	5	7	31	22	3	6
岩手県	4		2	2	22	11	4	7	23	12	6	5
宮城県	9	2		7	29	27		2	25	21		4
秋田県	3	1		2	12	10		2	48	26	3	19
山形県	7	5	1	1	12	4	1	7	20	7	3	10
福島県	8	3		5	30	25		5	45	33	1	11
茨城県	29	20		9	57	38	9	10	63	47	4	12
栃木県	10	8		2	30	13	2	15	33	27		6
群馬県	13	12		1	25	24		1	31	25	1	5
埼玉県	45	31		14	80	74		6	73	60	1	12
千葉県	45	29	1	15	75	50	6	19	60	41	4	15
東京都	111		72	39	46		23	23	45		40	5
神奈川県	31	21		10	27	23	1	3	20	13	3	4
新潟県	8	6		2	53	41	1	11	51	33	3	15
富山県	6	1		5	14	8		6	16	9		7
石川県					12	10		2	25	22		3
福井県	5	4		1	12	12			25	15	4	6
山梨県	6	3		3	21	13		8	23	17	1	5
長野県	7		7		24	22		2	57	33	13	11
岐阜県	2	2			29	12	4	13	62	41	9	12
静岡県	26	9	11	6	46	22	15	9	65	55	2	8
愛知県	45	28	4	13	46	38	1	7	72	57	2	13
三重県	25	10	3	12	27	20	2	5	57	45	3	9
滋賀県	6	2		4	21	18		3	32	20	1	11
京都府	6	2		4	13	9	4		27	21	2	4
大阪府	30	23		7	32	24	2	6	32	27		5
兵庫県	21	14		7	32	26	2	4	60	40	4	16
奈良県	6	5		1	27	17		10	40	35		5
和歌山県					12	6	4	2	32	22	3	7
鳥取県	5	5			6	1	3	2	34	27	2	5
島根県	3			3	10	3	1	6	23	17	3	3
岡山県	4	4			15	11		4	39	30	2	7
広島県	9	3		6	18	16		2	45	34	4	7
山口県	10	8		2	22	15	3	4	39	28	4	7
徳島県	1			1	25	20		5	42	26	6	10
香川県	7	4		3	6	4		2	25	20		5
愛媛県	15	8	5	2	20	8	8	4	46	37	6	3
高知県					13	5	2	6	27	19	4	4
福岡県	16	8		8	27	21		6	42	29	4	9
佐賀県	6			6	12	10		2	38	27	3	8
長崎県	8	2	3	3	15	10		5	50	26	4	20
熊本県	2	2			25	13	7	5	36	27	3	6
大分県	3	1		2	12	10		2	18	17		1
宮崎県	9	3	1	5	9	8		1	17	12	1	4
鹿児島県					23	15	2	6	45	29	2	14
沖縄県	9	2		7	16	13		3	36	16	3	17

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (4b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満			
	26年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	別表第一 法施行後設置 (c) <sup>注3)</sup>	26年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	別表第一 法施行後設置 (c) <sup>注3)</sup>	26年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	別表第一 法施行後設置 (c) <sup>注3)</sup>
札幌市	9	4	3	2	8	5	1	2	1		1	
仙台市	10	6		4	4	3		1	3	1		2
さいたま市	13	11		2	2	2			5	5		
千葉市	13	7	2	4	3	3			5	3		2
横浜市	26	16	4	6	4	3	1		4	3		1
川崎市	21	12		9	6	3	3		16	10		6
相模原市	7	4		3	1	1			8	8		
新潟市	9	5		4	8	3	2	3	13	8	1	4
静岡市	6		4	2	4		1	3	8		8	
浜松市	8	4		4	7	5	1	1	17	14		3
名古屋市	19	12		7	2	2			2			2
京都市	16	7	3	6	2	2			8	4	2	2
大阪市	20	10	3	7	7	6		1	10	6	2	2
堺市	13	7		6	2			2	4	1		3
神戸市	17	12		5	3	2		1	2	2		
岡山市	8	4	3	1	1	1			24	20	1	3
広島市	9	4		5	4	2		2	17	8	1	8
北九州市	15	11		4	4	3		1	13	4		9
福岡市	9	6		3	4	3		1	4	4		
熊本市	6	4		2					6	5		1
函館市	3	1		2	1			1	3	3		
旭川市	2	2			2	1		1	1			1
青森市	8	4	2	2	2		2		2	2		
盛岡市	3	3			2	2			5	4		1
秋田市	3			3	3			3	6	5		1
郡山市	4	4			3	1		2	1	1		
いわき市	13	8	3	2	6	2	2	2	5	4		1
宇都宮市	7	2	4	1	3	3			5	2	1	2
前橋市	3	3			4	2		2	4	3		1
高崎市	3	3			2	1		1	5	3	2	
川越市	2			2	3	2	1		2	1		1
船橋市	11	8		3					1			1
柏市	5		3	2	3		3		2	1	1	
横須賀市	5	4		1	3	3			1	1		
富山市	3		1	2					9	7		2
金沢市	5	3		2	4	2		2	5	3		2
長野市	3	3			2			2	8	7		1
岐阜市	5	5			6	5	1		4	4		
豊橋市	3	1	2		4	2		2	3	1	1	1
岡崎市	7	5		2					4	4		
豊田市	4		1	3	3	1		2	3	2		1
大津市					6	4		2	3	2		1
豊中市	4			4	1		1					
高槻市	5	5			2	1	1		2	2		
枚方市	4	2		2	2			2	3		1	2
東大阪市	10	5	1	4	4	1	1	2				
姫路市	12	4		8	10	5		5	4	2		2
尼崎市	7	3	1	3	3	1		2	4	3		1
西宮市	5	5			1	1			1	1		
奈良市	4	4							4	4		
和歌山市	6	6			4	3		1	11	9		2
倉敷市	10	7		3	11	9		2	18	16	1	1
福山市	4			4	6	6			12	12		
下関市	3	1		2	1	1			8	6		2
高松市	5	2		3					7	6		1
松山市	6	3		3	3	2	1		11	5		6
高知市	3		3		1	1			2	1		1
久留米市	3	3			2			2	4	2	1	1
長崎市	6	4		2					2	1		1
大分市	9	5	1	3	2	1		1	13	8	2	3
宮崎市	3			3	1	1			1			1
鹿児島市	4	2		2	2		2		13	6		7
那覇市												
合計	1117	571	155	391	1381	919	140	322	2267	1562	199	506

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (5a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5㎡以上)			
	26年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一		26年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一		26年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一	
		法施行 前設置 (b) <sup>注2)</sup>	法施行 後設置 (c) <sup>注3)</sup>			法施行 前設置 (b) <sup>注2)</sup>	法施行 後設置 (c) <sup>注3)</sup>			法施行 前設置 (b) <sup>注2)</sup>	法施行 後設置 (c) <sup>注3)</sup>	
北海道	77	25	4	48	18	13		5	9	4	1	4
青森県	55	16	1	38	9	5		4	9	4	2	3
岩手県	70	25	5	40	7	3		4	1	1		
宮城県	44	8		36	8	4		4	4	4		
秋田県	17	8		9	1	1			5	5		
山形県	59	15		44	5	3		2	8	4		4
福島県	16	11		5	14	9		5	8	7		1
茨城県	180	61	3	116	26	15		11	10	5	1	4
栃木県	65	29		36	20	7		13	7	4		3
群馬県	25	12		13	13	3		10	1			1
埼玉県	24	20		4	57	26	8	23	12	7		5
千葉県	118	40		78	26	14		12	12	5		7
東京都	45	22	5	18	51	25	2	24	18	7	2	9
神奈川県	29	18	1	10	10	4	1	5	4	3		1
新潟県	59	19		40	20	12		8	19	15		4
富山県	28	16		12	8	7		1	3	1		2
石川県	37	17		20	6	5		1	1	1		
福井県	36	19		17	9	9			5	1		4
山梨県	24	8		16	7	6		1	5	3		2
長野県	43	19		24	7	3		4	4	2		2
岐阜県	73	67	3	3	40	34		6	7	5	2	
静岡県	83	50		33	30	16		14	21	9		12
愛知県	44	28		16	24	11		13	6	3		3
三重県	76	39		37	18	11		7	8	4		4
滋賀県	31	23		8	7	6		1	7	6		1
京都府	32	14		18	6	5		1				
大阪府	15	9		6	4	4			4	2		2
兵庫県	104	67		37	26	16		10	6	4		2
奈良県	98	38		60	13	7		6	3	2		1
和歌山県	30	13		17	6	5		1	5	3		2
鳥取県	36	17		19	5	5			1	1		
島根県	25	10		15	2	1		1	8	6		2
岡山県	62	20		42	4	3		1	6	5		1
広島県	44	27		17	19	10		9	9	5		4
山口県	41	24	2	15	14	13	1		9	7		2
徳島県	70	30		40	9	8		1	1	1		
香川県	57	19		38	13	9		4	5	4		1
愛媛県	65	20	4	41	23	12	1	10	11	4		7
高知県	59	31		28	10	7		3	2	1		1
福岡県	83	46		37	30	29		1	11	10		1
佐賀県	36	19		17	7	4		3	5	2		3
長崎県	27	12		15	3	1		2	4	2		2
熊本県	36	1	6	29	7	5	1	1	8	6		2
大分県	16	6	1	9	8	7		1	3	3		
宮崎県	29	8		21	1	1						
鹿児島県	71	27		44	12	7		5	7	6		1
沖縄県	28	6		22	8	2		6	5	1		4

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。



表 I - 10 (5b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	100kg/h以上～200kg/h未満			50kg/h以上～100kg/h未満			50kg/h未満 (0.5㎡以上)					
	26年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) 注1)	別表第一 法施行前設置 (b) 注2)	別表第一 法施行後設置 (c) 注3)	26年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) 注1)	別表第一 法施行前設置 (b) 注2)	別表第一 法施行後設置 (c) 注3)	26年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) 注1)	別表第一 法施行前設置 (b) 注2)	別表第一 法施行後設置 (c) 注3)
札幌市	3	1		2					2	2		
仙台市	8	6		2	1		1					
さいたま市	2	2			4	3		1	2	2		
千葉市	15	8		7	6	4		2	1			1
横浜市	12	10		2	25	23		2	5	5		
川崎市	1	1			4			4	2	2		
相模原市	2	2			1	1						
新潟市	17	8		9	6	5		1	2	2		
静岡市	18	13		5	7	3		4	4	3		1
浜松市	18	13		5	1	1			1	1		
名古屋市	12	7		5	6	4		2	6	3		3
京都市	15	12		3	12	12			3	3		
大阪市	3	1		2	4	3		1				
堺市	11	5		6	4	4						
神戸市	11	7		4	1			1	1	1		
岡山市	12	7		5	2	2			2			2
広島市	10	8		2	1	1			1			1
北九州市	10	6		4					1			1
福岡市	5	1		4								
熊本市	9	6		3					1	1		
函館市	3	1		2								
旭川市	4	2		2					1			1
青森市	10			10	3			3	2	1		1
盛岡市	9	7		2	1	1			2			2
秋田市	3	2		1					1	1		
郡山市	6	5		1	3	2		1				
いわき市	1	1			2			2				
宇都宮市	5			5	2	2			1			1
前橋市	12	3		9	3	2		1	1			1
高崎市	6	1		5	5	1		4	3			3
川越市	1	1			2	1		1				
船橋市	2	1		1	3	2		1				
柏市	3			3	2	1	1					
横須賀市	4			4	1			1	5			5
富山市	15	5		10	5	1		4	1	1		
金沢市	8	5		3	4	2		2				
長野市	6	2		4								
岐阜市	5	3		2	3	3			1	1		
豊橋市	4	2		2								
岡崎市	6	5		1	6	5		1				
豊田市	4	3		1	2			2				
大津市	4	2		2								
豊中市					1		1					
高槻市	4	2	1	1								
枚方市	2	1		1	1	1			1			1
東大阪市	2	2			2	1		1				
姫路市	10	8		2	5	4		1	1	1		
尼崎市	2	2			2	2						
西宮市									1	1		
奈良市	12	8		4	3	2		1	2	1		1
和歌山市	10	9		1	2			2	4	3		1
倉敷市	5	4		1	2	1		1				
福山市	28	20		8	1	1						
下関市	4	2		2					1	1		
高松市	9	5		4	2	1		1				
松山市	13	9		4	1	1						
高知市	15	4		11	2	1		1				
久留米市	5	2		3	4	4						
長崎市	4	1		3	4	4						
大分市	6			6					2	2		
宮崎市	8	4		4	1			1				
鹿児島市	11	5		6	3	2		1				
那覇市	1		1									
合計	2888	1342	37	1509	839	527	16	296	371	223	9	139

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (6a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉				合計			
	小計				26年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一	
	26年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	法施行後設置 (c) <sup>注3)</sup>			法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	法施行後設置 (c) <sup>注3)</sup>
北海道	246	132	15	99	264	138	15	111
青森県	136	62	12	62	139	63	12	64
岩手県	127	52	17	58	127	52	17	58
宮城県	119	66		53	122	69		53
秋田県	86	51	3	32	86	51	3	32
山形県	111	38	5	68	113	40	5	68
福島県	121	88	1	32	150	112	1	37
茨城県	365	186	17	162	405	219	17	169
栃木県	165	88	2	75	220	133	2	85
群馬県	108	76	1	31	121	82	1	38
埼玉県	291	218	9	64	339	244	9	86
千葉県	336	179	11	146	344	183	11	150
東京都	316	54	144	118	317	55	144	118
神奈川県	121	82	6	33	122	83	6	33
新潟県	210	126	4	80	225	133	4	88
富山県	75	42		33	111	74		37
石川県	81	55		26	82	56		26
福井県	92	60	4	28	103	65	4	34
山梨県	86	50	1	35	88	52	1	35
長野県	142	79	20	43	159	87	20	52
岐阜県	213	161	18	34	216	163	18	35
静岡県	271	161	28	82	336	202	28	106
愛知県	237	165	7	65	386	247	7	132
三重県	211	129	8	74	245	152	8	85
滋賀県	104	75	1	28	119	83	1	35
京都府	84	51	6	27	88	53	6	29
大阪府	117	89	2	26	132	102	2	28
兵庫県	249	167	6	76	256	172	6	78
奈良県	187	104		83	187	104		83
和歌山県	85	49	7	29	85	49	7	29
鳥取県	87	56	5	26	89	56	5	28
島根県	71	37	4	30	75	41	4	30
岡山県	130	73	2	55	133	75	2	56
広島県	144	95	4	45	149	100	4	45
山口県	135	95	10	30	146	104	10	32
徳島県	148	85	6	57	148	85	6	57
香川県	113	60		53	115	62		53
愛媛県	180	89	24	67	183	92	24	67
高知県	111	63	6	42	111	63	6	42
福岡県	209	143	4	62	233	156	4	73
佐賀県	104	62	3	39	109	65	3	41
長崎県	107	53	7	47	108	54	7	47
熊本県	114	54	17	43	135	60	17	58
大分県	60	44	1	15	62	46	1	15
宮崎県	65	32	2	31	66	33	2	31
鹿児島県	158	84	4	70	160	85	4	71
沖縄県	102	40	3	59	103	41	3	59

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (6b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉				合計			
	小計							
	26年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	別表第一 法施行後設置 (c) <sup>注3)</sup>	26年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	別表第一 法施行後設置 (c) <sup>注3)</sup>
札幌市	23	12	5	6	24	13	5	6
仙台市	26	16		10	27	16		11
さいたま市	28	25		3	28	25		3
千葉市	43	25	2	16	45	26	2	17
横浜市	76	60	5	11	80	63	5	12
川崎市	50	28	3	19	55	33	3	19
相模原市	19	16		3	19	16		3
新潟市	55	31	3	21	55	31	3	21
静岡市	47	19	13	15	64	32	13	19
浜松市	52	38	1	13	54	39	1	14
名古屋市	47	28		19	62	42		20
京都市	56	40	5	11	65	47	5	13
大阪市	44	26	5	13	54	35	6	13
堺市	34	17		17	46	29		17
神戸市	35	24		11	35	24		11
岡山市	49	34	4	11	49	34	4	11
広島市	42	23	1	18	45	25	1	19
北九州市	43	24		19	55	31		24
福岡市	22	14		8	22	14		8
熊本市	22	16		6	22	16		6
函館市	10	5		5	10	5		5
旭川市	10	5		5	10	5		5
青森市	27	7	4	16	27	7	4	16
盛岡市	22	17		5	22	17		5
秋田市	16	8		8	17	9		8
郡山市	17	13		4	17	13		4
いわき市	27	15	5	7	32	19	5	8
宇都宮市	23	9	5	9	24	9	6	9
前橋市	27	13		14	30	15		15
高崎市	24	9	2	13	24	9	2	13
川越市	10	5	1	4	11	6	1	4
船橋市	17	11		6	18	12		6
柏市	15	2	8	5	15	2	8	5
横須賀市	19	8		11	19	8		11
富山市	33	14	1	18	42	15	1	26
金沢市	26	15		11	26	15		11
長野市	19	12		7	19	12		7
岐阜市	24	21	1	2	26	23	1	2
豊橋市	14	6	3	5	21	11	3	7
岡崎市	23	19		4	25	20		5
豊田市	16	6	1	9	48	20	1	27
大津市	13	8		5	13	8		5
豊中市	6		2	4	6		2	4
高槻市	13	10	2	1	13	10	2	1
枚方市	13	4	2	7	14	5	2	7
東大阪市	18	9	2	7	18	9	2	7
姫路市	42	24		18	75	46		29
尼崎市	18	11	1	6	18	11	1	6
西宮市	8	8			8	8		
奈良市	25	19		6	26	19		7
和歌山市	37	30		7	43	35		8
倉敷市	46	37	1	8	63	54	1	8
福山市	51	39		12	55	43		12
下関市	17	11		6	29	23		6
高松市	23	14		9	24	15		9
松山市	34	20	1	13	34	20	1	13
高知市	23	7	3	13	23	7	3	13
久留米市	18	11	1	6	22	11	1	10
長崎市	16	10		6	16	10		6
大分市	32	16	3	13	36	20	3	13
宮崎市	14	5		9	14	5		9
鹿児島市	33	15	2	16	34	16	2	16
那覇市	1		1		1		1	
合計	8863	5144	556	3163	9786	5754	558	3474

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (7a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設						
	26年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 (c)	26年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一		焙焼炉			焼結炉			
						法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	法施行後設置 (c) <sup>注3)</sup>	26年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 (c)	26年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 (c)	
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県														
栃木県														
群馬県														
埼玉県														
千葉県														
東京都														
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県														
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であつて、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。  
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。  
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (7b)

大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設								
	26年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 (c)	26年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一		焙焼炉			焼結炉				
						法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	法施行後設置 (c) <sup>注3)</sup>	26年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 (c)	26年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 (c)		
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
熊本市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
前橋市															
高崎市															
川越市															
船橋市															
柏市															
横須賀市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
豊中市															
高槻市															
枚方市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
那覇市															
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。  
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。  
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (8a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	26年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	26年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	26年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	26年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。  
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。  
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (8b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	26年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 (c)	26年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 (c)	26年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 (c)	26年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 (c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。  
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。  
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (9a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	26年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 (c)	26年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 (c)	26年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 (c)	26年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 (c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。  
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。  
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。



表 I - 10 (9b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	熔焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	26年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	26年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	26年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	26年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。  
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。  
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (10a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上			2t/h以上～4t/h未満			200kg/h以上～2t/h未満			100kg/h以上～200kg/h未満		
	26年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	法施行後設置 (c) <sup>注3)</sup>	26年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	法施行後設置 (c) <sup>注3)</sup>	26年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	法施行後設置 (c) <sup>注3)</sup>
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県								1	1			
茨城県												
栃木県	2	2										
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都								1			1	
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県								1	1			1
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府	1	1										
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県								1	1			
香川県												
愛媛県	3	3						1			1	
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県								1			1	

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。  
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。  
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (10b)

大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉														
	4t/h以上			2t/h以上～4t/h未満			200kg/h以上～2t/h未満			100kg/h以上～200kg/h未満					
	26年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	法施行後設置 (c) <sup>注3)</sup>	26年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	法施行後設置 (c) <sup>注3)</sup>	26年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	法施行後設置 (c) <sup>注3)</sup>			
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
熊本市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
前橋市															
高崎市															
川越市															
船橋市															
柏市															
横須賀市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
豊中市															
高槻市															
枚方市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市	2	2													
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
那覇市															
合計	8	8	0	0	0	0	0	6	3	1	2	1	0	0	1

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。  
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。  
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (11a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉									合計			
	50kg/h以上～100kg/h未満			50kg/h未満 (0.5㎡以上)			小計			26年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) 注1)	別表第一 法施行前設置 (b) 注2)	別表第一 法施行後設置 (c) 注3)
	26年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) 注1)	別表第一 法施行前設置 (b) 注2)	別表第一 法施行後設置 (c) 注3)	26年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) 注1)	別表第一 法施行前設置 (b) 注2)	別表第一 法施行後設置 (c) 注3)	26年度未施設数 (a+b+c)				
北海道													
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県								1	1		1	1	
茨城県													
栃木県								2	2		2	2	
群馬県													
埼玉県													
千葉県													
東京都								1		1	1		1
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県	1			1				3	1	2	3	1	2
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府								1	1		1	1	
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県								1	1		1	1	
香川県													
愛媛県								4	3	1	4	3	1
高知県													
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県								1		1	1		1

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。  
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。  
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (11b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉									合 計						
	50kg/h以上～100kg/h未満			50kg/h未満 (0.5㎡以上)			小 計			26年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	別表第一 法施行後設置 (c) <sup>注3)</sup>			
	26年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	別表第一 法施行後設置 (c) <sup>注3)</sup>	26年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	別表第一 法施行後設置 (c) <sup>注3)</sup>	26年度未施設数 (a+b+c)					附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	別表第一 法施行後設置 (c) <sup>注3)</sup>
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市								2	2		2	2				
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計	1	0	0	1	0	0	0	0	16	11	1	4	16	11	1	4

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。  
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。  
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 1 適用除外等の状況（大気関係・水質関係－全国）

（平成 2 6 年 4 月 1 日～平成 2 7 年 3 月 3 1 日）

	大気関係	水質関係
法第 3 5 条第 2 項に基づく通知受理件数	0	0
法第 3 6 条第 2 項に基づく要求件数	0	0

表 I - 1 2 その他の届出等の状況（大気関係・水質関係－全国）

（平成 2 6 年 4 月 1 日～平成 2 7 年 3 月 3 1 日）

	大気関係	水質関係
法第 1 4 条第 1 項に基づく届出件数 <sup>注 1)</sup>	208	60
法第 1 8 条に基づく届出件数 <sup>注 2)</sup>	652	171
瀬戸内海法第 8 条第 1 項（第 4 項）に基づく許可（届出）件数 <sup>注 3)</sup>	—	4
瀬戸内海法第 9 条に基づく届出件数 <sup>注 4)</sup>	—	18

注 1) 規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数。

注 2) 使用廃止以外の変更届出の件数。

注 3) 規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数。

注 4) 使用廃止以外の変更届出の件数。

表 I - 1 3 適用除外等の状況  
(都道府県別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				

(政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市				
横浜市				
川崎市				
相模原市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋				
京都市				
大阪市				
堺市				
神戸市				
岡山市				
広島市				
北九州市				
福岡市				
熊本市				
函館市				
旭川市				
青森市				
盛岡市				
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
前橋市				
高崎市				
川崎市				
船橋市				
柏市				
横須賀市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
大津市				
豊中市				
高槻市				
枚方市				
東大阪市				
姫路市				
尼崎市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				
倉敷市				
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				
久留米市				
長崎市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
那覇市				
合 計	0	0	0	0

表 I - 1 4 ( 1 a ) その他の届出等の状況

(法・瀬戸内海法別 - 都道府県別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更 その他 <sup>注1)</sup>	18条変更 <sup>注2)</sup>	14条変更 その他 <sup>注1)</sup>	18条変更 <sup>注2)</sup>	8条変更 その他 <sup>注3)</sup>	9条変更 <sup>注2)</sup>
北海道	1	23		11		
青森県		5		2		
岩手県	1	4				
宮城県	3	14				
秋田県	9	2				
山形県	2	11		1		
福島県	1	3	2	1		
茨城県	5	32		1		
栃木県	6	10	1			
群馬県	4	13				
埼玉県	11	19	6	8		
千葉県	9	68		12		
東京都	6	14	1	2		
神奈川県	2	4		2		
新潟県	4	9	3	1		
富山県	1	5		4		
石川県	1	8				
福井県	2	6		1		
山梨県		2				
長野県	2	8	2	8		
岐阜県	14	2				
静岡県	10	46	3	19		
愛知県	7	24	4	8		
三重県	7	14		4		
滋賀県	10		1			
京都府		3		1		
大阪府	3	9	1	6		1
兵庫県	1	14	1	3		1
奈良県		5				
和歌山県		2				
鳥取県	2	13		5		
島根県	1	5		1		
岡山県	6	21	2			
広島県	3	9		2		1
山口県	1	9		1	2	1
徳島県		18				1
香川県	6	9		2		3
愛媛県	5	3			2	1
高知県		4				
福岡県	7	10				
佐賀県	2			2		
長崎県	1	1				
熊本県						
大分県	1					
宮崎県	3	4		2		
鹿児島県		3				
沖縄県		3		1		

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。

注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数を計上した。



表 I - 1 4 ( 1 b ) その他の届出等の状況

(法・瀬戸内海法別-政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更 その他 <sup>注1)</sup>	18条変更 <sup>注2)</sup>	14条変更 その他 <sup>注1)</sup>	18条変更 <sup>注2)</sup>	8条変更 その他 <sup>注3)</sup>	9条変更 <sup>注2)</sup>
札幌市	1					
仙台市		4				
さいたま市		1				
千葉市	1	3			1	
横浜市		6				
川崎市	3	8	5		5	
相模原市						
新潟市	3	3	1		2	
静岡市	2	4				
浜松市	3	5				
名古屋市		2	3			
京都市	8	15	1		6	
大阪市	1	11			22	
堺市	3	1			1	
神戸市	1					
岡山市	1	3				2
広島市		1			2	
北九州市	1	19				
福岡市						
熊本市		1				
函館市		2				
旭川市	1	1			1	
青森市						
盛岡市		2				
秋田市		2			2	
郡山市		4			1	
いわき市	2	4	19		4	
宇都宮市						
前橋市		1				
高崎市						
川越市		1	1			
船橋市	1	5				
柏市		1				
横須賀市						
富山市		3				
金沢市		2				
長野市		3			2	
岐阜市	2					
豊橋市						
岡崎市	1	3				
豊田市	4				1	
大津市			1			
豊中市						
高槻市						
枚方市						
東大阪市						
姫路市	4	8	2		2	1
尼崎市					1	
西宮市					3	
奈良市		1				
和歌山市					2	2
倉敷市		4				
福山市		5			1	1
下関市						
高松市		2				
松山市	1	6				
高知市						
久留米市		2				
長崎市		1				
大分市	2	9			1	3
宮崎市						
鹿児島市	2	1				
那覇市		1				
合 計	208	652	60	171	4	18

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。

注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数を計上した。

表Ⅱ－１ 報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係－全国）

（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第34条第1項に基づく報告徴収件数	69	4
法第34条第1項に基づく立入検査件数	4,376	860
法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数	518	126

表Ⅱ－２（１） 命令、指導及び罰則適用件数（大気関係－全国）

（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

	件数	大気関係					その他
		排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 <sup>注3)</sup>		
		基準超過判明の端緒 <sup>注2)</sup>		行政			
		設置者による測定					
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	—	—	—	—	0	
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	—	—	—	—	0	
法第16条に基づく計画変更命令件数	0	—	—	—	—	0	
法第16条に基づく計画廃止命令件数	0	—	—	—	—	0	
法第22条第1項に基づく改善命令件数	3	3	0	3	0	0	
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	2	2	0	2	0	0	
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	—	—	—	—	0	
口頭指導件数 <sup>注1)</sup>	623	21	12	9	374	228	
文書指導件数 <sup>注1)</sup>	789	21	11	10	692	76	
罰則適用件数	0	—	—	—	—	—	

注1) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注3) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表Ⅱ－２（２） 命令、指導及び罰則適用件数（水質関係－全国）

（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

	水質関係					
	件数	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 <sup>注3)</sup>	その他
		基準超過判明の端緒 <sup>注2)</sup>		行政		
		設置者による測定				
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	—	—	—	—	0
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	—	—	—	—	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	0	0	0	0	0	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	0	0	0	0	0	0
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	—	—	—	—	0
瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	0	0	0	0	0	0
口頭指導件数 <sup>注1)</sup>	25	0	0	0	6	19
文書指導件数 <sup>注1)</sup>	40	0	0	0	36	4
罰則適用件数	0	—	—	—	—	—

注1) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条）ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注3) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表Ⅱ－３ 排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係－全国）<sup>注1）注2）</sup>

（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

		大気関係			水質関係		
		件数	基準超過判明の端緒 <sup>注3)</sup>		件数	基準超過判明の端緒 <sup>注3)</sup>	
			設置者による測定	行政		設置者による測定	行政
基準超過件数		38 <sup>注4)</sup>	22	16	0 <sup>注5)</sup>	0	0
注6) 措置状況	口頭指導件数	21	12	9	0	0	0
	文書指導件数	21	11	10	0	0	0
	法第22条第1項に基づく改善命令件数	3	0	3	0	0	0
	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	2	0	2	0	0	0
	法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	2	1	1	0	0	0
	その他	7 <sup>注7)</sup>	2	5	0	0	0
措置後の対応状況	基準達成	21	10	11	0	0	0
	対策実施中	7	4	3	0	0	0
	廃止	4	3	1	0	0	0
	未対応	6	5	1	0	0	0

注1) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において平成27年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対する年度内における措置及び対応の状況をまとめた。なお同一案件に係る複数回にわたる超過は1件と見なす。

注2) 平成26年度以前に排出基準超過が判明した施設・事業場に対して、平成27年度に入り執られた措置は含まない。また平成27年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対して、平成28年度に入り執られた措置は含まない。

注3) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注4) 廃棄物焼却炉38件。

注5) 該当事業場なし。

注6) 表Ⅱ－1及び表Ⅱ－2に計上した命令、指導件数及び測定件数の一部再掲である。

注7) 全てにおいて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置が執られている。

表Ⅱ－４（１） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況  
（都道府県別）

	法第34条第1項に基づく報告徴収件数	法第34条第1項に基づく立入検査件数	法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数
北海道		74	17
青森県		98	7
岩手県	2	12	5
宮城県		11	11
秋田県		64	7
山形県	9	85	16
福島県		22	11
茨城県		55	
栃木県		58	
群馬県	1	54	
埼玉県	1	280	31
千葉県		204	17
東京都		81	15
神奈川県		46	
新潟県		23	7
富山県			
石川県		30	
福井県		78	12
山梨県		50	3
長野県		469	6
岐阜県		138	5
静岡県		85	11
愛知県		557	8
三重県		90	3
滋賀県	1	20	6
京都府		40	5
大阪府	12	85	4
兵庫県	3	57	4
奈良県		43	
和歌山県			
鳥取県		43	15
島根県		40	7
岡山県		57	
広島県		69	7
山口県		4	2
徳島県		7	2
香川県		46	13
愛媛県	1	2	1
高知県			
福岡県		288	4
佐賀県		56	
長崎県		177	15
熊本県	3	16	14
大分県		46	
宮崎県		37	37
鹿児島県		7	7
沖縄県	18	2	2

（政令市別）

	法第34条第1項に基づく報告徴収件数	法第34条第1項に基づく立入検査件数	法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数
札幌市		9	
仙台市		16	7
さいたま市		27	2
千葉市		5	5
横浜市		14	15
川崎市		10	10
相模原市		12	10
新潟市		4	4
静岡市		11	3
浜松市		3	
名古屋市		39	10
京都市		7	7
大阪市		74	
堺市		15	9
神戸市		7	3
岡山市			
広島市		26	1
北九州市		14	5
福岡市		6	
熊本市			
函館市		5	
旭川市		2	2
青森市		21	
盛岡市			
秋田市		3	2
郡山市		2	2
いわき市		2	2
宇都宮市		5	5
前橋市			
高崎市		4	
川越市		11	9
船橋市		5	5
柏市		12	2
横須賀市		6	
富山市		3	2
金沢市			
長野市		13	5
岐阜市		17	
豊橋市		5	5
岡崎市		11	3
豊田市		32	4
大津市		6	6
豊中市			
高槻市		9	
枚方市	6	2	2
東大阪市			
姫路市		29	
尼崎市		1	
西宮市	2	2	
奈良市		3	
和歌山市		4	4
倉敷市			
福山市		18	5
下関市			
高松市		2	2
松山市			
高知市			
久留米市		14	1
長崎市	10	1	1
大分市			
宮崎市		5	5
鹿児島市		16	16
那覇市			
合計	69	4376	518

表Ⅱ－４（２a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第16条に基づく計画変更命令件数	法第16条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数				その他
					排出基準超過	施設への措置状況		設置者による測定結果未報告施設への措置状況 <sup>注2)</sup>	
						基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>	設置者による測定		
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県					1	1		1	
茨城県									
栃木県									
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県									
富山県									
石川県									
福井県									
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県									
愛知県									
三重県									
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県					1	1		1	
山口県									
徳島県									
香川県									
愛媛県									
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県					1	1		1	

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（２b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第16条に基づく計画変更命令件数	法第16条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	排出基準超過施設への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 <sup>注2)</sup>	その他
						基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>	設置者による測定		
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市									
横浜市									
川崎市									
相模原市									
新潟市									
静岡市									
浜松市									
名古屋市									
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市									
北九州市									
福岡市									
熊本市									
函館市									
旭川市									
青森市									
盛岡市									
秋田市									
郡山市									
いわき市									
宇都宮市									
前橋市									
高崎市									
川越市									
船橋市									
柏市									
横須賀市									
富山市									
金沢市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
豊中市									
高槻市									
枚方市									
東大阪市									
姫路市									
尼崎市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
倉敷市									
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
那覇市									
合 計	0	0	0	0	3	3	0	3	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。  
 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。  
 注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（３a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数					法第23条第3項に基づく措置命令件数
	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 <sup>注2)</sup>	その他	
	基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>	設置者による測定				
		行政				
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県	1	1		1		
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県	1	1		1		

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。



表Ⅱ-4 (3b) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況 (政令市別)

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数					法第23条第3項に基づく措置命令件数
	排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 <sup>注2)</sup>	その他	
		設置者による測定	行政			
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	2	2	0	2	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。  
 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。  
 注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（４a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） <sup>注3）</sup>		排出基準超過施設への措置状況		設置者による測定 結果未報告施設への 措置状況 <sup>注2）</sup>	その他
			基準超過判明の端緒 <sup>注1）</sup>			
			設置者による測定	行政		
北海道	2				1	1
青森県	4				2	2
岩手県	3				3	
宮城県	1	1	1			
秋田県						
山形県	29	1		1	3	25
福島県	5	1		1	4	
茨城県	7				7	
栃木県	6				3	3
群馬県	9				6	3
埼玉県	23	1		1	8	14
千葉県						
東京都	2	2	2			
神奈川県						
新潟県	5				5	
富山県	7				7	
石川県	22				22	
福井県	1					1
山梨県	12				12	
長野県	2				2	
岐阜県	10				10	
静岡県	46				42	4
愛知県	65				3	62
三重県	35				29	6
滋賀県						
京都府	3					3
大阪府	2	1	1		1	
兵庫県	43				40	3
奈良県	22				9	13
和歌山県	2				2	
鳥取県	21				21	
島根県	2	1	1		1	
岡山県						
広島県	23				23	
山口県						
徳島県	9				9	
香川県	9				9	
愛媛県	20	1	1		19	
高知県	1	1	1			
福岡県	62					62
佐賀県	11	1	1		10	
長崎県						
熊本県	8	3	2	1	5	
大分県	3				1	2
宮崎県	1	1		1		
鹿児島県						
沖縄県	4	2	1	1	2	

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（４b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） <sup>注3)</sup>				設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 <sup>注2)</sup>	その他
	排出基準超過施設への措置状況		基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>			
			設置者による測定	行政		
札幌市						
仙台市	1					1
さいたま市						
千葉市	1				1	
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市	3				3	
浜松市	2				2	
名古屋市	2				2	
京都市						
大阪市	2					2
堺市	2				2	
神戸市	1				1	
岡山市	2				2	
広島市	1				1	
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市	4					4
旭川市						
青森市	25				15	10
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市	1				1	
高崎市						
川越市						
船橋市	1				1	
柏市	1				1	
横須賀市						
富山市						
金沢市	2	1	1		1	
長野市	1	1			1	
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市	6					6
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市	1				1	
東大阪市						
姫路市	1				1	
尼崎市						
西宮市						
奈良市	1					1
和歌山市	1	1			1	
倉敷市						
福山市	2					2
下関市						
高松市	5				5	
松山市	2				2	
高知市						
久留米市	4				4	
長崎市						
大分市	3				3	
宮崎市						
鹿児島市	3	1			1	2
那覇市						
合 計	623	21	12	9	374	228

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（５a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） <sup>注3）</sup>					罰則適用 件数
	排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 <sup>注1）</sup>		設置者による測定 結果未報告施設へ の措置状況 <sup>注2）</sup>	その他	
		設置者による測定	行政			
北海道						
青森県	1	1	1			
岩手県	3	2	1	1	1	
宮城県						
秋田県						
山形県	6	4		4		2
福島県	1	1		1		
茨城県						
栃木県	12	2	2		4	6
群馬県	1				1	
埼玉県	17				17	
千葉県	9	1	1		8	
東京都	21				21	
神奈川県	3				3	
新潟県	1				1	
富山県						
石川県						
福井県	1	1		1		
山梨県	63				63	
長野県						
岐阜県						
静岡県	13				13	
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府	4	4	4			
兵庫県	3	1	1		2	
奈良県	101				101	
和歌山県						
鳥取県	16				16	
島根県						
岡山県	2				2	
広島県						
山口県	17				16	1
徳島県	93				93	
香川県	16				16	
愛媛県	16				16	
高知県	93				93	
福岡県	10	1	1			9
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ-4 (5b) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況 (政令市別)

	法に基づかない指導等件数 (文書指導) <sup>注3)</sup>					罰則適用 件数
		排出基準超過施設への措置状況		設置者による測定 結果未報告事業場 への措置状況 <sup>注2)</sup>	その他	
		基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>	設置者による測定   行政			
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市	30				30	
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市	63				63	
静岡市	4					4
浜松市						
名古屋市	2				2	
京都市	1					1
大阪市						
堺市	26				26	
神戸市	13				13	
岡山市	40				40	
広島市	23					23
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市	2					2
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市	13				13	
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
富山市	4				4	
金沢市	1					1
長野市	1	1		1		
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
東大阪市						
姫路市	1				1	
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市	25	1		1		24
倉敷市	3					3
福山市	8				8	
下関市						
高松市						
松山市						
高知市	5				5	
久留米市						
長崎市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市	1	1		1		
那覇市						
合 計	789	21	11	10	692	76
						0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す  
 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。  
 注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令 (法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令 (法第22条第1項)、ならびに措置命令 (法第23条第3項) 以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（１） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況  
（都道府県別）

	法第34条第1項 に基づく報告徴収 件数	法第34条第1項 に基づく立入検査 件数	法第34条第1項 の立入検査に伴う 測定件数（水質基 準適用事業場）	
北海道			16	3
青森県			83	
岩手県				
宮城県			2	1
秋田県			2	
山形県			6	1
福島県			7	3
茨城県			6	
栃木県			5	
群馬県			4	
埼玉県			30	7
千葉県			14	14
東京都			69	5
神奈川県			23	
新潟県			3	2
富山県				
石川県			4	
福井県			18	2
山梨県			6	
長野県			131	
岐阜県			31	
静岡県			19	4
愛知県			87	6
三重県			17	
滋賀県				
京都府			3	
大阪府			22	6
兵庫県			30	1
奈良県				
和歌山県				
鳥取県			2	2
島根県			21	
岡山県			42	
広島県			8	3
山口県			2	2
徳島県				
香川県			6	3
愛媛県				
高知県				
福岡県			1	1
佐賀県			7	
長崎県			12	1
熊本県			2	
大分県				
宮崎県			16	4
鹿児島県				
沖縄県				

（政令市別）

	法第34条第1項 に基づく報告徴収 件数	法第34条第1項 に基づく立入検査 件数	法第34条第1項 の立入検査に伴う 測定件数（水質基 準適用事業場）	
札幌市			1	
仙台市				
さいたま市				
千葉市			2	2
横浜市			15	20
川崎市			5	5
相模原市				
新潟市			1	1
静岡市				
浜松市				
名古屋市			5	1
京都市				
大阪市				
堺市				
神戸市			8	
岡山市				
広島市			14	
北九州市			2	2
福岡市				
熊本市			2	
函館市			1	
旭川市			2	2
青森市			1	
盛岡市				
秋田市			1	1
郡山市			1	1
いわき市			1	1
宇都宮市				
前橋市				
高崎市			3	
川越市			1	1
船橋市				
柏市				
横須賀市			7	
富山市			3	7
金沢市				
長野市			2	
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市			3	
豊田市				
大津市			1	1
豊中市				
高槻市			3	
枚方市		1		
東大阪市				
姫路市				
尼崎市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市			3	3
倉敷市				
福山市			2	
下関市				
高松市			1	1
松山市				
高知市				
久留米市			3	
長崎市		3	3	
大分市			4	4
宮崎市			1	1
鹿児島市			1	1
那覇市				
合 計	4		860	126

表Ⅱ－５（２a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 <sup>注2)</sup>	その他
				基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>			
				設置者による測定	行政		
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。  
 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。  
 注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ-5(2b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(政令市別)

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数				設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 <sup>注2)</sup>	その他
			排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定	行政		
			基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>	設置者による測定				
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市								
横浜市								
川崎市								
相模原市								
新潟市								
静岡市								
浜松市								
名古屋市								
京都市								
大阪市								
堺市								
神戸市								
岡山市								
広島市								
北九州市								
福岡市								
熊本市								
函館市								
旭川市								
青森市								
盛岡市								
秋田市								
郡山市								
いわき市								
宇都宮市								
前橋市								
高崎市								
川越市								
船橋市								
柏市								
横須賀市								
富山市								
金沢市								
長野市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
大津市								
豊中市								
高槻市								
枚方市								
東大阪市								
姫路市								
尼崎市								
西宮市								
奈良市								
和歌山市								
倉敷市								
福山市								
下関市								
高松市								
松山市								
高知市								
久留米市								
長崎市								
大分市								
宮崎市								
鹿児島市								
那覇市								
合計	0	0	0	0	0	0	0	

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。  
 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。  
 注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。



表Ⅱ－５（３a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数					設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 <sup>注2)</sup>	その他
	排出基準超過事業場への措置状況			基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>			
				設置者による測定	行政		
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（３b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数					設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 <sup>注2)</sup>	その他
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>		設置者による測定	行政		
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市							
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
豊中市							
高槻市							
枚方市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
那覇市							
合 計	0	0	0	0	0	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。  
 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。  
 注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（４a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第23条第3項に基づく措置命令件数	瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数					設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 <sup>注2)</sup>	その他
		排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>		設置者による測定	行政		
			設置者による測定	行政				
北海道								
青森県								
岩手県								
宮城県								
秋田県								
山形県								
福島県								
茨城県								
栃木県								
群馬県								
埼玉県								
千葉県								
東京都								
神奈川県								
新潟県								
富山県								
石川県								
福井県								
山梨県								
長野県								
岐阜県								
静岡県								
愛知県								
三重県								
滋賀県								
京都府								
大阪府								
兵庫県								
奈良県								
和歌山県								
鳥取県								
島根県								
岡山県								
広島県								
山口県								
徳島県								
香川県								
愛媛県								
高知県								
福岡県								
佐賀県								
長崎県								
熊本県								
大分県								
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県								

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。  
 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。  
 注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（４b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第23条第3項に基づく措置命令件数	瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 <sup>注2)</sup>	その他
			基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>			
			設置者による測定	行政		
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合計	0	0	0	0	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。  
 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。  
 注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（５a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） <sup>注3)</sup>					設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 <sup>注2)</sup>	その他
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>		設置者による測定	行政		
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県	1					1	
茨城県	2					2	
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県	1						1
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県	2					1	1
愛知県	15						15
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県	1						1
奈良県							
和歌山県							
鳥取県	1					1	
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県	1					1	
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（５b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） <sup>注3)</sup>					設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 <sup>注2)</sup>	その他
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>		設置者による測定	行政		
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市	1						1
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
豊中市							
高槻市							
枚方市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
那覇市							
合 計	25	0	0	0	0	6	19

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。  
 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。  
 注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（６a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） <sup>注3)</sup>					罰則適用件数
	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 <sup>注2)</sup>	その他	
	基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>		設置者による測定			
	行政	設置者による測定				
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県	2				2	
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県	1				1	
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県	5				5	
徳島県						
香川県	2				2	
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。  
 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。  
 注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（６b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） <sup>注3)</sup>					罰則適用件数	
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 <sup>注2)</sup>	その他		
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市	19			19			
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市	4					4	
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市							
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市	7			7			
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
豊中市							
高槻市							
枚方市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
那覇市							
合 計	40	0	0	0	36	4	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。  
 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。  
 注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。



表 - 1 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況（全国）<sup>注1）</sup>

（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

大気基準適用施設	報告施設数 a	うち、 ばいじん等未 測定施設 数	ばいじん等 のみ報告 施設数 b	未報告施設数 <sup>注2）</sup>		報告対象 施設数 a+b+c+d	
				休 止 c	未測定 d		
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉	26	-	-	5	0	31	
製鋼用電気炉	95	-	-	8	1	104	
亜鉛回収施設 （焙焼炉、焼結炉、溶鉍 炉、溶解炉、乾燥炉）	30	-	-	2	0	32	
アルミニウム合金製造 施設 （焙焼炉、溶解炉、乾 燥炉）	624	-	-	94	22	740	
廃棄物 焼却炉	4 t/h以上	972	29	4	78	37	1,091
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	1,149	15	2	124	88	1,363
	2 t/h未満 <sup>注3）</sup>	4,139	56	9	1,605	603	6,356
	小計	6,260	100	15	1,807	728	8,810
合計	7,035	100	15	1,916	751	9,717	

注1）平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2）「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注3）焼却能力50 kg/h以上又は火床面積0.5 m<sup>2</sup>以上のもの。

表 - 2 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(大気・全国)注1)

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

大気基準適用施設		報告施設数	うち、 ばいじん 等未測定 施設数	ばいじん等 のみ報告 施設数	報告期限到来 前に廃止届出 がなされた 施設数
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉		0	-	-	0
製鋼用電気炉		0	-	-	5
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉍 炉、溶解炉、乾燥炉)		0	-	-	0
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥 炉)		13	-	-	17
廃 棄 物 焼 却 炉	4 t/h以上	8	1	0	19
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	17	0	0	35
	2 t/h未満注2)	78	32	0	256
	小計	103	33	0	310
合計		116	33	0	332

注1) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来する前に廃止された施設を対象に、報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m<sup>2</sup>以上のもの。

表Ⅲ－３ 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国）注１）注２）注３）

（平成２６年４月１日～平成２７年３月３１日）

水質基準対象施設	報告事業場数 a	未報告事業場数 <sup>注４）</sup>		報告対象事業場数 a+b+c
		休止 b	未測定 c	
硫酸塩 <sup>パルプ</sup> （クラフト <sup>パルプ</sup> ）又は亜硫酸 <sup>パルプ</sup> （サルファイト <sup>パルプ</sup> ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	25	0	0	25
カーバド法 <sup>アセレン</sup> の製造の用に供する <sup>アセレン</sup> 洗浄施設	5	1	1	7
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
アルシ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	1	0	0	1
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	1	0	0	1
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	5	0	0	5
カゴラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	1	0	0	1
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	1	0	0	1
4-クロロアトル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	1	0	0	1
2,3-ジクロロ-1,4-ナフチキノの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	1	0	0	1
ジメチルベンゾイルエトの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等	1	0	0	1
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	10	0	0	10
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	4	0	0	4
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	2	0	0	2
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	251	46	6	303
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	4	0	0	4
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	15	2	1	18
下水道終末処理施設	194	4	15	213
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	25	1	0	26
合計	547	54	23	624

- 注１） 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第２８条第１項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。
- 注２） 平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの間に法第２８条第３項に基づく報告期限が到来した事業場を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあつては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあつては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの１カ年毎を対象期間とした。
- 注３） １つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
- 注４） 「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ１カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であつて、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

表 - 4 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(水質・全国) 注1)注2)注3)

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

水質基準対象施設	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	0
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	0
カゴロウムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	0	0
4-クロロフル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフチンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
ジオキサゾールイオットの製造の用に供する二酸化誘導体分離施設等	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	1
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	2	10
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	1	1
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0
下水道終末処理施設	1	3
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	0	0
合計	4	15

注1) 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来する前に廃止した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表Ⅲ－５（１a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況  
（施設種別別－都道府県別）

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設			
	倍焼炉			倍焼炉			倍焼炉			
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告施設数 (a+c+d)
北海道	1			1	2		2			
青森県					1		1			
岩手県										
宮城県					2		2			
秋田県										
山形県										
福島県								2		2
茨城県	2			2	5		5	2		2
栃木県					2		2			
群馬県					1		1	1		1
埼玉県					3	1	4			
千葉県	3			3						
東京都					1		1			
神奈川県					1		1			
新潟県					3		3			
富山県					1		1			
石川県										
福井県										
山梨県										
長野県										
岐阜県										
静岡県										
愛知県	3			3	11	3	14			
三重県										
滋賀県										
京都府										
大阪府					3		3			
兵庫県	1			1	1		1			
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県					3	1	4			
岡山県										
広島県	2			2						
山口県					7	3	10			
徳島県										
香川県										
愛媛県								2		2
高知県										
福岡県										
佐賀県					1		1			
長崎県										
熊本県					1		1	1		1
大分県										
宮崎県										
鹿児島県										
沖縄県					1		1			

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（１b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況  
（施設種類別－政令市別）

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設					
	報告施設数 (a)	未報告施設数		報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数		焙焼炉				
		休止 (c)	未測定 (d)			休止 (c)	未測定 (d)	報告施設数 (a)	休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	
札幌市				1			1					
仙台市				1			1					
さいたま市												
千葉市	1	1		2								
横浜市												
川崎市	1			1	4		4					
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市					1		1					
京都市												
大阪市					10		10					
堺市					5		5					
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市	2	1		3	4	1	5					
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市								1				1
宇都宮市					1		1					
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市					1		1					
柏市												
横須賀市												
富山市					1		1					
金沢市												
長野市												
岐阜市					2		2					
豊橋市					1		1					
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市					1		1					
東大阪市												
姫路市					5		5	1				1
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市	3			3	2		2		1			1
倉敷市	3	1		4	5		5					
福山市	2	2		4								
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市	2			2								
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	26	5	0	31	95	8	104	10	1	0		11

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（２a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況  
（施設種類別－都道府県別）

	亜鉛回収施設									
	焼結炉			溶鉱炉			溶解炉			
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)
北海道										
青森県	1			1			1			
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県										
福島県										
茨城県										
栃木県										
群馬県							1			1
埼玉県										
千葉県										
東京都										
神奈川県										
新潟県										
富山県										
石川県										
福井県										
山梨県										
長野県										
岐阜県										
静岡県										
愛知県							1			1
三重県										
滋賀県										
京都府										
大阪府										
兵庫県										
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県										
岡山県										
広島県										
山口県										
徳島県										
香川県										
愛媛県										
高知県										
福岡県				1			1			
佐賀県										
長崎県										
熊本県										
大分県										
宮崎県										
鹿児島県										
沖縄県										

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（２b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況  
（施設種類別－政令市別）

	亜鉛回収施設											
	焼結炉			溶鉱炉			溶解炉					
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告施設数 (a+c+d)		
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市	1			1				2		2		
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市	4			4								
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	6	0	0	6	2	0	0	2	4	0	0	4

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。



表Ⅲ－５（３a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況  
（施設種類別－都道府県別）

	亜鉛回収施設								
	乾燥炉			小計			焙焼炉		
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止(c) 未測定(d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止(c) 未測定(d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止(c) 未測定(d)	報告対象施設数 (a+c+d)
北海道									
青森県				2		2			
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県				2		2	1		1
茨城県				2		2	2	1	3
栃木県							3		3
群馬県				2		2	1		1
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県									
富山県									
石川県									
福井県									
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県							5		5
愛知県				1		1	3	2	7
三重県							2		2
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県								1	1
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県									
山口県									
徳島県									
香川県							1		1
愛媛県	1		1	3		3			
高知県									
福岡県	1	1	2	2	1	3			
佐賀県									
長崎県									
熊本県				1		1			
大分県							1		1
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（３b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況  
（施設種類別－政令市別）

	亜鉛回収施設						アルミニウム合金製造施設					
	乾燥炉			小 計			焙焼炉					
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市					4			4				
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市	6			6	11			11	2			2
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市						1		1				
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	8	1	0	9	30	2	0	32	21	4	3	28

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（４a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況  
（施設種類別－都道府県別）

	アルミニウム合金製造施設									
	溶解炉			乾燥炉			小計			
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止(c) 未測定(d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止(c) 未測定(d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止(c) 未測定(d)	報告対象施設数 (a+c+d)	
北海道	15		15				15		15	
青森県										
岩手県										
宮城県	1		1				1		1	
秋田県										
山形県	2		2				2		2	
福島県	19	5	24	2		2	22	5	27	
茨城県	20	5	25	2	1	3	24	7	31	
栃木県	40	7	47	2	1	3	45	8	53	
群馬県	6	1	7	2		2	9	1	10	
埼玉県	30	9	40	4		4	34	9	44	
千葉県	4		5				4		5	
東京都										
神奈川県										
新潟県	9	3	12				9	3	12	
富山県	35		35				35		35	
石川県			1	1					1	
福井県	10		10	1		1	11		11	
山梨県		1	1	2				1	2	
長野県	10	3	13	2		2	12	3	15	
岐阜県	1	1	3	3			1	1	3	
静岡県	45	8	56	4		4	54	8	65	
愛知県	111	12	124	6	2	8	120	16	139	
三重県	22	2	29	1		1	25	2	32	
滋賀県										
京都府	2	2	4				2	2	4	
大阪府	8	1	9	2	1	3	10	2	12	
兵庫県	2		3				2	1	5	
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県										
岡山県	2		2	1		1	3		3	
広島県	3		3				3		3	
山口県	1		1				1		1	
徳島県										
香川県	1		1				2		2	
愛媛県										
高知県										
福岡県	16	2	19	1		1	17	2	21	
佐賀県	2		4				2		4	
長崎県	1		1				1		1	
熊本県	18		18	1		1	19		19	
大分県	1		1				2		2	
宮崎県	1		1				1		1	
鹿児島県	1	1	2				1	1	2	
沖縄県										

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（４b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況  
（施設種類別－政令市別）

	アルミニウム合金製造施設											
	溶解炉			乾燥炉				小計				
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	3			3	1		1	4			4	
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市	15	2		17				15	2		17	
浜松市		1		1					1		1	
名古屋市	13	1		14				13	1		14	
京都市	6	2		8	1		1	7	2		9	
大阪市												
堺市	6			6	1		1	7			7	
神戸市												
岡山市												
広島市	2			2	1		1	3			3	
北九州市	3	1		4				3	1		4	
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市	1			1				1			1	
郡山市												
いわき市	1			1				1			1	
宇都宮市												
前橋市	3			3				3			3	
高崎市												
川越市	1			1				1			1	
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市	5	1		6	2		2	5	3		8	
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市	3	2		5				3	2		5	
岡崎市	2			2				2			2	
豊田市	28	1		29	3		3	31	1		32	
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市	9	5		14				11	5		16	
尼崎市												
西宮市												
奈良市		1		1					1		1	
和歌山市												
倉敷市	8			8				8			8	
福山市												
下関市	9	3		12				9	3		12	
高松市	1			1				1			1	
松山市												
高知市												
久留米市	4			4				4			4	
長崎市												
大分市	2			2				2			2	
宮崎市												
鹿児島市	1			1				1			1	
那覇市												
合計	565	83	18	666	38	7	1	46	624	94	22	740

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（５a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況  
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上					2t/h以上～4t/h未満						
	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)
北海道	17					17	23			2		25
青森県	8			2		10	19			3		22
岩手県	2					2	22					22
宮城県	5			1		6	23			1	3	27
秋田県	3					3	12					12
山形県	7					7	9			2		11
福島県	5					5	23			5		28
茨城県	28				1	29	56	1		1		57
栃木県	9	4		2	1	12	25	8		1	5	31
群馬県	13					13	22			2		24
埼玉県	41			2	2	45	66			7	4	77
千葉県	36				9	45	35			13	28	76
東京都	93	16	2	7	7	109	25	2	1	7	17	50
神奈川県	30	2		1		31	21			6		27
新潟県	7				1	8	46			2	3	51
富山県	5				1	6	13				1	14
石川県							12					12
福井県	5					5	12					12
山梨県	3					3	12			2	6	20
長野県	7					7	22				2	24
岐阜県							28					28
静岡県	24			2		26	38			8		46
愛知県	40			5		45	44			2		46
三重県	17			2	3	22	23		1	3		27
滋賀県	4			2		6	19			2		21
京都府	7					7	13					13
大阪府	28			2		30	31			1		32
兵庫県	17			1	3	21	29			1		30
奈良県	6					6	18			5		23
和歌山県							12					12
鳥取県	5					5	5				1	6
島根県	3					3	8			2		10
岡山県	4					4	11			1	3	15
広島県	9					9	16			2		18
山口県	9	1		1		10	20	1				20
徳島県				1		1	17			8		25
香川県	7					7	6					6
愛媛県	17			1		18	20					20
高知県							11			2		13
福岡県	13	4		3		16	18			3	6	27
佐賀県	4			2		6	10			2		12
長崎県	8					8	11			4		15
熊本県	2					2	24				1	25
大分県	2			1		3	8			2	2	12
宮崎県	5			2		7	8			1		9
鹿児島県							22			1		23
沖縄県	8					8	14				2	16

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（５b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況  
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上					2t/h以上～4t/h未満						
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
札幌市	9					9	8					8
仙台市	10					10	3					3
さいたま市	11			2		13	3					3
千葉市	13					13	3					3
横浜市	22			3		25	1			3		4
川崎市	18		2		1	21	6	3				6
相模原市	7					7	1					1
新潟市	9					9	8					8
静岡市	6					6	3					3
浜松市	7			1		8	3			4		7
名古屋市	14			5		19	2					2
京都市	9			5	2	16	2					2
大阪市	20					20	7					7
堺市	10			3		13	2					2
神戸市	13	2		1		14	3					3
岡山市	8					8				1		1
広島市	9					9	2			2		4
北九州市	15					15	4					4
福岡市	9					9	4					4
熊本市	4					4						
函館市	3					3						
旭川市	2					2	2					2
青森市	3				3	6	2					2
盛岡市	3					3	2					2
秋田市	3					3	3					3
郡山市	4					4	2				1	3
いわき市	12			1		13	6					6
宇都宮市	6			1		7	3			1		4
前橋市	3					3	3			1		4
高崎市	3					3	2					2
川越市	2					2	3					3
船橋市	7			4		11						
柏市	5					5	3					3
横須賀市	4			1		5	3					3
富山市	3					3						
金沢市	5					5	4					4
長野市	3					3	1					1
岐阜市	4			1		5	6					6
豊橋市	3					3	3				1	4
岡崎市	4			3		7						
豊田市	4					4	3					3
大津市							5					5
豊中市	1			3		4	1					1
高槻市	5					5	2					2
枚方市	4					4	2					2
東大阪市	8					8	4					4
姫路市	12					12	9					9
尼崎市	6			1		7	2			2		4
西宮市	5					5	1					1
奈良市	4					4						
和歌山市	6					6	4					4
倉敷市	10			2		12	9			2		11
福山市	4					4	5			1		6
下関市	2					2	1					1
高松市	5					5						
松山市	5			1		6	1			2		3
高知市	3					3	1					1
久留米市	3					3					2	2
長崎市	4					4						
大分市	9					9	1			1		2
宮崎市					3	3	1					1
鹿児島市	4					4	2					2
那覇市												
合計	972	29	4	78	37	1091	1149	15	2	124	88	1363

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（６a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況  
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満					100kg/h以上～200kg/h未満						
	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)
北海道	84			16		100	64			8	1	73
青森県	23			8		31	39			15	1	55
岩手県	16			7		23	55	1		14		69
宮城県	21			4		25	27			7	7	41
秋田県	34			7		41	12			5		17
山形県	16			4		20	56			2	2	60
福島県	38			7		45	8			8		16
茨城県	52	8		11		63	78	1		95	8	181
栃木県	22	1	3	5	4	34	42			12	14	68
群馬県	26			7	1	34	21			5	3	29
埼玉県	50			16	6	72	8			10	5	23
千葉県	37			13	10	60	37			60	22	119
東京都	20	2		9	14	43	28			5	9	42
神奈川県	12	1		8		20	18			10	1	29
新潟県	37			10	2	49	37			13	4	54
富山県	9			3	4	16	22			2	4	28
石川県	19			5	1	25	23	1		10	4	37
福井県	21			5		26	27			10		37
山梨県	12			6	5	23	15			7	2	24
長野県	42			15		57	32			10	1	43
岐阜県	30	1		20	1	51	61			17	7	85
静岡県	53			11	1	65	65			16	3	84
愛知県	56			16		72	29			13	2	44
三重県	36	1		16	4	56	37			24	15	76
滋賀県	24			8		32	19			12		31
京都府	23			4		27	26	1		5		31
大阪府	19			14		33	12			1	1	14
兵庫県	42			12	5	59	48	2		28	28	104
奈良県	36			3	1	40	38			34	30	102
和歌山県	31			2		33	22			7		29
鳥取県	28			4	2	34	16			7	13	36
島根県	22			1		23	19			6		25
岡山県	28			11		39	44			10	4	58
広島県	39			6		45	34	2		9		43
山口県	32	1		6		38	36	2	1	4		41
徳島県	34		1	7	1	43	36			17	15	68
香川県	18			8		26	37			16	6	59
愛媛県	39	2		8		47	33	1		12	20	65
高知県	14			12	1	27	25			17	18	60
福岡県	21	1		6	15	42	35	2	1	8	39	83
佐賀県	21			16	1	38	22			10	3	35
長崎県	32			14		46	12			14	1	27
熊本県	35				1	36	27			6	3	36
大分県	15	1		2	1	18	11	4		5		16
宮崎県	16			1		17	25			1	2	28
鹿児島県	35			10	1	46	55			12	3	70
沖縄県	27			5	1	33	19			9		28

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（６b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況  
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満					100kg/h以上～200kg/h未満						
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
札幌市	1					1	2			1		3
仙台市	3					3	7			1		8
さいたま市	5					5			1	1		2
千葉市	3			2		5	2			10	3	15
横浜市	4					4	6			6		12
川崎市	13	4		2	1	16	1					1
相模原市	8					8	2					2
新潟市	9			3	1	13	10			5	1	16
静岡市	7			1		8	15			1	2	18
浜松市	10			7	1	18	10			5	2	17
名古屋市				2		2	8			3	1	12
京都市	5			2	1	8	6			9		15
大阪市	5			5		10	3					3
堺市	4					4	4			7		11
神戸市	1			1		2	5			5	1	11
岡山市	17			4	3	24	12					12
広島市	13			4		17	9			1		10
北九州市	12			1		13	7			3		10
福岡市	3			1		4	5					5
熊本市	5			1		6	7			2		9
函館市				3		3	3					3
旭川市	1					1	4					4
青森市	1			1		2	9			1		10
盛岡市	4			1		5	8			1		9
秋田市	2			4		6	3					3
郡山市	1					1	5			1		6
いわき市	3			2		5				1		1
宇都宮市	4			1		5	3			2		5
前橋市	2			2		4	6			5	1	12
高崎市	4			1		5	5			1		6
川越市	2					2	1					1
船橋市	1					1				2		2
柏市	2					2	1				3	4
横須賀市	1					1	3			1		4
富山市	5			2	2	9	7			3	5	15
金沢市	2			3		5	6			1	1	8
長野市	6			2		8	5			1		6
岐阜市	2			2		4	4			1		5
豊橋市	1			1	1	3	4					4
岡崎市	3			2		5	5			1		6
豊田市	3					3	4					4
大津市	3					3	2			2		4
豊中市												
高槻市	2					2	2			2		4
枚方市	2			1		3				2		2
東大阪市							2					2
姫路市	4					4	7			2	1	10
尼崎市	3					3	1			1		2
西宮市	1					1						
奈良市	2			2		4	6			6		12
和歌山市	9			2		11	9			1		10
倉敷市	16			2		18	4			1		5
福山市	5			1	6	12	18			6	4	28
下関市	6			1		7	3			1		4
高松市	5			2		7	8	1		1		9
松山市	6			5		11	9			4		13
高知市	2					2	10			2	3	15
久留米市	3				1	4	3				2	5
長崎市	2					2	2			2		4
大分市	8	1		5	1	14	3			2	1	6
宮崎市	1					1	7				1	8
鹿児島市	6			7		13	10			1		11
那覇市										1		1
合計	1661	24	6	484	95	2246	1805	18	3	747	333	2888

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。



表Ⅲ－５（７a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況  
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満					50kg/h未満 (0.5m <sup>2</sup> 以上)						
	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)
北海道	15			5		20	7			1		8
青森県	4			5		9	8				1	9
岩手県	6			1		7	1					1
宮城県	4			2	2	8	2				2	4
秋田県	1					1	2			3		5
山形県	1			4		5	7					7
福島県	9			4	1	14	6			2		8
茨城県	17			9		26	6			3	1	10
栃木県	11			6	3	20	6			1		7
群馬県	5			9		14				1		1
埼玉県	24			22	11	57	9			3		12
千葉県	10			10	7	27	8			1	3	12
東京都	17	3		11	26	54	11			2	5	18
神奈川県	5	1		3	2	10	2			2		4
新潟県	9			9	1	19	7			8	3	18
富山県	5			2	1	8	2				1	3
石川県	3			1	2	6				1		1
福井県	7			4		11	2			1		3
山梨県	6				1	7	3				1	4
長野県	6			1		7	4					4
岐阜県	20			14	7	41	6			1	1	8
静岡県	20			8	2	30	10			11		21
愛知県	15			8	1	24	3			3		6
三重県	12			4	3	19	7			2		9
滋賀県	5			2		7	5			2		7
京都府	6					6						
大阪府	3			1		4	3			1		4
兵庫県	14	2		9	3	26	4			1	1	6
奈良県	2			3	11	16	2			1		3
和歌山県	1			5		6	5					5
鳥取県	1				4	5				1		1
島根県	2					2	5			2	1	8
岡山県				3		3	4			2		6
広島県	16	2		2		18	7			2		9
山口県	8			6		14	2			7		9
徳島県	8				1	9	1					1
香川県	7			6		13	4			1		5
愛媛県	8			4	10	22	9			2		11
高知県	4			5	1	10				2	3	5
福岡県	3			4	23	30	2				9	11
佐賀県	5			1	1	7	3			1	1	5
長崎県	2			1		3	3			1		4
熊本県	5			2		7	5			3		8
大分県	3	1		4	1	8	1	1		1	1	3
宮崎県	1					1						
鹿児島県	11			1		12	6				1	7
沖縄県	7			1		8				4		4

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（７b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況  
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満					50kg/h未満 (0.5m <sup>2</sup> 以上)						
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
札幌市							2					2
仙台市	1					1						
さいたま市	4					4	1			1		2
千葉市	4			2		6	1					1
横浜市	4			21		25				5		5
川崎市	2	2		2		4	2					2
相模原市	1					1						
新潟市	5				2	7	1			1		2
静岡市	5			1	2	8	2			2		4
浜松市				1		1					1	1
名古屋市	5				1	6	5			1		6
京都市	3	1		10		13	1			2		3
大阪市	3			1		4						
堺市	4					4						
神戸市					1	1				1		1
岡山市	1			1		2	2					2
広島市	1					1	1					1
北九州市										1		1
福岡市												
熊本市										1		1
函館市												
旭川市							1					1
青森市	3					3	1			1		2
盛岡市	1					1	1			1		2
秋田市										1		1
郡山市	2			1		3						
いわき市	2					2						
宇都宮市				2		2	1	1				1
前橋市	3					3				1		1
高崎市	3			2		5	2			1		3
川越市	2					2						
船橋市	2				1	3						
柏市					1	1						
横須賀市				1		1				5		5
富山市	3			1	1	5	1					1
金沢市	1			3		4	1					1
長野市												
岐阜市	2			1		3	1					1
豊橋市												
岡崎市	6					6						
豊田市	2					2						
大津市												
豊中市				1		1						
高槻市												
枚方市	1					1	1					1
東大阪市	2					2						
姫路市	4			1		5	1					1
尼崎市	2					2						
西宮市							1					1
奈良市	1			2		3				2		2
和歌山市	2					2	1			3		4
倉敷市	1			1		2						
福山市				1		1						
下関市							1					1
高松市	1			1		2						
松山市				1		1						
高知市	1				1	2						
久留米市	2				2	4						
長崎市	2			2		4						
大分市										1	1	2
宮崎市					1	1				1		1
鹿児島市	3					3						
那覇市												
合計	451	12	0	262	138	851	222	2	0	112	37	371

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（８a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況  
（施設種別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉					合計						
	小計											
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
北海道	210			32	1	243	228			32	1	261
青森県	101			33	2	136	104			33	2	139
岩手県	102	1		22		124	102	1		22		124
宮城県	82			15	14	111	85			15	14	114
秋田県	64			15		79	64			15		79
山形県	96			12	2	110	98			12	2	112
福島県	89			26	1	116	113			31	1	145
茨城県	237	10		119	10	366	270	10		126	10	406
栃木県	115	13	3	27	27	172	162	13	3	35	27	227
群馬県	87			24	4	115	99			25	4	128
埼玉県	198			60	28	286	235			69	30	334
千葉県	163			97	79	339	170			97	80	347
東京都	194	23	3	41	78	316	195	23	3	41	78	317
神奈川県	88	4		30	3	121	89	4		30	3	122
新潟県	143			42	14	199	155			45	14	214
富山県	56			7	12	75	92			7	12	111
石川県	57	1		17	7	81	57	1		17	8	82
福井県	74			20		94	85			20		105
山梨県	51			15	15	81	51			16	16	83
長野県	113			26	3	142	125			29	3	157
岐阜県	145	1		52	16	213	146	1		53	17	216
静岡県	210			56	6	272	264			64	9	337
愛知県	187			47	3	237	322			66	6	394
三重県	132	1	1	51	25	209	157	1	1	53	30	241
滋賀県	76			28		104	76			28		104
京都府	75	1		9		84	77	1		11		88
大阪府	96			20	1	117	109			22	1	132
兵庫県	154	4		52	40	246	158	4		53	42	253
奈良県	102			46	42	190	102			46	42	190
和歌山県	71			14		85	71			14		85
鳥取県	55			12	20	87	55			12	20	87
島根県	59			11	1	71	62			12	1	75
岡山県	91			27	7	125	94			27	7	128
広島県	121	4		21		142	126	4		21		147
山口県	107	5	1	24		132	115	5	1	27		143
徳島県	96		1	33	17	147	96		1	33	17	147
香川県	79			31	6	116	81			31	6	118
愛媛県	126	3		27	30	183	129	3		27	30	186
高知県	54			38	23	115	54			38	23	115
福岡県	92	7	1	24	92	209	111	7	1	27	94	233
佐賀県	65			32	6	103	68			32	8	108
長崎県	68			34	1	103	69			34	1	104
熊本県	98			11	5	114	119			11	5	135
大分県	40	7		15	5	60	42	7		15	5	62
宮崎県	55			5	2	62	56			5	2	63
鹿児島県	129			24	5	158	130			25	5	160
沖縄県	75			19	3	97	76			19	3	98

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（８b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況  
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉					合 計						
	小 計					報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等 の報 告施 設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c +d)	
	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等 の報 告施 設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)							
札幌市	22			1	23	23			1	24		
仙台市	24			1	25	25			1	26		
さいたま市	24		1	4	29	24		1	4	29		
千葉市	26			14	43	27			15	45		
横浜市	37			38	75	41			38	79		
川崎市	42	9	2	4	50	47	9	2	4	55		
相模原市	19				19	19				19		
新潟市	42			9	55	42			9	55		
静岡市	38			5	47	53			7	64		
浜松市	30			18	52	30			19	53		
名古屋市	34			11	47	48			12	62		
京都市	26	1		28	57	33	1		30	66		
大阪市	38			6	44	48			6	54		
堺市	24			10	34	36			10	46		
神戸市	22	2		8	32	22	2		8	32		
岡山市	40			6	49	40			6	49		
広島市	35			7	42	38			7	45		
北九州市	38			5	43	47			8	55		
福岡市	21			1	22	21			1	22		
熊本市	16			4	20	16			4	20		
函館市	6			3	9	6			3	9		
旭川市	10				10	10				10		
青森市	19			3	25	19			3	25		
盛岡市	19			3	22	19			3	22		
秋田市	11			5	16	12			5	17		
郡山市	14			2	17	14			2	17		
いわき市	23			4	27	28			4	32		
宇都宮市	17	1		7	24	18	1		7	25		
前橋市	17			9	27	20			9	30		
高崎市	19			5	24	19			5	24		
川越市	10				10	11				11		
船橋市	10			6	17	11			6	18		
柏市	11			4	15	11			4	15		
横須賀市	11			8	19	11			8	19		
富山市	19			6	33	25			9	42		
金沢市	19			7	27	19			7	27		
長野市	15			3	18	15			3	18		
岐阜市	19			5	24	21			5	26		
豊橋市	11			1	14	15			3	20		
岡崎市	18			6	24	20			6	26		
豊田市	16				16	47			1	48		
大津市	10			2	12	10			2	12		
豊中市	2			4	6	2			4	6		
高槻市	11			2	13	11			2	13		
枚方市	10		1	2	13	11		1	2	14		
東大阪市	16				16	16				16		
姫路市	37			3	41	64			8	73		
尼崎市	14			4	18	14			4	18		
西宮市	8				8	8				8		
奈良市	13			12	25	13			13	26		
和歌山市	31			6	37	36			7	43		
倉敷市	40			8	48	56			9	65		
福山市	32		1	14	51	34		1	16	55		
下関市	13			2	15	22			5	27		
高松市	19	1		4	23	20	1		4	24		
松山市	21			13	34	21			13	34		
高知市	17			2	23	17			2	23		
久留米市	11			7	18	15			7	22		
長崎市	10			4	14	10			4	14		
大分市	21	1		9	33	25	1		9	37		
宮崎市	9			1	15	9			1	15		
鹿児島市	25			8	33	26			8	34		
那覇市				1	1				1	1		
合 計	6260	100	15	1807	728	8810	7035	100	15	1916	751	9717

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－6（1a） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況  
（大気・施設種類別－都道府県別）

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉		製鋼用電気炉		重鉛回収施設									
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	焙焼炉		焼結炉		溶鉄炉		溶解炉		乾燥炉	
					報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県														
栃木県														
群馬県														
埼玉県				1										
千葉県														
東京都				2										
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県														
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県				2										
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														

表Ⅲ－６（１b） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況  
（大気・施設種類別－政令市別）

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉		製鋼用電気炉		重鉛回収施設									
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	焙焼炉		焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉	
					報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市														
仙台市														
さいたま市														
千葉市														
横浜市														
川崎市														
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市														
京都市														
大阪市														
堺市														
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市														
福岡市														
熊本市														
函館市														
旭川市														
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市														
前橋市														
高崎市														
川越市														
船橋市														
柏市														
横須賀市														
富山市														
金沢市														
長野市														
岐阜市														
豊橋市														
岡崎市														
豊田市														
大津市														
豊中市														
高槻市														
枚方市														
東大阪市														
姫路市														
尼崎市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市														
倉敷市														
福山市														
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
大分市														
宮崎市														
鹿児島市														
那覇市														
合計	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表Ⅲ－6（2a） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況  
（大気・施設種類別－都道府県別）

	亜鉛回収施設		アルミニウム合金製造施設						廃棄物焼却炉				
	小 計		焙焼炉		溶解炉		乾燥炉		小 計		4t/h以上		
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道													
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県										1			3
茨城県													
栃木県													
群馬県													
埼玉県						1			1				
千葉県													1
東京都													
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県					5	5	1	1	6	6			
山梨県						1				1			
長野県													
岐阜県													
静岡県													1
愛知県													
三重県			1	1	1	1			2	2	4		4
滋賀県										1	1		1
京都府													
大阪府													
兵庫県						1				1			
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県													
香川県													
愛媛県													
高知県													
福岡県						1				1			
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													1
鹿児島県													
沖縄県													

表Ⅲ－６（２b） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況  
（大気・施設種類別－政令市別）

	亜鉛回収施設		アルミニウム合金製造施設						廃棄物焼却炉					
	小 計		焙焼炉		溶解炉		乾燥炉		小 計		4t/h以上			
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	
札幌市														
仙台市											2		2	
さいたま市														
千葉市														
横浜市														
川崎市														
相模原市														
新潟市														
静岡市					3	3			3	3				
浜松市														
名古屋市														
京都市														
大阪市													3	
堺市													2	
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市														
福岡市														
熊本市														
函館市														
旭川市														
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市														
前橋市														
高崎市														
川越市														
船橋市														
柏市														
横須賀市														
富山市					1	1			1	1				
金沢市														
長野市														
岐阜市														
豊橋市														
岡崎市														
豊田市					1	1			1	1				
大津市														
豊中市													1	
高槻市														
枚方市														
東大阪市														
姫路市														
尼崎市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市														
倉敷市														
福山市														
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
大分市														
宮崎市														
鹿児島市														
那覇市														
合 計	0	0	1	1	11	15	1	1	13	17	8	1	0	19



表Ⅲ－6（3a） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況  
（大気・施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	2t/h以上～4t/h未満			200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満				
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	
北海道				1	4	3		4	1	1		1
青森県												1
岩手県	2			2				2	1			1
宮城県					1			1				
秋田県				2								1
山形県								2				1
福島県	1			1	1			3				
茨城県					1			1	1	1		2
栃木県									1			3
群馬県												
埼玉県								5	1			3
千葉県								2				6
東京都				2								2
神奈川県								1				2
新潟県					2	2		2	4	3		4
富山県				3								
石川県									1	1		1
福井県								2				3
山梨県								1				1
長野県					4	4		4	2	2		2
岐阜県								1	1			5
静岡県								3				
愛知県												
三重県	7			8	5			5	6			9
滋賀県					1	1		1				
京都府								1				1
大阪府				1	1			2				
兵庫県					2			5	1			2
奈良県												5
和歌山県												
鳥取県								1				3
島根県								2	1			3
岡山県					3			7				2
広島県	1			1								1
山口県	2			4				2				
徳島県									2			3
香川県								1	1	1		4
愛媛県								3	1			4
高知県												1
福岡県								1	1	1		1
佐賀県				1								3
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県									1			2
鹿児島県					1			1				1
沖縄県	2			2	1			1				

表Ⅲ－６（３b） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況  
（大気・施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	2t/h以上～4t/h未満			200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満				
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												2
静岡市												
浜松市				4				3				
名古屋市												
京都市								1				1
大阪市												
堺市												1
神戸市												
岡山市					2			2				
広島市								4				
北九州市					1	1		1	2	2		2
福岡市								1				
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												2
盛岡市	1			1								
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												1
高崎市												
川越市												
船橋市									1			1
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市					1	1		1				
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市	1			1								
豊中市				1								
高槻市												
枚方市					1			1				
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												1
下関市												
高松市												
松山市									1			1
高知市									2	2		2
久留米市												
長崎市												
大分市									1			
宮崎市									2			1
鹿児島市												
那覇市												
合計	17	0	0	35	32	12	0	84	33	14	0	99

表Ⅲ－6（4a） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況  
（大気・施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満（0.5m <sup>2</sup> 以上）				小 計			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道					1	1		2	6	5		8
青森県				1								2
岩手県				1					3			6
宮城県									1			1
秋田県												3
山形県								1				4
福島県				1				1	3			9
茨城県									2	1		3
栃木県				1					1			4
群馬県												
埼玉県				3	1	1		1	2	1		12
千葉県					1			4	1			13
東京都				1				3				8
神奈川県				2								5
新潟県	1			1					7	5		7
富山県												3
石川県									1	1		1
福井県												5
山梨県								1				3
長野県					1	1		1	7	7		7
岐阜県	1			3				1	2			10
静岡県												4
愛知県												
三重県	2			3	1			1	25			30
滋賀県	1	1		1					3	3		3
京都府												2
大阪府									1			3
兵庫県				5					3			12
奈良県				4								9
和歌山県												
鳥取県												4
島根県				2					1			7
岡山県	1			1					4			10
広島県								1	1			3
山口県				3					2			9
徳島県									2			3
香川県	1	1		1					2	2		6
愛媛県				1				1	1			9
高知県				2				1				4
福岡県									1	1		2
佐賀県				1								5
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県									1			3
鹿児島県									1			2
沖縄県									3			3

表Ⅲ－６（４b） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況  
（大気・施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満（0.5m <sup>2</sup> 以上）				小 計			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市				2								2
仙台市									2			2
さいたま市												
千葉市				1								1
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												2
静岡市												
浜松市												7
名古屋市				1								1
京都市												2
大阪市				3								6
堺市				1								4
神戸市												
岡山市									2			2
広島市												4
北九州市					1	1		1	4	4		4
福岡市												1
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市								1				3
盛岡市									1			1
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												1
高崎市												
川越市												
船橋市									1			1
柏市												
横須賀市												
富山市				2				1				3
金沢市									1	1		1
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市									1			1
豊中市												2
高槻市												
枚方市									1			1
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市								3				3
倉敷市												
福山市												1
下関市												
高松市												
松山市									1			1
高知市									2	2		2
久留米市												
長崎市												1
大分市												3
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	7	2	0	48	6	4	0	25	103	33	0	310

表Ⅲ－6（5a） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況  
（大気・施設種類別－都道府県別）

	合 計			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道	6	5		8
青森県				2
岩手県	3			6
宮城県	1			1
秋田県				3
山形県				4
福島県	3			9
茨城県	2	1		3
栃木県	1			4
群馬県				
埼玉県	2	1		14
千葉県	1			13
東京都				10
神奈川県				5
新潟県	7	5		7
富山県				3
石川県	1	1		1
福井県	6			11
山梨県				4
長野県	7	7		7
岐阜県	2			10
静岡県				4
愛知県				
三重県	27			32
滋賀県	3	3		3
京都府				2
大阪府	1			3
兵庫県	3			13
奈良県				9
和歌山県				
鳥取県				4
島根県	1			7
岡山県	4			10
広島県	1			3
山口県	2			11
徳島県	2			3
香川県	2	2		6
愛媛県	1			9
高知県				4
福岡県	1	1		3
佐賀県				5
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県	1			3
鹿児島県	1			2
沖縄県	3			3

表Ⅲ－6（5b） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況  
（大気・施設種類別－政令市別）

	合 計			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市				2
仙台市	2			2
さいたま市				
千葉市				1
横浜市				
川崎市				
相模原市				
新潟市				2
静岡市	3			3
浜松市				7
名古屋市				1
京都市				2
大阪市				6
堺市				4
神戸市				
岡山市	2			2
広島市				4
北九州市	4	4		4
福岡市				1
熊本市				
函館市				
旭川市				
青森市				3
盛岡市	1			1
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
前橋市				1
高崎市				
川越市				
船橋市	1			1
柏市				
横須賀市				
富山市	1			4
金沢市	1	1		1
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市	1			1
大津市	1			1
豊中市				2
高槻市				
枚方市	1			1
東大阪市				
姫路市				
尼崎市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				3
倉敷市				
福山市				1
下関市				
高松市				
松山市	1			1
高知市	2	2		2
久留米市				
長崎市				1
大分市				3
宮崎市				
鹿児島市				
那覇市				
合 計	116	33	0	332

表Ⅲ－７（１ａ） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況  
（施設種類別－都道府県別）

	硫酸塩ハルブ（クラフトハルブ）又は 亜硫酸ハルブ（サルファイトハルブ）の 製造の用に供する塩素又は 塩素化合物による漂白施設			カーボイド法アセチレンの製造の用に供する アセチレン洗浄施設			硫酸カリウムの製造の用に供する 廃ガス洗浄施設					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
北海道	4			4	2			2				
青森県	1			1								
岩手県	1			1								
宮城県	2			2								
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県					1			1				
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県					1			1				
富山県	1			1								
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県	1			1								
静岡県												
愛知県	1			1								
三重県	1			1								
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県	1			1								
奈良県												
和歌山県												
鳥取県	1			1								
島根県	1			1								
岡山県												
広島県	1			1								
山口県	1			1								
徳島県	1			1								
香川県							1	1				
愛媛県	1			1								
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県	1			1								
大分県												
宮崎県	1			1								
鹿児島県	1			1								
沖縄県												

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（１b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況  
（施設種類別－政令市別）

	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は 亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の 製造の用に供する塩素又は 塩素化合物による漂白施設			カーボイド法アセチレンの製造の用に供する アセチレン洗浄施設			硫酸カリウムの製造の用に供する 廃ガス洗浄施設					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市					1			1				
川崎市												
相模原市												
新潟市	1			1								
静岡市												
浜松市						1		1				
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市	1			1								
青森市												
盛岡市												
秋田市	1			1								
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	25	0	0	25	5	1	1	7	0	0	0	0

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。



表Ⅲ－ 7（ 2 a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況  
（施設種類別－都道府県別）

	7μm繊維の製造の用に供する 廃ガス洗浄施設			担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する 施設のうち廃ガス洗浄施設			塩化ビニルモノマーの製造の用に 供する二塩化エチレン洗浄施設					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県	1			1								
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県									1			1
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県									1			1
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県									2			2
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（２b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況  
（施設種類別－政令市別）

	アルミ繊維の製造の用に供する 廃ガス洗浄施設			担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する 施設のうち廃ガス洗浄施設			塩化ビニルモノマーの製造の用に 供する二塩化エチレン洗浄施設					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市					1			1				
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市									1			1
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	1	0	0	1	1	0	0	1	5	0	0	5

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－ 7 （ 3 a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況  
 （施設種類別－都道府県別）

	カブ ロラクタム の製造の用に供する 硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、 廃ガス洗浄施設			クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用 に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			4-クロロフェル酸水素ナトリウムの 製造の用に供するろ過施設、 乾燥施設及び廃ガス洗浄施設					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県									1			1
愛知県	1			1								
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－ 7 （ 3b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況  
（施設種類別－政令市別）

	カブ ロラクタム の製造の用に供する 硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、 廃ガス洗浄施設			クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用 に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			4-クロロフェノール酸水素ナトリウムの 製造の用に供するろ過施設、 乾燥施設及び廃ガス洗浄施設					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市					1			1				
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川崎市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（４a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況  
（施設種類別－都道府県別）

	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキソの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設			ジメチルジハイドロキシメチレンの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジメチルジハイドロキシメチレン洗浄施設及び熱風乾燥施設			アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		
	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b) 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b) 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b) 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県	1		1						
茨城県									
栃木県							1		1
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県									
富山県							3		3
石川県									
福井県									
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県							3		3
愛知県									
三重県									
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県									
山口県									
徳島県									
香川県									
愛媛県				1		1			
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（４b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況  
（施設種類別－政令市別）

	2,3-シクロロ-1,4-ナフトキノの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設			ジメチルジハロゲン化シリコンの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジメチルジハロゲン化シリコンの製造の用に供する熱風乾燥施設			アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設					
	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市									1			1
浜松市												
名古屋市									1			1
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川崎市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市									1			1
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	1	0	0	1	1	0	0	1	10	0	0	10

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（５a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況  
（施設種類別－都道府県別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用に 供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び 廃ガス洗浄施設			廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって、汚水又は廃液を排出するもの					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
北海道									11	1		12
青森県	1			1					2	1		3
岩手県									2			2
宮城県									1			1
秋田県												
山形県												
福島県									6	1		7
茨城県									5	2		7
栃木県									1	1		2
群馬県									3			3
埼玉県									5	1		6
千葉県									12	3	1	16
東京都									1			1
神奈川県										1		1
新潟県									5	2	1	8
富山県									4			4
石川県									4			4
福井県									1	3		4
山梨県									1			1
長野県												
岐阜県									7	3		10
静岡県					2			2	26	5	1	32
愛知県									13	4		17
三重県									6	2		8
滋賀県									1			1
京都府									3			3
大阪府									4	1		5
兵庫県									3			3
奈良県									1			1
和歌山県									2			2
鳥取県									1			1
島根県									1			1
岡山県												
広島県									3	1		4
山口県									9			9
徳島県									5	1		6
香川県									3			3
愛媛県	1			1					4			4
高知県									1			1
福岡県	1			1					5			5
佐賀県										1	1	2
長崎県												
熊本県									1			1
大分県												
宮崎県									1			1
鹿児島県												
沖縄県									1			1

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（５b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況  
（施設種類別－政令市別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用に 供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び 廃ガス洗浄施設			廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって、汚水又は廃液を排出するもの					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市									4			4
千葉市									2			2
横浜市									8			8
川崎市									10		1	11
相模原市												
新潟市									1			1
静岡市									3	2		5
浜松市									1			1
名古屋市									3			3
京都市												
大阪市									1			1
堺市									1			1
神戸市												
岡山市									1			1
広島市												
北九州市									2			2
福岡市												
熊本市									1			1
函館市												
旭川市												
青森市											1	1
盛岡市									1			1
秋田市									2			2
郡山市									2			2
いわき市	1			1					6			6
宇都宮市									1			1
前橋市									2			2
高崎市									3			3
川越市									1			1
船橋市												
柏市												
横須賀市									3	1		4
富山市									2			2
金沢市												
長野市												
岐阜市									1			1
豊橋市									1	1		2
岡崎市												
豊田市												
大津市									1			1
豊中市										1		1
高槻市												
枚方市										1		1
東大阪市												
姫路市									4			4
尼崎市									3			3
西宮市												
奈良市												
和歌山市									3			3
倉敷市									5	1		6
福山市									1	1		2
下関市												
高松市												
松山市										2		2
高知市										1		1
久留米市									1			1
長崎市									3	1		4
大分市									2			2
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	4	0	0	4	2	0	0	2	251	46	6	303

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。



表Ⅲ－ 7（ 6 a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況  
（施設種類別－都道府県別）

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設			フロン類の破壊の用に供する施設の うちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄 施設及び湿式集じん施設			下水道終末処理施設					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
北海道	1			1					4	1		5
青森県									1			1
岩手県									1			1
宮城県									1			1
秋田県												
山形県	1			1								
福島県												
茨城県							1	1	4			4
栃木県					1			1	3			3
群馬県					1	1		2	1			1
埼玉県					2			2	8		2	10
千葉県					1			1	3			3
東京都									11	1	9	21
神奈川県									13			13
新潟県												
富山県					1			1			2	2
石川県												
福井県									1			1
山梨県									1			1
長野県									4			4
岐阜県									1		1	2
静岡県					1			1	2			2
愛知県					1			1	8			8
三重県									2			2
滋賀県									2			2
京都府									2			2
大阪府					1			1	10			10
兵庫県									5			5
奈良県									1			1
和歌山県												
鳥取県									4			4
島根県									1			1
岡山県									1			1
広島県												
山口県									2			2
徳島県												
香川県					1			1				
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県									1			1
熊本県												
大分県												
宮崎県									1			1
鹿児島県												
沖縄県					1			1				

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（６b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況  
（施設種類別－政令市別）

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設			フロン類の破壊の用に供する施設の うちプラスマ反応施設、廃ガス洗浄 施設及び湿式集じん施設			下水道終末処理施設					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
札幌市									4			4
仙台市									2			2
さいたま市												
千葉市									2			2
横浜市	1			1					5			5
川崎市	1			1					3			3
相模原市												
新潟市					1			1		1		1
静岡市					1			1	3			3
浜松市									2			2
名古屋市									5			5
京都市									3			3
大阪市									5			5
堺市									2			2
神戸市									4			4
岡山市												
広島市									4			4
北九州市									3			3
福岡市									3			3
熊本市									2			2
函館市									1			1
旭川市									1			1
青森市												
盛岡市												
秋田市									1	1		2
郡山市									1			1
いわき市									1			1
宇都宮市												
前橋市									1			1
高崎市									1			1
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市									2			2
富山市						1		1	2			2
金沢市									3			3
長野市									3			3
岐阜市									2			2
豊橋市											1	1
岡崎市												
豊田市												
大津市									1			1
豊中市									1			1
高槻市									1			1
枚方市									1			1
東大阪市									2			2
姫路市									2			2
尼崎市									2			2
西宮市									3			3
奈良市												
和歌山市									2			2
倉敷市									1			1
福山市									1			1
下関市					1			1				
高松市									2			2
松山市												
高知市					1			1	1			1
久留米市												
長崎市									1			1
大分市												
宮崎市									2			2
鹿児島市									1			1
那覇市												
合計	4	0	0	4	15	2	1	18	194	4	15	213

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（７a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況  
（施設種類別－都道府県別）

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設			合 計				
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
北海道					22	2		24
青森県					5	1		6
岩手県					4			4
宮城県					4			4
秋田県	2			2	2			2
山形県					1			1
福島県					7	1		8
茨城県					9	2	1	12
栃木県		1		1	6	2		8
群馬県					6	1		7
埼玉県					15	1	2	18
千葉県	3			3	20	3	1	24
東京都					12	1	9	22
神奈川県					13	1		14
新潟県	4			4	10	2	1	13
富山県					9		2	11
石川県					4			4
福井県					2	3		5
山梨県					2			2
長野県					4			4
岐阜県					9	3	1	13
静岡県	1			1	36	5	1	42
愛知県	2			2	26	4		30
三重県					10	2		12
滋賀県					3			3
京都府					5			5
大阪府					15	1		16
兵庫県					10			10
奈良県					2			2
和歌山県					2			2
鳥取県					6			6
島根県					3			3
岡山県					1			1
広島県	1			1	5	1		6
山口県	1			1	15			15
徳島県					6	1		7
香川県	1			1	5		1	6
愛媛県	2			2	9			9
高知県					1			1
福岡県	1			1	7			7
佐賀県						1	1	2
長崎県					1			1
熊本県					2			2
大分県								
宮崎県	1			1	4			4
鹿児島県					1			1
沖縄県					2			2

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（７b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況  
（施設種類別－政令市別）

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設			合 計				
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
札幌市					4			4
仙台市					2			2
さいたま市					4			4
千葉市	1			1	5			5
横浜市	1			1	16			16
川崎市					14		1	15
相模原市								
新潟市					3	1		4
静岡市					8	2		10
浜松市					3	1		4
名古屋市					10			10
京都市					3			3
大阪市					6			6
堺市					3			3
神戸市					4			4
岡山市					1			1
広島市					4			4
北九州市					5			5
福岡市					3			3
熊本市					3			3
函館市					1			1
旭川市					2			2
青森市							1	1
盛岡市					1			1
秋田市					4	1		5
郡山市					3			3
いわき市					9			9
宇都宮市	1			1	2			2
前橋市					3			3
高崎市					4			4
川越市					1			1
船橋市								
柏市								
横須賀市					5	1		6
富山市					4	1		5
金沢市					3			3
長野市					3			3
岐阜市					3			3
豊橋市					1	1	1	3
岡崎市								
豊田市								
大津市					2			2
豊中市					1	1		2
高槻市					1			1
枚方市					1	1		2
東大阪市					2			2
姫路市	1			1	7			7
尼崎市					5			5
西宮市					3			3
奈良市								
和歌山市					5			5
倉敷市					7	1		8
福山市					2	1		3
下関市					2			2
高松市					2			2
松山市						2		2
高知市					2	1		3
久留米市					1			1
長崎市					4	1		5
大分市	2			2	4			4
宮崎市					2			2
鹿児島市					1			1
那覇市								
合 計	25	1	0	26	547	54	23	624

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－８（１a） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況  
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供する過施設及び廃ガス洗浄施設		ジホキシベンゾイレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジホキシベンゾイレット洗浄施設及び熱風乾燥施設		アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						1
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（１b） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況  
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供する過施設及び廃ガス洗浄施設		ジホキシベンゾイレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジホキシベンゾイレット洗浄施設及び熱風乾燥施設		アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合計	0	0	0	0	0	1

表Ⅲ－８（２a） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況  
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		担体付き触媒からの金属の回収の用に 供する施設のうちろ過施設、 精製施設及び廃ガス洗浄施設		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄 装置、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって、 汚水又は廃液を排出するもの	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						1
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						1
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						1
島根県						2
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（２b） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況  
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		担体付き触媒からの金属の回収の用に 供する施設のうちろ過施設、 精製施設及び廃ガス洗浄施設		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄 装置、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって、 汚水又は廃液を排出するもの	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						2
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						1
久留米市						
長崎市					2	2
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	0	0	0	0	2	10



表Ⅲ－８（３a） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況  
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設		フロン類の破壊の用に供する施設のうちブ ラスマ反応施設、廃ガス洗浄施設 及び湿式集じん施設		下水道終末処理施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（３b） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況  
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設		フロン類の破壊の用に供する施設のうちブ ラスマ反応施設、廃ガス洗浄施設 及び湿式集じん施設		下水道終末処理施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市	1	1				
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						1
大阪市						1
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市					1	1
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合計	1	1	0	0	1	3

表Ⅲ－８（４a） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況  
 （水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	水質基準対象施設を設置する 工場又は事業場から排出される 水の処理施設		合 計	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				2
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				1
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				1
島根県				2
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				

表Ⅲ－８（４b） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況  
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	水質基準対象施設を設置する 工場又は事業場から排出される 水の処理施設		合 計	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市			1	1
横浜市				
川崎市				
相模原市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋市				
京都市				1
大阪市				1
堺市				
神戸市				
岡山市				
広島市				2
北九州市				
福岡市				
熊本市				
函館市				
旭川市				
青森市				
盛岡市				
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
前橋市				
高崎市				
川越市				
船橋市				
柏市				
横須賀市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
大津市				
豊中市				
高槻市				
枚方市				
東大阪市				
姫路市				
尼崎市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				
倉敷市				
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				1
久留米市				
長崎市			3	3
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
那覇市				
合 計	0	0	4	15

表Ⅲ－９ 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況  
 (大気関係・水質関係－全国)

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	242	4
文書指導件数	629	36
一時使用停止命令	0	0
その他	0	0

注) 未報告1件に対し、平成26年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上した。表Ⅱ－2に計上した指導件数から一部再掲。

表Ⅲ－１０（a） 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況  
（都道府県別）

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他
北海道	1							
青森県	2							
岩手県	3	1						
宮城県								
秋田県								
山形県	2							
福島県	4				1			
茨城県	4				2			
栃木県	3	4						
群馬県	6	1						
埼玉県	8	17						
千葉県		8						
東京都		21						
神奈川県		3						
新潟県	2	1						
富山県	7							
石川県	22							
福井県								
山梨県	12	63						
長野県	1							
岐阜県	10							
静岡県	3	13				2		
愛知県	3							
三重県	1							
滋賀県								
京都府								
大阪府	1							
兵庫県	40	2						
奈良県	9	101						
和歌山県	2							
鳥取県	5	16				1		
島根県	1							
岡山県		1						
広島県	1							
山口県		16				5		
徳島県	5	60						
香川県	2				1	2		
愛媛県	19	16						
高知県		93						
福岡県								
佐賀県	9							
長崎県								
熊本県	5							
大分県	1							
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県	2							

注) 未報告 1 件に対し、平成 26 年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上。

表Ⅲ－１０（b） 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況  
（政令市別）

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市	1	26						
横浜市								
川崎市								
相模原市								
新潟市		63				19		
静岡市	3							
浜松市	2							
名古屋市	2	2						
京都市								
大阪市								
堺市	2	26						
神戸市	1	13						
岡山市		32						
広島市	1							
北九州市								
福岡市								
熊本市								
函館市								
旭川市								
青森市	10							
盛岡市								
秋田市								
郡山市								
いわき市		13				7		
宇都宮市								
前橋市	1							
高崎市								
川越市								
船橋市	1							
柏市	1							
横須賀市								
富山市		4						
金沢市	1							
長野市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
大津市								
豊中市								
高槻市								
枚方市	1							
東大阪市								
姫路市	1							
尼崎市								
西宮市								
奈良市								
和歌山市								
倉敷市								
福山市	2	8						
下関市								
高松市	5							
松山市	2							
高知市		5						
久留米市	4							
長崎市								
大分市	3							
宮崎市								
鹿児島市	2							
那覇市								
合 計	242	629	0	0	4	36	0	0

注) 未報告1件に対し、平成26年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上。

表 - 1 1 設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況  
(大気関係・水質関係 - 全国)

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

措置状況	大気関係	水質関係
基準超過件数	22	0
口頭指導件数	12	0
文書指導件数	11	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	0	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	1	0
その他	2	0

注) 表 - 3 排出基準超過施設・事業場への措置状況から一部再掲。設置者による測定において平成26年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対し、年度内に講じられた措置状況をまとめた。よって、表の措置件数の合計は基準超過件数と必ずしも一致しない。



表IV-1 土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況（全国）

平成26年4月1日～平成27年3月31日	
法第29条第1項に基づく対策地域の指定件数	0
法第31条第1項に基づく対策計画の策定件数	1
法第32条第1項に基づく対策計画の変更件数	0
平成27年3月31日現在	
対策地域指定件数（累計）	6
対策事業を完了し対策地域の指定が解除された件数	(※1) 3
対策事業が完了したものの地域指定は解除されていない地域数	(※2) 1
対策事業実施中の指定対策地域数	(※3) 2
対策計画策定中の指定対策地域数	0

- (※1) ・東京都大田区大森南  
 指定面積：365m<sup>2</sup>  
 指定年月日：平成13年6月14日、解除年月日：平成18年6月19日
- ・和歌山県橋本市野字上山谷田  
 指定面積：4,930m<sup>2</sup>  
 指定年月日：平成14年4月5日、解除年月日：平成17年8月9日
- ・香川県高松市新開西公園  
 指定面積：342m<sup>2</sup>  
 指定年月日：平成17年3月4日、解除年月日：平成17年8月12日
- (※2) ・東京都北区豊島五丁目  
 指定面積：13,409m<sup>2</sup>  
 指定年月日：平成18年3月6日
- (※3) ・福島県双葉郡大熊町大字小入野  
 指定面積：8,970m<sup>2</sup>  
 指定年月日：平成19年1月16日  
 区域変更：平成22年3月9日（変更後の面積：257.8m<sup>2</sup>）  
 (\* 当該地域は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域に指定されている。)
- ・東京都荒川区東尾久七丁目  
 指定面積：9,601m<sup>2</sup>  
 指定年月日：平成26年2月21日

表IV-2 報告徴収及び立入検査等件数（土壌関係－全国）

（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

	事業場数	件数
法第34条第1項に基づく報告徴収件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査件数	1	1
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	2	2

表IV-3 (a) 法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況  
(特定事業場種類別一都道府県別)

	大気基準適用施設のみ を設置する事業場		水質基準対象施設のみ を設置する事業場		大気基準適用施設 及び水質基準対象施設 を設置する事業場	
	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注) 土壌のダイオキシン類による汚染により人の健康に係る被害が生じることを防止するため  
におこなった立入検査の件数

表Ⅳ－３ (b) 法第３４条第１項に基づく立入検査の実施状況  
(特定事業場種類別－政令市別)

	大気基準適用施設のみ を設置する事業場		水質基準対象施設のみ を設置する事業場		大気基準適用施設 及び水質基準対象施設 を設置する事業場	
	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市	1	1				
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合計	1	1	0	0	0	0

注) 土壌のダイオキシン類による汚染により人の健康に係る被害が生じることを防止するため  
におこなった立入検査の件数

表V-1 都道府県・政令市における条例制定状況（全国）

平成27年3月31日現在

	大気関係	水質関係	土壌関係
法第8条第3項に基づく 条例の制定状況 (上乗せ排出基準関係)	なし	なし	
地方公共団体独自条例の 制定状況	14団体 岩手県、福島県、 埼玉県、東京都、 神奈川県、三重県、 熊本県、札幌市、 さいたま市、横浜 市、川崎市、名古屋 市、柏市、高知市	6団体 岩手県、神奈川県、 山梨県、三重県、 横浜市、川崎市	5団体 神奈川県、三重県、 大阪府、横浜市、 川崎市

注) 「地方公共団体独自条例」とは、法に基づかないダイオキシン類対策に係る条例を意味するが、都道府県及び政令市以外の地方公共団体における制定状況については調査を行っていない。

表VI-1 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・法一全国） 注1）

	平成26年 3月31日現在 の設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	瀬戸内 法から の移行 注4) d1	瀬戸内 法への 移行 注4) d2	廃止等 注5) e	平成27年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1 -d2-e	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7)	
									平成26年 3月31日 現在の 設置基数	平成27年 3月31日 現在の 設置基数
硫酸塩ナトリウム(ソルファイトナトリウム)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	59	0	0	0	0	0	59	23	0	0
カーボナート法でパルプの製造の用に供するセレン洗浄施設	54	0	0	0	0	0	54	36	0	0
硫酸ナトリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	26	0	0	0	0	0	26	5	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する廃成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	9	2	0	0	0	1	10	5	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	15	0	0	0	0	0	15	2	0	0
アクリロニトリルの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シリキリ分離施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	0	5	1	0	0
カーボナート法でパルプの製造の用に供する水洗浄施設、廃ガス洗浄施設	2	3	0	0	0	0	5	1	0	0
カーボナート法でパルプの製造の用に供する乾燥施設、乾燥施設	3	0	0	0	0	0	3	1	0	0
2,3-ジブチル-1,4-ジオキソンの製造の用に供する過施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	1	0	0
シリコキシカ イソクトの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジメチルベンゼン洗浄施設及び熱風乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アセトニトリル又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、過式集じん施設、過式集じん施設	69	0	1	0	0	8	62	28	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	32	1	0	0	0	0	33	7	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	246	5	0	0	0	4	247	7	0	0
廃ガス洗浄施設										
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、過式集じん施設及び灰の貯留施設	1,708	11	0	2	0	66	1,655	734	7(3)	3(3)
あって汚水又は廃液を排出するもの	844	24	7	1	0	25	851	402	0	0
小計	2,552	35	7	3	0	91	2,506	1,136	7(3)	3(3)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	129	0	0	0	0	1	128	16	0	0
汚染物の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び過式集じん施設	63	0	0	0	0	1	62	37	0	0
下水道終末処理施設	250	1	0	0	0	2	249	215	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	43	0	0	0	0	0	43	21	2(1)	2(1)
合計	3,560	47	8	3	0	108	3,510	1,542	9(4)	5(4)

注1) 瀬戸内海法に基づく許可等には含まない。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。  
 注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注4) 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注5) 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。  
 注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注7) 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を( )に再掲した。

表 - 2 水質基準対象施設の届出等の状況（許可及び届出内容別・瀬戸内海法 - 全域）注1）

	平成26年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 注2） b	既設 注3） c	法から の移行 注4） d1	法への 移行 注4） d2	廃止等 注5） e	平成27年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1 -d2-e	特定 事業場数 注6）	瀬戸内海 法5条 不許可 件数
硫酸塩Na <sub>2</sub> S <sub>2</sub> O <sub>8</sub> （アラビアゴム）又は亜硫酸Na <sub>2</sub> S <sub>2</sub> O <sub>4</sub> （アラビアゴム）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	13	0	0	0	0	0	13	5	0
カーボン法アクリルの製造の用に供するアクリル洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	3	0
硫酸ナトリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アクリル繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩化ニッケルの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	17	0	0	0	0	0	17	4	0
カドミウム等の製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロウチン分離施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
硝酸ナトリウム又は硝酸アンモニウムの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4-クロロベンゾ酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ジオキサンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ジクロロベンゾイルの製造の用に供する二酸化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、二酸化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジクロロベンゾイル洗浄施設及び熱風乾燥施設	7	0	0	0	0	0	7	1	0
アクリル又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	2	0	0	0	0	0	2	1	0
曲鋸の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	11	0	0	0	0	0	11	1	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	174	1	0	0	2	3	170	60	0
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	24	0	0	0	1	1	22	10	0
刃物類の破壊の用に供する施設のうちろ過反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	198	1	0	0	3	4	192	70	0
下水道終末処理施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	13	0	0	0	0	0	13	8	0
合計	265	1	0	0	3	4	259	94	0

注1）法に基づく届出は含まない。  
 注2）平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注3）平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注4）事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注5）廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなつたものを含む。  
 注6）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表VI-3 大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況<sup>注1)</sup>

廃棄物焼却炉 (4t/時以上) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	基準値 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
1.7	1	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.026ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	沖縄県

廃棄物焼却炉 (2t/時～4t/時) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	基準値 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
76	5	設置者	改善等を口頭指導。施設使用停止継続中。	宮城県
5.3	5	行政	改善命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。H27.2.27施設使用廃止届出。	福島県
20	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.041ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	埼玉県
5.7	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.3ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	熊本県
6.1	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.6ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	熊本県

廃棄物焼却炉 (2t/時未満) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	基準値 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
8.1	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.4ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	青森県
10	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.4ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	岩手県
9.6	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.91ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	岩手県
18	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.3ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	山形県
17	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.16ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	山形県
11	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.018ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	栃木県
86	5	設置者	H26.4.11施設使用廃止届出。	千葉県
9.1	5	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	千葉県
6.4	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.3ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	福井県
6.7	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.6ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	大阪府
8.7	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.51ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	兵庫県
5.4	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.33ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	島根県
9.2	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.021ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	広島県
5.4	5	設置者	改善等を口頭指導〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.43ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	愛媛県

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積2m<sup>2</sup>以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)を含む。

廃棄物焼却炉（2t/時未満） 新設

測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	基準値 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
6.4	5	行政	H27.6.3施設使用廃止届出。	宮崎県
10	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.9ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	宮崎県
5.7	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.24ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	沖縄県
6.5	5	設置者	改善後の設置者による測定で基準値以下(1.9ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	倉敷市

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉（火格子面積2m<sup>2</sup>以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。）を含む。

廃棄物焼却炉（2t/時未満） 既設

測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	基準値 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
16	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.0ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	山形県
44	10	設置者	改善等を文書指導。H26.7.3施設使用廃止届出。	栃木県
20	10	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	東京都
35	10	行政	改善等を口頭指導〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の行政検査で基準値以下(6.9ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	滋賀県
19	10	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	高知県
11	10	設置者	改善等を文書指導〔廃棄物処理法に基づく措置〕。H27.4.6施設使用廃止届出。	福岡県
36	10	設置者	改善等を口頭指導。施設使用停止継続中。	佐賀県
15	10	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.21ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	熊本県
19	10	設置者	H26.7.4施設使用廃止届出。	金沢市
20	10	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	金沢市
14	10	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.98ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	長野市
19	10	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.7ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	和歌山市
12	10	設置者	改善後の設置者による測定で基準値以下(6.3ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	大分市
22	10	行政	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下(4.0ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	鹿児島市

注1) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した（必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない）。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 平成26年度中及び平成27年4月1日から平成27年8月15日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。「廃棄物処理法に基づく措置」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を根拠とする措置を含む措置が執られたことを示す。



表 - 4 水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況<sup>注1)</sup>

測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)	施設種類	測定者	措置の概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
該当事業場なし。					

注1) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 平成26年度中及び平成27年4月1日から平成27年8月15日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。

表 - 5 排出基準超過施設・事業場における対応状況  
 (大気関係・水質関係 - 全国)<sup>注)</sup>

平成27年8月15日現在

		大気関係	水質関係
基準超過件数		38	0
措置後の対応状況	基準達成	26	0
	対策実施中	4	0
	廃止	6	0
	休止	2	0

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間の状況を取りまとめた表 - 3  
 に、それ以降の状況(平成27年8月15日)を反映させた。

表 - 6 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況  
 (大気関係・水質関係 - 全国)

(平成27年4月1日～平成27年8月15日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	165	7
文書指導件数	99	0
一時使用停止命令	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	1	0
その他	8	1

注) 表 - 1 (大気基準適用施設) 及び表 - 3 (水質基準適用事業場) の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成27年4月1日から平成27年8月15日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、参考にまとめた。

表VI-7 (a) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況  
(都道府県別)

	大気基準適用施設					水質基準適用事業場				
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他
北海道										
青森県	4									
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県	1	1								
福島県	4									
茨城県	6					1				
栃木県										
群馬県	1									
埼玉県	5	2								
千葉県		2			2					
東京都										
神奈川県		2								
新潟県	2									
富山県	12					2				
石川県	11									
福井県										
山梨県										
長野県										
岐阜県	17					1				
静岡県										
愛知県										
三重県	10									
滋賀県										
京都府										
大阪府	1	1								
兵庫県	2									
奈良県	12									
和歌山県										
鳥取県	6									
島根県										
岡山県	2	2								
広島県										
山口県										
徳島県	17	17								
香川県				1						
愛媛県	3									
高知県		61								
福岡県										
佐賀県	7	1			1	1				1
長崎県										
熊本県	5									
大分県	1	1								
宮崎県										
鹿児島県	2	2								
沖縄県										

注) 表III-5及び表III-7の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成27年4月1日から8月15日までの間に執られた措置の状況を計上した。

表VI-7 (b) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況  
(政令市別)

	大気基準適用施設					水質基準適用事業場				
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他
札幌市										
仙台市										
さいたま市										
千葉市		3								
横浜市										
川崎市		2					1			
相模原市										
新潟市		2								
静岡市		3								
浜松市		1								
名古屋市										
京都市			1							
大阪市										
堺市										
神戸市		1								
岡山市		1								
広島市										
北九州市										
福岡市										
熊本市										
函館市										
旭川市										
青森市										
盛岡市					3					
秋田市										
郡山市										
いわき市										
宇都宮市										
前橋市		1			1					
高崎市										
川越市										
船橋市			1							
柏市										
横須賀市										
富山市		4	1							
金沢市										
長野市										
岐阜市										
豊橋市		2					1			
岡崎市										
豊田市										
大津市										
豊中市										
高槻市										
枚方市					1					
東大阪市										
姫路市										
尼崎市										
西宮市										
奈良市										
和歌山市										
倉敷市										
福山市		3	4							
下関市										
高松市										
松山市										
高知市										
久留米市		3								
長崎市										
大分市		3								
宮崎市		5								
鹿児島市										
那覇市										
合計	165	99	0	1	8	7	0	0	0	1

注) 表III-5及び表III-7の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成27年4月1日から8月15日までの間に執られた措置の状況を計上した。

表 - 8 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等（全国）

（平成27年4月1日～平成27年8月15日）

大気基準適用施設		平成27年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成27年8月15日までの状況			
		注1)注2)		注3)注4)注5)			
		休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		5	0	0	5	0	0
製鋼用電気炉		8	1	1	8	0	0
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉)		2	0	0	2	0	0
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		94	22	4	84	3	25
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	78	37	28	78	3	6
	2 t/h以上～4 t/h未満	124	88	54	108	13	37
	2 t/h未満 <sup>注6)</sup>	1,605	603	173	1,545	79	411
	小計	1,807	728	255	1,731	95	454
合計		1,916	751	260	1,830	98	479

注1) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注3) 「報告」とは、注1)の期間における測定について、平成27年4月1日から平成27年8月15日までの間になされた報告。

注4) 「休止」とは、平成25年度から引き続き休止状態にある施設及び平成27年4月1日から平成27年8月15日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している施設を計上。

注5) 「廃止等」には、平成27年4月1日から平成27年8月15日までの間に廃止届出がなされたもの、及び構造等変更がなされたもののうち規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設を計上。

注6) 焼却能力50 kg/h以上又は火床面積0.5 m<sup>2</sup>以上のもの。

表VI-9 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等（全国）注1)注3)

（平成27年4月1日～平成27年8月15日）

水質基準対象施設	平成27年3月31日現在の未報告事業場数 注2)注4)		左記に計上した事業場の平成27年8月15日までの状況 注5)注6)注7)			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設					
カーボイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	1	1	1	1		
硫酸カルシウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設						
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設						
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設						
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設						
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等						
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等						
4-クロロフル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設						
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキソンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設						
ジメチルジシロキサンイオレットの製造の用に供するエタノール誘導体分離施設等						
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設						
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設						
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設						
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	46	6	3	42	5	2
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設						
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	2	1		2		1
下水道終末処理施設	4	15	15	4		
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	1			1		
合計	54	23	19	50	5	3

注1) 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注4) 「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注5) 「報告」とは、注2)の期間における測定について、平成27年4月1日から平成27年8月15日までの間になされた報告。

注6) 「休止」とは、平成25年度から引き続き休止状態にある事業場及び平成27年4月1日から平成27年8月15日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している事業場を計上。

注7) 「廃止等」とは、平成27年4月1日から8月15日までの間に廃止届を受理した事業場数、または構造変更等がなされたもののうち規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった事業場数を計上。

表VI-10 (1a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等  
(施設種類別-都道府県別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉					
	平成27年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成27年8月15日までの状況				平成27年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県								1		1		
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県								3			3	
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県								1			1	
岡山県												
広島県												
山口県								3			3	
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。



表VI-10 (1b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等  
(施設種類別-政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉					
	平成27年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成27年8月15日までの状況				平成27年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市	1						1					
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市	1						1				1	
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市	1						1					
福山市	2						2					
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	5	0	0	5	0	0	8	1	1	8	0	0

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (2a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等  
(施設種類別-都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	焙焼炉						焼結炉					
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (2b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等  
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設											
	焙焼炉						焼結炉					
	平成27年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成27年8月15日までの状況				平成27年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市	1			1								
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (3a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等  
(施設種類別-都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉						溶解炉					
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (3b)

設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等  
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉						溶解炉					
	平成27年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成27年8月15日までの状況				平成27年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (4a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等  
(施設種類別-都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉						小計					
	平成27年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成27年8月15日までの状況				平成27年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県	1					1					1	
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (4b)

設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等  
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉						小計					
	平成27年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成27年8月15日までの状況				平成27年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市							1			1		
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	1	0	0	1	0	0	2	0	0	2	0	0

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (5a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等  
(施設種類別-都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉						溶解炉					
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							5			5		
茨城県	1					1	5					5
栃木県							7			7		
群馬県							1			1		
埼玉県							9	1		9		1
千葉県								1				1
東京都												
神奈川県												
新潟県							3			3		
富山県												
石川県								1		1		
福井県												
山梨県							1	1		1	1	
長野県							3			3		
岐阜県							1	1		1	1	
静岡県							8	3		6	2	3
愛知県	2	2		3	1		12	1		1	12	
三重県							2	5				7
滋賀県												
京都府							2			2		
大阪府							1			1		
兵庫県	1	1		1		1		1				1
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県							2	1		2		1
佐賀県								2				2
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県							1			1		
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。



表VI-10 (5b)

設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等  
(施設種類別-政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉						溶解炉					
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市							2			2		
浜松市							1			1		
名古屋市							1			1		
京都市							2			2		
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市							1			1		
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市							1			1		
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市							2			2		
岡崎市												
豊田市							1			1		
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市							5			5		
尼崎市												
西宮市												
奈良市							1			1		
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市							3			3		
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	4	3	0	4	1	2	83	18	4	74	2	21

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (6a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等  
(施設種別別-都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉						小計					
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							5			5		
茨城県	1					1	7					7
栃木県	1				1		8			8		
群馬県							1			1		
埼玉県							9	1		9		1
千葉県								1				1
東京都												
神奈川県												
新潟県							3			3		
富山県												
石川県								1		1		
福井県												
山梨県							1	1		1	1	
長野県							3			3		
岐阜県							1	1		1	1	
静岡県							8	3		6	2	3
愛知県	2				2		16	3		17	1	
三重県							2	5				7
滋賀県												
京都府							2			2		
大阪府	1				1		2			2		
兵庫県							1	2		1		2
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県		1				1	2	2		2		2
佐賀県								2				2
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県							1			1		
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (6b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等  
(施設種類別-政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉						小 計					
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市							2			2		
浜松市							1			1		
名古屋市							1			1		
京都市							2			2		
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市							1			1		
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市	2				2		3			3		
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市							2			2		
岡崎市												
豊田市							1			1		
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市							5			5		
尼崎市												
西宮市												
奈良市							1			1		
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市							3			3		
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	7	1	0	6	0	2	94	22	4	84	3	25

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (7a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等  
(施設種類別-都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満					
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							2			2		
青森県	2			2			3			3		
岩手県												
宮城県	1			1			1	3	3	1		
秋田県												
山形県							2			2		
福島県							5			5		
茨城県		1	1				1					1
栃木県	2	1	1	2			1	5	3	1	2	
群馬県							2			2		
埼玉県	2	2		4			7	4	3	7	1	
千葉県		9	8			1	13	28	24	12	1	4
東京都	7	7	4	7		3	7	17	2	5	1	16
神奈川県	1			1			6			6		
新潟県		1		1			2	3	2	3		
富山県		1	1					1	1			
石川県												
福井県												
山梨県							2	6	6	2		
長野県								2		2		
岐阜県												
静岡県	2					2	8					8
愛知県	5			5			2			2		
三重県	2	3	3		2		3			3		
滋賀県	2			2			2			2		
京都府												
大阪府	2			2			1					1
兵庫県	1	3	3	1			1			1		
奈良県							5			3	2	
和歌山県												
鳥取県								1	1			
島根県							2			2		
岡山県							1	3	1	1	2	
広島県							2			2		
山口県	1			1								
徳島県	1			1			8			8		
香川県												
愛媛県	1			1								
高知県							2			2		
福岡県	3			3			3	6	2	3		4
佐賀県	2			2			2			2		
長崎県							4			4		
熊本県								1	1			
大分県	1				1		2	2	2		2	
宮崎県	2			2			1			1		
鹿児島県							1			1		
沖縄県								2	2			

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (7b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等  
(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満					
	平成27年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成27年8月15日までの状況				平成27年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市	2			2								
千葉市												
横浜市	3			3			3			3		
川崎市		1	1									
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市	1			1			4			4		
名古屋市	5			5								
京都市	5	2		7								
大阪市												
堺市	3			3								
神戸市	1			1								
岡山市							1			1		
広島市							2			2		
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市		3	3									
盛岡市												
秋田市												
郡山市								1				1
いわき市	1			1								
宇都宮市	1			1			1				1	
前橋市							1			1		
高崎市												
川越市												
船橋市	4			4								
柏市												
横須賀市	1			1								
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市	1			1								
豊橋市								1	1			
岡崎市	3			3								
豊田市												
大津市												
豊中市	3			3								
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市	1			1			2			2		
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市	2			2			2			1	1	
福山市							1			1		
下関市												
高松市												
松山市	1			1			2			2		
高知市												
久留米市								2				2
長崎市												
大分市							1			1		
宮崎市		3	3									
鹿児島市												
那覇市												
合計	78	37	28	78	3	6	124	88	54	108	13	37

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (8a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等  
(施設種類別-都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満					
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	16			16			8	1	1	8		
青森県	8			7	1		15	1	1	13	2	
岩手県	7			7			14			12	2	
宮城県	4			4			7	7	7	7		
秋田県	7			7			5			5		
山形県	4			4			2	2	1	2		1
福島県	7			7			8			8		
茨城県	11			9	2		95	8	2	86	1	14
栃木県	5	4		5	3	1	12	14		12	3	11
群馬県	7	1		6	2		5	3		3	4	1
埼玉県	16	6	5	15	2		10	5	1	13		1
千葉県	13	10	10	13			60	22	7	59	3	13
東京都	9	14	4	9		10	5	9	1	5		8
神奈川県	8			8			10	1		10		1
新潟県	10	2	1	11			13	4		14	2	1
富山県	3	4	4	3			2	4	3	3		
石川県	5	1		5		1	10	4	1	10		3
福井県	5			5			10			10		
山梨県	6	5	5	6			7	2	2	7		
長野県	15			15			10	1		11		
岐阜県	20	1	1	20			17	7	3	17		4
静岡県	11	1		10	2		16	3				19
愛知県	16			16			13	2		13	2	
三重県	16	4	3	17			24	15	2	22	4	11
滋賀県	8			8			12			12		
京都府	4			4			5			4	1	
大阪府	14			13	1		1	1		1		1
兵庫県	12	5	3	12		2	28	28	4	28	1	23
奈良県	3	1		3		1	34	30	7	33	1	23
和歌山県	2			2			7			7		
鳥取県	4	2	2	4			7	13	10	7		3
島根県	1			1			6			6		
岡山県	11			9	2		10	4	3	10	1	
広島県	6			5	1		9			6	3	
山口県	6			6			4			4		
徳島県	7	1		7	1		17	15	3	19		10
香川県	8			8			16	6	3	18		1
愛媛県	8			8			12	20	2	14		16
高知県	12	1		12		1	17	18		17	1	17
福岡県	6	15	1	6		14	8	39	6	8		33
佐賀県	16	1	1	16			10	3	3	9	1	
長崎県	14			14			14	1	1	14		
熊本県		1	1				6	3	2	6		1
大分県	2	1	1	2			5			4	1	
宮崎県	1			1			1	2	1	1	1	
鹿児島県	10	1		11			12	3	3	12		
沖縄県	5	1	1	5			9			9		

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (8b)

設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等  
(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満					
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市							1				1	
仙台市							1				1	
さいたま市							1				1	
千葉市	2			2			10	3			9	1
横浜市							6				6	
川崎市	2	1	1	2								
相模原市												
新潟市	3	1	1	3			5	1	1	4	1	
静岡市	1			1			1	2		1		2
浜松市	7	1		8			5	2		6	1	
名古屋市	2			2			3	1		3		1
京都市	2	1		2		1	9			9		
大阪市	5			5								
堺市							7			7		
神戸市	1			1			5	1	1	5		
岡山市	4	3	1	6								
広島市	4			4			1			1		
北九州市	1			1			3			3		
福岡市	1			1								
熊本市	1			1			2			2		
函館市	3			3								
旭川市												
青森市	1			1			1			1		
盛岡市	1			1			1			1		
秋田市	4			4								
郡山市							1			1		
いわき市	2			2			1			1		
宇都宮市	1			1			2			2		
前橋市	2			2			5	1		5		1
高崎市	1			1			1			1		
川越市												
船橋市							2			2		
柏市								3		3		
横須賀市							1			1		
富山市	2	2	2	2			3	5	3	3		2
金沢市	3			3			1	1		1		1
長野市	2			2			1			1		
岐阜市	2			2			1			1		
豊橋市	1	1	1	1								
岡崎市	2			2			1			1		
豊田市												
大津市							2			2		
豊中市												
高槻市							2			2		
枚方市							2			2		
東大阪市												
姫路市							2	1		2		1
尼崎市							1			1		
西宮市												
奈良市	2			2			6			6		
和歌山市	2			2			1			1		
倉敷市	2			2			1			1		
福山市	6			5	1		6	4		6		4
下関市	1			1			1			1		
高松市	2			2			1			1		
松山市	5			5			4			3	1	
高知市							2	3		2	1	2
久留米市		1				1		2				2
長崎市							2			2		
大分市	5	1		4	1	1	2	1		2		1
宮崎市								1	1			
鹿児島市	7			7			1			1		
那覇市							1			1		
合計	484	95	49	478	19	33	747	333	86	719	39	236

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (9a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等  
(施設種類別-都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満						50kg/h未満 (0.5m <sup>2</sup> 以上)					
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	5			5			1			1		
青森県	5			5				1				
岩手県	1				1							
宮城県	2	2	2	2				2	2			
秋田県							3			3		
山形県	4			4								
福島県	4	1		4		1	2			2		
茨城県	9			8		1	3	1	1	2		1
栃木県	6	3		6		3	1			1		
群馬県	9			8	1		1			1		
埼玉県	22	11	5	23	2	3	3			3		
千葉県	10	7	3	8	2	4	1	3	2	1		1
東京都	11	26	1	11		25	2	5		2		5
神奈川県	3	2		3		2	2			2		
新潟県	9	1	1	9			8	3	2	8		1
富山県	2	1		3				1	1			
石川県	1	2		1		2	1			1		
福井県	4			3	1		1			1		
山梨県		1	1					1	1			
長野県	1			1								
岐阜県	14	7	1	14	2	4	1	1	1	1		
静岡県	8	2	1	1		8	11					11
愛知県	8	1		9			3			3		
三重県	4	3	1	5		1	2			2		
滋賀県	2			2			2			2		
京都府												
大阪府	1			1			1			1		
兵庫県	9	3		9		3	1	1	1	1		
奈良県	3	11		3		11	1			1		
和歌山県	5			5								
鳥取県		4	3			1	1			1		
島根県							2	1		2		1
岡山県	3			3			2			2		
広島県	2			2			2			1	1	
山口県	6			6			7			7		
徳島県		1			1							
香川県	6			6			1			1		
愛媛県	4	10		4	1	9	2			2		
高知県	5	1		5		1	2	3		2	2	1
福岡県	4	23		4		23		9				9
佐賀県	1	1		1		1	1	1		1		1
長崎県	1			1			1			1		
熊本県	2			2			3			3		
大分県	4	1		4		1	1	1	1	1		
宮崎県												
鹿児島県	1			1				1	1			
沖縄県	1			1			4			4		

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。



表VI-10 (9b)

設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等  
(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満						50kg/h未満 (0.5m <sup>2</sup> 以上)					
	平成27年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成27年8月15日までの状況				平成27年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市							1			1		
千葉市	2			1	1							
横浜市	21			21			5			5		
川崎市	2			2								
相模原市												
新潟市		2	1		1		1			1		
静岡市	1	2		1	1	1	2			2		
浜松市	1			1				1	1			
名古屋市		1				1	1			1		
京都市	10			10			2			2		
大阪市	1			1								
堺市												
神戸市		1	1				1			1		
岡山市	1			1								
広島市												
北九州市							1			1		
福岡市												
熊本市							1			1		
函館市												
旭川市												
青森市							1			1		
盛岡市							1				1	
秋田市							1			1		
郡山市	1			1								
いわき市												
宇都宮市	2			2								
前橋市							1			1		
高崎市	2			2			1			1		
川越市												
船橋市		1				1						
柏市		1		1								
横須賀市	1				1		5			4	1	
富山市	1	1	1	1								
金沢市	3			3								
長野市												
岐阜市	1			1								
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市	1			1								
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市	1			1								
尼崎市												
西宮市												
奈良市	2			2			2			2		
和歌山市							3			3		
倉敷市	1			1								
福山市	1			1								
下関市												
高松市	1			1								
松山市	1			1								
高知市		1				1						
久留米市		2				2						
長崎市	2			2								
大分市							1	1		1		1
宮崎市		1	1				1				1	
鹿児島市												
那覇市												
合計	262	138	23	252	15	110	112	37	15	96	6	32

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (10a)

設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等  
(施設種別別-都道府県別)

	廃棄物焼却炉						合計					
	小計											
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	32	1	1	32			32	1	1	32		
青森県	33	2	2	30	3		33	2	2	30	3	
岩手県	22			19	3		22			19	3	
宮城県	15	14	14	15			15	14	14	15		
秋田県	15			15			15			15		
山形県	12	2	1	12		1	12	2	1	12		1
福島県	26	1		26		1	31	1		31		1
茨城県	119	10	4	105	3	17	126	10	4	105	3	24
栃木県	27	27	4	27	8	15	35	27	4	35	8	15
群馬県	24	4		20	7	1	25	4		21	7	1
埼玉県	60	28	14	65	5	4	69	30	15	74	5	5
千葉県	97	79	54	93	6	23	97	80	54	93	6	24
東京都	41	78	12	39	1	67	41	78	12	39	1	67
神奈川県	30	3		30		3	30	3		30		3
新潟県	42	14	6	46	2	2	45	14	6	49	2	2
富山県	7	12	10	9			7	12	10	9		
石川県	17	7	1	17		6	17	8	2	17		6
福井県	20			19	1		20			19	1	
山梨県	15	15	15	15			16	16	16	16		
長野県	26	3		29			29	3		32		
岐阜県	52	16	6	52	2	8	53	17	7	53	2	8
静岡県	56	6	1	11	2	48	64	9	1	17	4	51
愛知県	47	3		48	2		66	6	1	68	3	
三重県	51	25	9	49	6	12	53	30	9	49	6	19
滋賀県	28			28			28			28		
京都府	9			8	1		11			10	1	
大阪府	20	1		18	1	2	22	1		20	1	2
兵庫県	52	40	11	52	1	28	53	42	11	53	1	30
奈良県	46	42	7	43	3	35	46	42	7	43	3	35
和歌山県	14			14			14			14		
鳥取県	12	20	16	12		4	12	20	16	12		4
島根県	11	1		11		1	12	1		12		1
岡山県	27	7	4	25	5		27	7	4	25	5	
広島県	21			16	5		21			16	5	
山口県	24			24			27			27		
徳島県	33	17	3	35	2	10	33	17	3	35	2	10
香川県	31	6	3	33		1	31	6	3	33		1
愛媛県	27	30	2	29	1	25	27	30	2	29	1	25
高知県	38	23		38	3	20	38	23		38	3	20
福岡県	24	92	9	24		83	27	94	9	27		85
佐賀県	32	6	4	31	1	2	32	8	4	31	1	4
長崎県	34	1	1	34			34	1	1	34		
熊本県	11	5	4	11		1	11	5	4	11		1
大分県	15	5	4	11	4	1	15	5	4	11	4	1
宮崎県	5	2	1	5	1		5	2	1	5	1	
鹿児島県	24	5	4	25			25	5	4	26		
沖縄県	19	3	3	19			19	3	3	19		

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (10b)

設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等  
(施設種別別-政令市別)

	廃棄物焼却炉						合 計					
	小 計											
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市	1			1			1			1		
仙台市	1			1			1			1		
さいたま市	4			4			4			4		
千葉市	14	3		12	2	3	15	3		13	2	3
横浜市	38			38			38			38		
川崎市	4	2	2	4			4	2	2	4		
相模原市												
新潟市	9	4	3	8	2		9	4	3	8	2	
静岡市	5	4		5	1	3	7	4		7	1	3
浜松市	18	4	1	20	1		19	4	1	21	1	
名古屋市	11	2		11		2	12	2		12		2
京都市	28	3		30		1	30	3		32		1
大阪市	6			6			6			6		
堺市	10			10			10			10		
神戸市	8	2	2	8			8	2	2	8		
岡山市	6	3	1	8			6	3	1	8		
広島市	7			7			7			7		
北九州市	5			5			5			5		
福岡市	1			1			1			1		
熊本市	4			4			4			4		
函館市	3			3			3			3		
旭川市												
青森市	3	3	3	3			3	3	3	3		
盛岡市	3			2	1		3			2	1	
秋田市	5			5			5			5		
郡山市	2	1		2		1	2	1		2		1
いわき市	4			4			4			4		
宇都宮市	7			6	1		7			6	1	
前橋市	9	1		9		1	9	1		9		1
高崎市	5			5			5			5		
川越市												
船橋市	6	1		6		1	6	1		6		1
柏市		4		4				4		4		
横須賀市	8			6	2		8			6	2	
富山市	6	8	6	6		2	9	8	6	9		2
金沢市	7	1		7		1	7	1		7		1
長野市	3			3			3			3		
岐阜市	5			5			5			5		
豊橋市	1	2	2	1			3	2	2	3		
岡崎市	6			6			6			6		
豊田市							1			1		
大津市	2			2			2			2		
豊中市	4			4			4			4		
高槻市	2			2			2			2		
枚方市	2			2			2			2		
東大阪市												
姫路市	3	1		3		1	8	1		8		1
尼崎市	4			4			4			4		
西宮市												
奈良市	12			12			13			13		
和歌山市	6			6			7			7		
倉敷市	8			7	1		9			8	1	
福山市	14	4		13	1	4	16	4		15	1	4
下関市	2			2			5			5		
高松市	4			4			4			4		
松山市	13			12	1		13			12	1	
高知市	2	4		2	1	3	2	4		2	1	3
久留米市		7				7		7				7
長崎市	4			4			4			4		
大分市	9	3		8	1	3	9	3		8	1	3
宮崎市	1	5	5		1		1	5	5		1	
鹿児島市	8			8			8			8		
那覇市	1			1			1			1		
合計	1807	728	255	1731	95	454	1916	751	260	1830	98	479

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (1a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等  
(施設種類別-都道府県別)

	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設						カーボイド法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設					
	平成27年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成27年8月15日までの状況				平成27年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県								1		1		
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (1b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等  
(施設種類別-政令市別)

	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設						カーボト法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設					
	平成27年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成27年8月15日までの状況				平成27年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市							1			1		
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計							1	1	1	1		

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (2a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等  
(施設種類別-都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって、汚水又は廃液を排出するもの						廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB 汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設					
	平成27年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	1			1								
青森県	1			1								
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県	1			1								
茨城県	2				2							
栃木県	1			1								
群馬県												
埼玉県	1			1								
千葉県	3	1		3	1							
東京都												
神奈川県	1			1								
新潟県	2	1	1	2								
富山県												
石川県												
福井県	3			2	1							
山梨県												
長野県												
岐阜県	3			3								
静岡県	5	1		5		1						
愛知県	4			4								
三重県	2			1	1							
滋賀県												
京都府												
大阪府	1			1								
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県	1			1								
山口県												
徳島県	1			1								
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県	1	1		1		1						
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (2b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等  
(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって、汚水又は廃液を排出するもの						廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB 汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設					
	平成27年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市		1	1									
相模原市												
新潟市												
静岡市	2			2								
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市		1	1									
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市	1			1								
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市	1			1								
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市	1			1								
高槻市												
枚方市	1			1								
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市	1			1								
福山市	1			1								
下関市												
高松市												
松山市	2			2								
高知市	1			1								
久留米市												
長崎市	1			1								
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	46	6	3	42	5	2						

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (3a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等  
(施設種類別-都道府県別)

	7種類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設						下水道終末処理施設					
	平成27年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成27年8月15日までの状況				平成27年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							1			1		
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県		1				1						
栃木県												
群馬県	1			1								
埼玉県								2	2			
千葉県												
東京都							1	9	9	1		
神奈川県												
新潟県												
富山県								2	2			
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県								1	1			
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。



表VI-11 (3b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等  
(施設種類別-政令市別)

	700種類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設						下水道終末処理施設					
	平成27年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成27年8月15日までの状況				平成27年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市							1			1		
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市							1			1		
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市	1			1								
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市								1	1			
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	2	1		2		1	4	15	15	4		

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (4a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等  
(施設種類別-都道府県別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設						合 計					
	平成27年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成27年8月15日までの状況				平成27年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							2			2		
青森県							1			1		
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							1			1		
茨城県							2	1			2	1
栃木県	1					1	2			2		
群馬県							1			1		
埼玉県							1	2	2	1		
千葉県							3	1		3	1	
東京都							1	9	9	1		
神奈川県							1			1		
新潟県							2	1	1	2		
富山県								2	2			
石川県												
福井県							3			2	1	
山梨県												
長野県												
岐阜県							3	1	1	3		
静岡県							5	1		5		1
愛知県							4			4		
三重県							2			1	1	
滋賀県												
京都府												
大阪府							1			1		
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県							1			1		
山口県												
徳島県							1			1		
香川県								1	1			
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県							1	1		1		1
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-1 1 (4b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等  
(施設種類別-政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設						合 計					
	平成27年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成27年8月15日までの状況				平成27年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市								1	1			
相模原市												
新潟市							1			1		
静岡市							2			2		
浜松市							1			1		
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市								1	1			
盛岡市												
秋田市							1			1		
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市							1			1		
富山市							1			1		
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市							1	1	1	1		
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市							1			1		
高槻市												
枚方市							1			1		
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市							1			1		
福山市							1			1		
下関市												
高松市												
松山市							2			2		
高知市							1			1		
久留米市												
長崎市							1			1		
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	1					1	54	23	19	50	5	3

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。